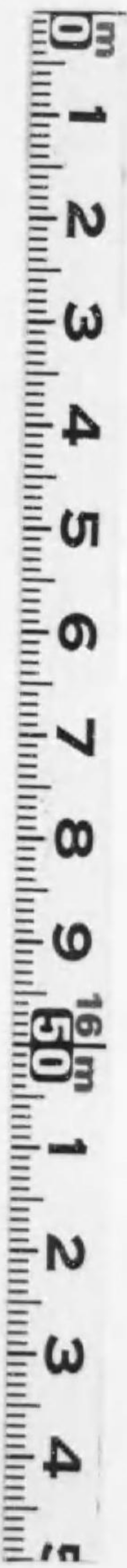


519
96



始



36.2.24

579-96

維新史蹟圖說



京都の巻

大正 13. 1. 21 内交

序

我國建國以來二千五百八十有餘年間の歴史は色々の事實を語つてゐるが、其中でも明治維新は最興味あり、且尊皇愛國の思想が攘夷なる導火線によつて爆發し、今日の盛運を致さしめた貴重な時代であるから、これが研究は等閑に附するところが出来ない、随つて其史蹟を調査することは最緊要であると思ふ、近時此等の史蹟は都市計劃其他文明の事業のために湮滅に歸し、又は歸せんとするものが尠なくないから、今にしてこれが面影を後昆に傳へなければ、他日如何ともするところが出来ないのである、維新史蹟研究會は窃かに此點に留意

二
し、多年これが研究に没頭の結果、漸く京都の部を完成したが、書成るに及んで、遺憾なる點が多いのはこれ同人の愧悚に堪へざる所である、若し誤謬の點あらは博雅高明の士、幸に之を正されんことを。

大正十二年師走

維新史蹟會同人

例言

- 一、本書は嘉永六年米艦渡來より明治二年の車駕東幸に至る十七年間の京都の出來事を概略ながら記述したものである。
- 一、本書は編輯同人が大坂朝日新聞社に在勤中、維新史蹟の資料を蒐集したる當時の資料を骨子として編纂したるものである。
- 一、本書所載の寫真版は二百數十葉に達してゐるが、中には數葉を併合したるもの重複を避けたるものも尠なくない、これは讀者の便ならんが爲めである、猶米艦渡來、伏見鳥羽の戰等の數圖は、杉浦丘園氏の秘藏品、元治兵燹、皇政維新制札の兩圖は、加藤憲一氏の厚意により撮影したるもので特に茲に掲げて厚意を謝す。

大正十二年師走

編者識

寫真目次

戊辰正月の布令を二條新橋の西詰制札場に掲ぐ(コロタイプ三色版)

元治兵燹の圖

(同)

上

米艦浦賀に來舶の圖

(コロタイプ版)

鳥羽伏見の戦争の圖

三枚

(同)

上

寫真版

京都皇宮建禮門

郭公亭

三本木山紫水明處

近衛邸の遺址

頼山陽の書簡

近衛忠熙卿の書簡

九條關白邸

三條の竹原舊邸

寺町本能寺

僧月照の遺墨

清水成就院

寺町妙滿寺

梁川星巖の邸址
同 肖像
同 遺墨
梁川紅蘭の遺墨
圓山左阿彌樓
頼三樹三郎の遺墨
池内陶所の遺墨
梅田雲濱の邸址
同 遺墨
春日潜庵の書齋
同 遺墨
北嵯峨直指庵
津崎村岡の畫像
同 遺墨

野村望東尼の遺墨
三國大學の邸址
同 遺墨
三條實萬卿終焉地
同 遺墨
下立賣の粟津舊邸
大原重徳の書簡
宇治橋附近
堺町御門
西郷南洲の遺墨
鳴瀧妙光寺の書齋
僧天章の遺墨
岩倉卿蟄居の跡
同 遺墨

同 肖像
玉松操の邸址
所司代屋敷
島田左近の邸址
木屋町三條の裏
目明し文吉の家
かすえの假住居の址
黒谷金戒光明寺
千種卿の邸址
寺町の淨教寺
伊達宗城の遺墨
積殻邸
洛西等持院
壬生屋敷

京都皇宮の各殿
上賀茂神社
下賀茂神社
知恩院
島津久光の遺墨
石清水八幡宮本殿
同一の烏居
昔の耳塚
清川八郎の遺墨
山岡鐵舟の書翰
猿ヶ辻と姉小路公知の自署
西本願寺の本堂前
土方歳三の肖像
近藤勇の生家

梨木神社

三條實美の肖像

同 遺墨

翠紅館

建春門

木屋町三十五番路次

三寶院里坊附近

藤本鐵石の隱家

妙法院宸殿

東久世通禧の肖像

七卿の訣別書

上嵯峨壬生基修隱栖の址

竹田街道

七卿落の繪

四

伏見の長州藩邸跡

栗田青蓮院

桂離宮の茶亭

本閉寺

同志社大學

鴻池別邸の址

先斗町の出雲

平野國臣の像

同 遺墨

中西君尾の家

井上馨の遺墨

十年前の小川亭の裏

南禪寺の山門

榭屋の宅址

古高俊太院の遺墨

池田屋旅館の跡

長州屋敷(維新後の勸業館)

西川耕藏の宅址

同 肖像

同 遺墨

明保野の址

相國寺の簀

相國寺

江州草津の姥餅

伊藤博文の肖像

同 遺墨 二點

先斗町の近喜の址

後藤象二郎の肖像

同 遺墨

福原越後の肖像

蛤御門

鳥原の角屋

木屋町三條上る街路

佐久間象山の肖像

同 遺墨

洛西妙心寺

洛西天龍寺

六角牢獄の跡

竹林寺の表門

佛光寺本山

同 本廟

西本願寺太鼓堂

五

眞木和泉憤死の圖
天王山と寶積寺
古聖堂
今井似幽の遺墨
繩手魚品樓の跡
高杉晋作の肖像
同 遺墨
高臺寺
北野神社本殿前
蹴上げ太神宮の杜
三本木吉田屋
木戸孝允の遺墨
對州藩邸
木戸孝允臨終の室

同 肖像 六
德大寺實則の遺墨
洛東靈山の遠景
伊藤博文の弔詩
鳥原の舊田圃道
南座
藤井右門の郵址
山本鴻堂の舊邸
阪本龍馬の書簡 二通
伏見寺田屋
寺田屋女將おとせ肖像
阪本龍女の生家
淨福寺大黒柱の刀痕
尊攘堂の跡

水戸齊昭の遺墨
品川彌二郎の遺墨
吉田松陰の肖像
同 遺墨
阪本、中岡兩士横死の部屋
同 邸屋根
阪本龍馬の遺墨
同 肖像
中岡慎太郎の遺墨
同 肖像
祇園一力亭
同 竹の屋の跡
山縣有朋の肖像
同 遺墨

三條大橋
孝明天皇尊像
同 御宸翰
昔の五條大橋
泉涌寺
明治天皇尊影
同 御宸筆
祐の井
中山一位局の肖像
中山忠能卿の肖像
同 遺墨
天満屋旅館
陸奥陽之助の肖像
同 遺墨

西村敬藏の邸址
昔の土佐の陣屋跡
大佛方廣寺の鐘
河原町の土佐藩邸
油小路七條の街路
二條城
徳川慶喜の肖像
同 書翰
南禪寺
大久保邸内の茶室
大久保利通の肖像
同 遺墨
墨染
近藤勇の書翰

粟生光明寺本堂
稻荷神社
三條西季知の遺墨
澤宣嘉の遺墨
鳥羽街道
下鳥羽村
御香宮の表門
同 本殿
伏見奉行所址
東本願寺
東寺
加茂村
清和院門
東福寺長州戦死者招魂碑

三井寺
馬路村小學校
繩手新橋
パークス公使の肖像
中井弘拜領の寶劔
紫宸殿
洛西妙西寺の瀧正信收骨の碑

叡山の遠景
三條磧
大阪御巡幸の圖
松平春嶽の遺墨
中島信行の肖像
柴捨造(北垣國道)の肖像

維新史蹟圖說目次

三	日	志	月	南	公	閣	關	山	京
樹	本	士	照	洲	達	老	白	紫	都
と	の	の	の	と	の	の	邸	水	の
陶	李	逮	都	月	突	上	訪	明	皇
所	白	捕	落	照	擊	洛	問	處	宮
.....
三	六	二	八	五	二	九	七	四	一

一代の智者	岩公の蟄居	血汐の椽先	寺田屋の變	武裝の參殿	菊屋の酒宴	突然の解雇	毒饅頭の到來	獄中の慰安	婦人の龜鑑	學界の泰斗	堂守の志士
.....
七五	七〇	六七	六四	六二	六〇	五七	五四	五一	四七	四三	三六

怪しい烽火	幕吏の豪奢	文吉の天誅	禪一枚の女	黒谷の本陣	奇怪な投書	面妖な貼紙	深夜の勅使	木像の獄門	浪士の上洛	天盃を賜ふ	兩加茂行幸
.....
七八	八一	八四	八六	九〇	九二	九四	九七	一〇〇	一〇五	一一〇	一一三

志士事務所	卅五番路次	會津の馬揃	浪士の強迫	翠紅館會議	條公の密謀	土方の奇智	猿ヶ辻の變	耳塚の不覺	奸臣朝倉某	石清水行幸	薩藩の建白
.....
一五七	一五四	一五〇	一四七	一四五	一三八	一三四	一三〇	一二七	一二四	一二〇	一一五

鐵石の隱家	妙法院會議	落行く七卿	芹澤の暗殺	青蓮院門跡	本圀寺討入	藩邸の相撲	虎徹の名刀	醉興の國臣	將軍の出迎	命の親の鏡	御門の貼紙
.....
一六〇	一三三	一六八	一七二	一七四	一七八	一八〇	一八三	一八五	一九三	一九八	二〇一

志士の隠家	落行く長軍	眞木の最後	本山の珍客	床下の納棺	國臣の最後	牢獄の斬殺	天龍の奇禍	薩水の奇智	樵街の暗殺	角屋の珍客	ごんく焼
.....
二九六	二九二	二九〇	二八七	二八四	二八一	二七八	二七六	二七四	二七〇	二六六	二五六

蛤御門の戦	福原の來伏	参議令夫人	暗殺の中止	長蛇を逸す	貴人の出現	間違の刃傷	勤皇の書舖	計略の小便	池田屋騒動	宿屋の主人	山門の生曝
.....
二四七	二四〇	二三六	二三五	二三三	二三〇	二二四	二二二	二一九	二一二	二〇七	二〇五

三吉の日記	三二七
緋を脱す	三三五
鴻堂の舊邸	三三三
右門の瘞塚	三三〇
伊東の暗殺	三二七
南座の喧嘩	三二四
加納惣三郎	三二一
舞『京の四季』	三〇八
俠妓の庇護	三〇五
北野の怪異	三〇三
組織の改正	三〇〇
高杉の風流	二九八

女將おこせ	三三一
阪本の妻女	三二九
無惨の刀痕	三二二
尊攘堂の跡	三四四
踊狂ふ狂介	三四七
月夜の血闘	三四九
威嚇の砲火	三五二
主上の崩御	三五四
幼帝の踐祚	三五七
志士の横死	三六〇
戦國的策士	三六六
天満屋騒動	三七二

宮中の午睡	小枝橋の戦	御香宮の戦	官幕の兩軍	稻荷の休息	御所の會議	岩倉の密謀	墨染の狙撃	錦旗の調製	南禪の竹院	二條城脱出	長髯の志士
四二九	四二五	四二二	四一四	四一〇	四〇一	三九〇	三八八	三八六	三八四	三七七	三七五

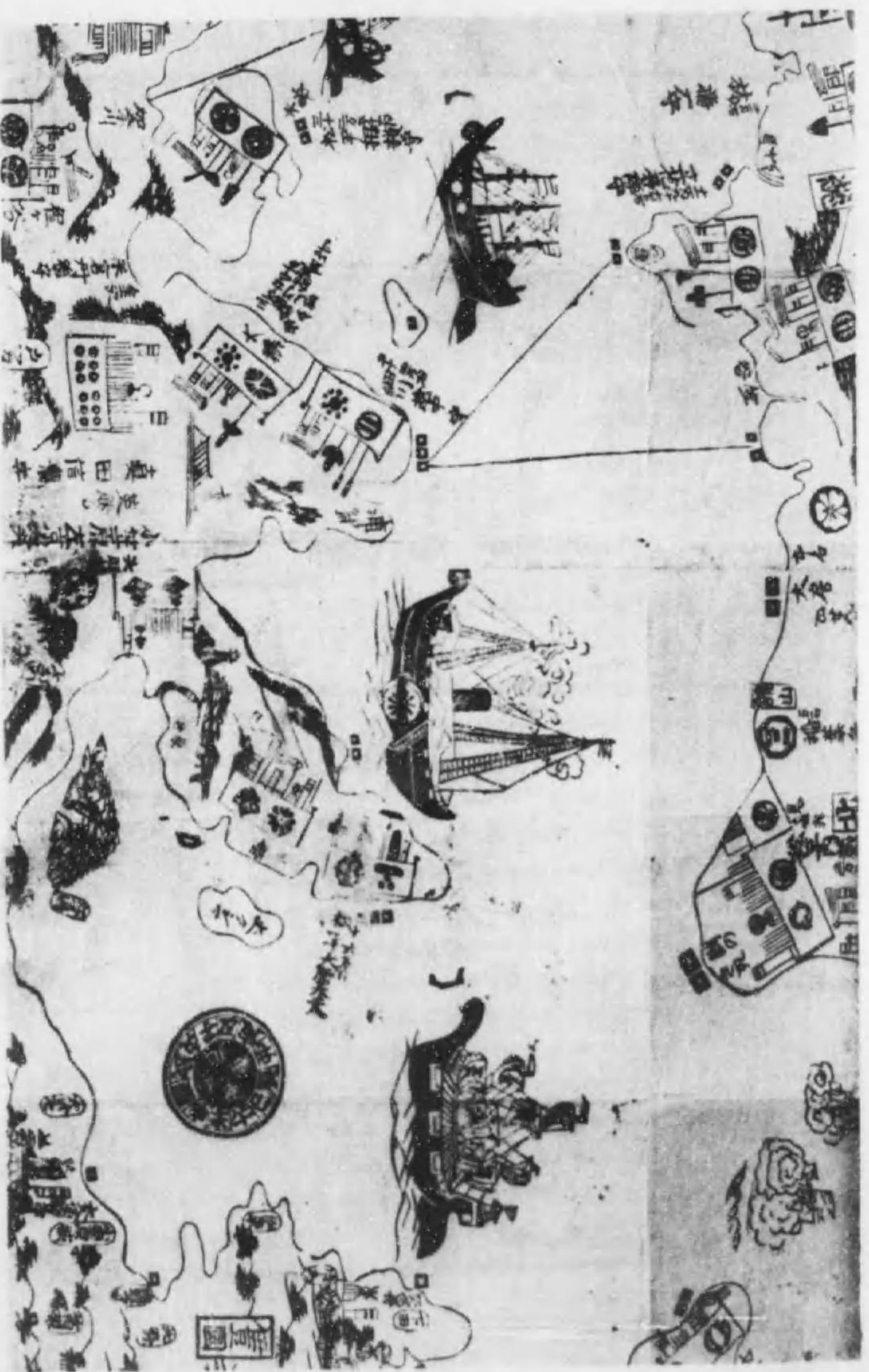
勤皇の誓紙	慎吾の重傷	軍使の報告	俊齋と甲藏	三井の陣貝	馬路の光榮	繩手の狼藉	外臣の拜謁	帝國の基礎	收骨の墓碑	叡山の焼打	三條の梟首
四三一	四三四	四三六	四三八	四四〇	四四三	四四七	四五〇	四五三	四五六	四六一	四六四

大阪御巡幸

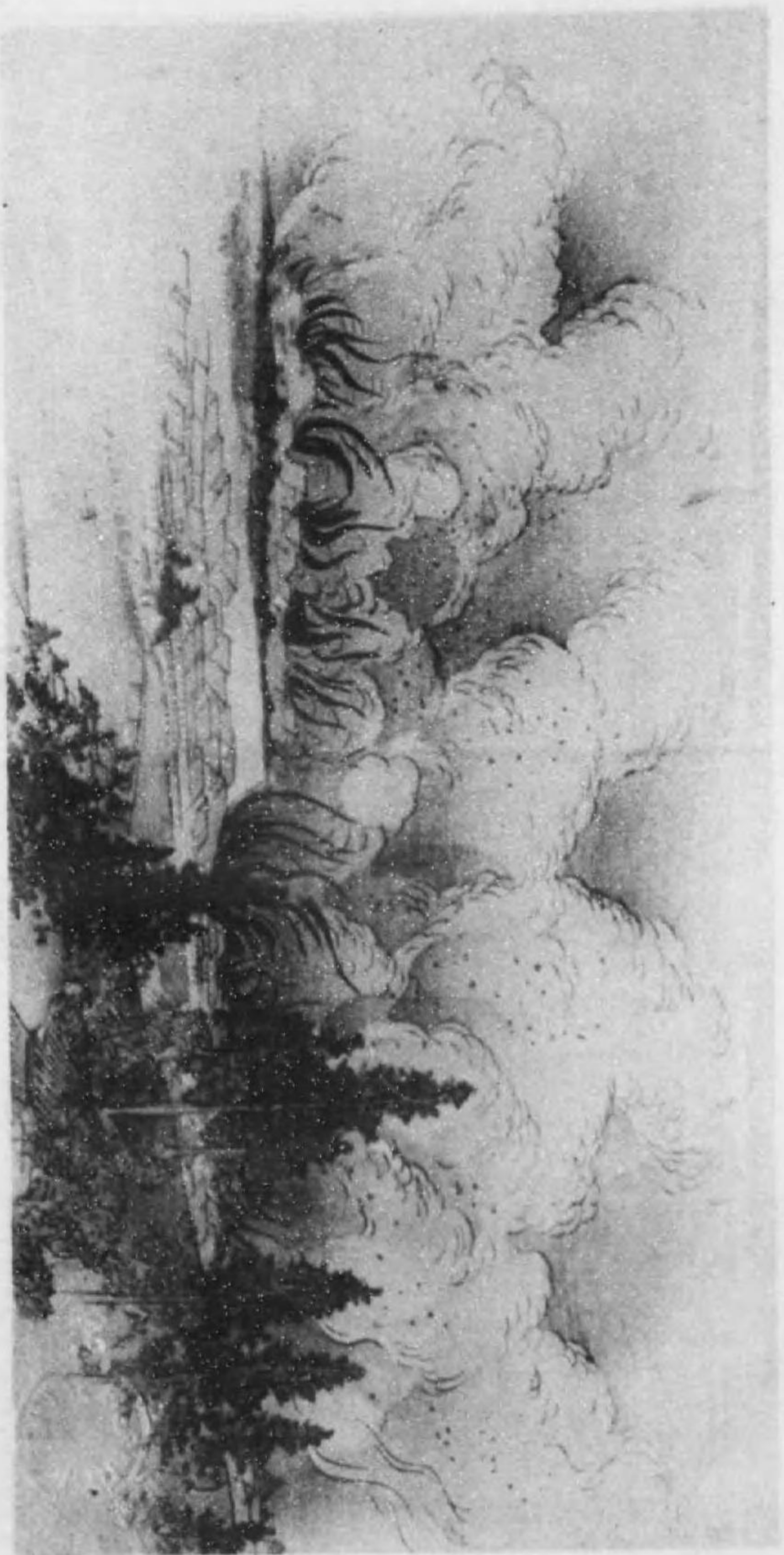
一一

四六六

目次終



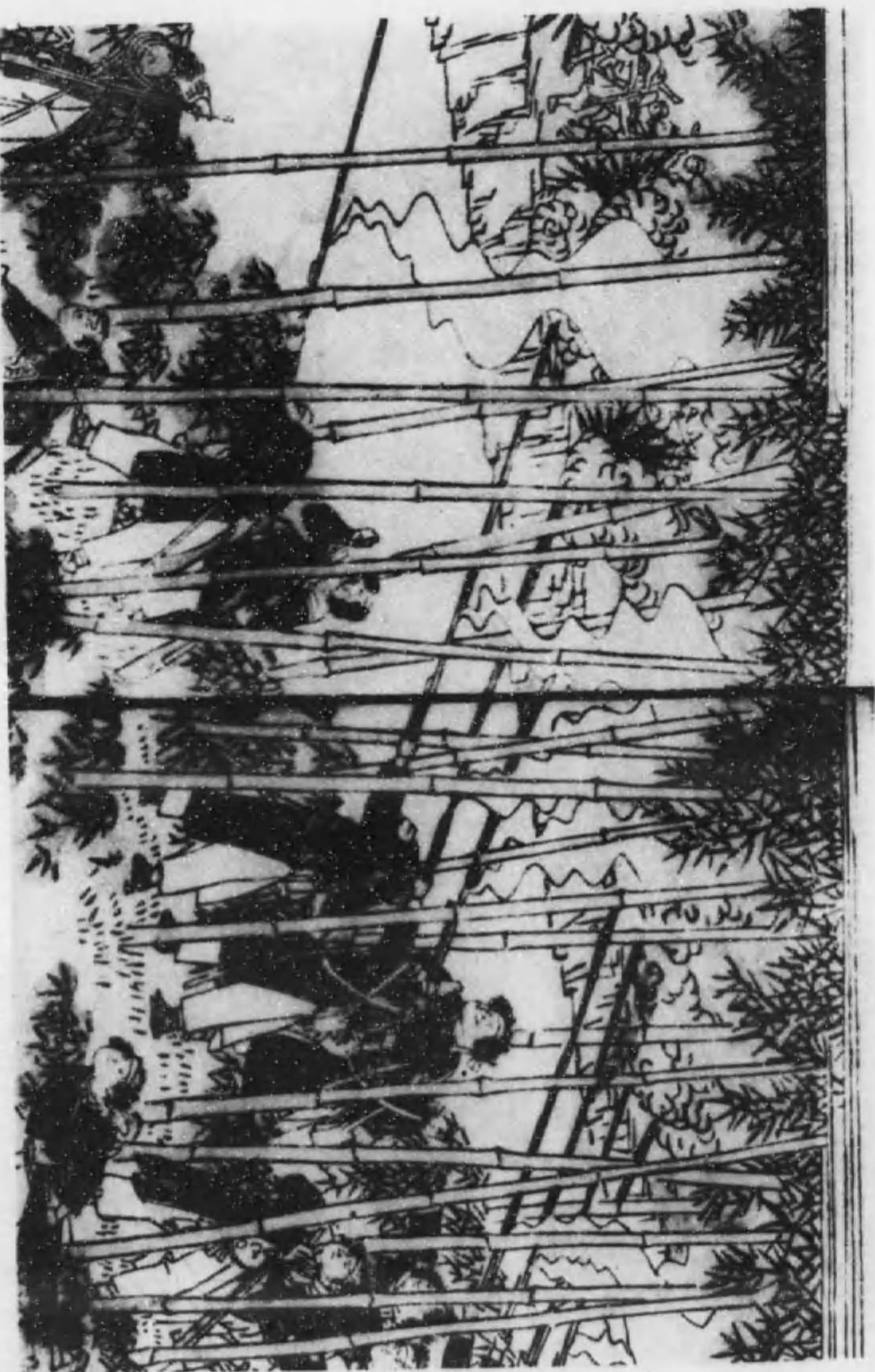
米下田に來る港の圖



元治兵變の取見圖

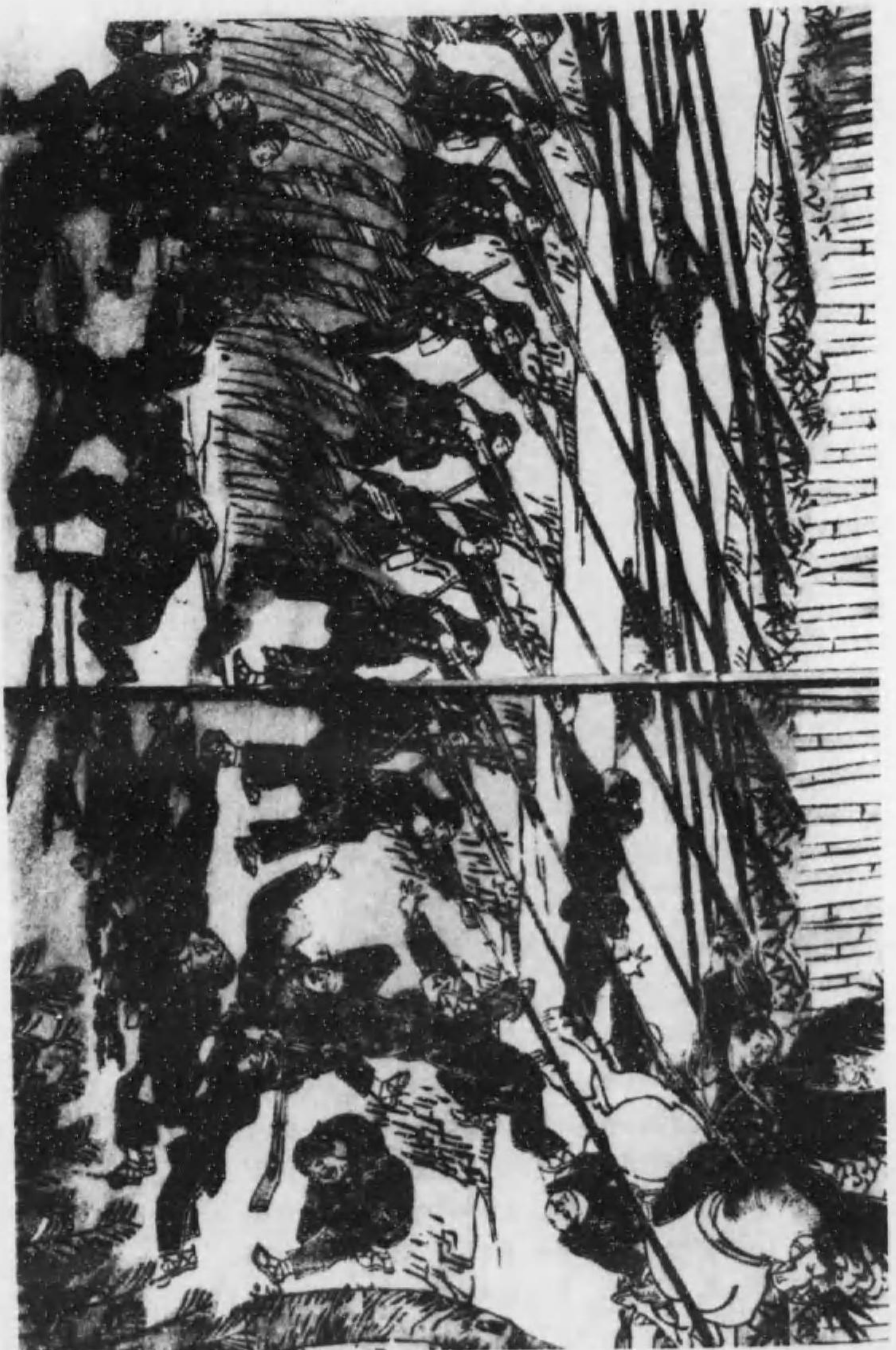


戊辰羽附附近の戦の圖



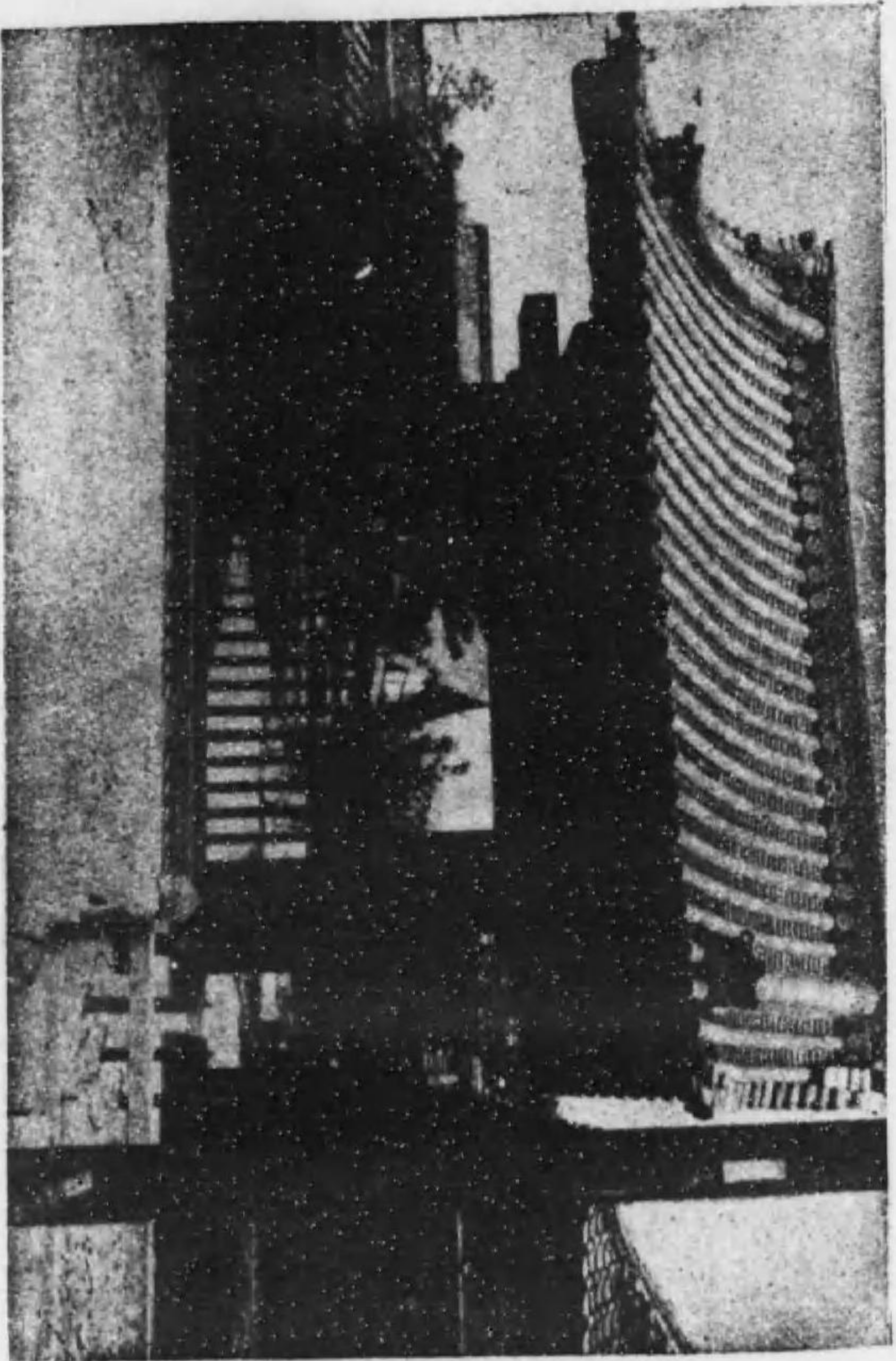
城南宮の傍竹藪より東軍軍遂撃す





鳥羽附近の東軍を討つ

寺町本能寺 關老の首斑畑田中守正勝は安
政五年正月十五日將軍家定に謁し二十一日江戸を
出發し二月五日上洛、本能寺に入り畑田は九條關
白尙忠を訪問し十三日廣幡、東坊城兩大納言等本
能寺に關老を訪問して外國通商貿易の事情を聽く
本能寺は本門法華宗本山の一にて寺町始小路東側
に在り(關老の上洛の項參照)



清水寺成就院 (向つて右)成就院は地主権
 現の社の西北にあり安政六年院主月照は西郷南洲
 と共に都を忍び出で討幕攘夷のならざるを憤り海
 に投じて死せしは世人の周知する所である
 郭公亭(向つて左)清閑寺町字歌中山にあり西郷
 月照が國事を密議せし處である



維新史蹟圖説

京都の皇宮

攘夷の中心點



想出いとも深し

維新史蹟の序幕は颯と切落された、其先頭には現はされるものは何んと言ふても京都皇宮であらねばならぬ、明治維新史は尊皇愛國の燃ゆるが如き思想が攘夷なる導火線によつて爆發されて、遂に帝國の基礎を確立せしめたのである、されば其史蹟を釋ぬるには、どうしても京都皇宮を中心とせねばならぬ、史を徵するに延暦三年桓武天皇は、奈良の都から山城國乙訓郡長岡京に遷都せられたが、更に同十二年正月十五日、大納言藤原小黒麿、左大辨紀古佐美、沙門賢璟等に山城國葛野郡宇多村の地を視察せしめ、同年三月十二日に和氣清麿を造

營使に、阪上田村麿を木寮長に菅原真道を造營亮に夫々任命し天皇親らも實地を巡行して指揮監督せられたのであるが、總て新都は唐制に則つて經營せられた其位置は葛野、愛宕の兩郡へ通り東山加茂川を左に擁し、西山、桂川を右に控む、廣さ東西千五百八丈、南北千七百五十三丈であつた、しかし左京は地勢高爽であつたから居を卜する者が極めて多く、爲に卑濕なる右京は自然に寂寛なる光景を呈し、白河鳥羽の院政時代には佛閣、離宮の建立相續き白河は繁華なる巷となつた、高倉天皇治承元年四月二十八日富小路より失火して、大内裏の一部を焼き、其翌年にも火災が起つて大内裏は殆んど炎上し、爲に天皇は油小路二條なる閑院内裏に移御、後七代の間には富小路、萬里小路内裏などが出來たか、後醍醐天皇が延元元年十月叡山に行幸の際、兎徒は火を皇居に放つたので、天皇は餘儀なく高倉夷川なる馬場殿に移御、次で應仁の大亂に及んで七珍萬寶は悉く飛散し、土御門内裏は室町幕府に移され、皇室の式微愈々甚だしくして、永祿七年川端道喜は皇居造營のために多額の供米を献じ、禁裏の御用を奉仕してゐた立入宗繼は、萬里小路中納言惟房卿と謀り、尾張の織田信長

に繪旨を賜ひ、永祿十一年に信長入洛し、翌年皇居の造營全く成り、次で豊臣秀吉は信長の遺志を繼ぎ、前田玄以を以て内裏造營の奉行とし、秀吉もまた躬ら臨んで其工事を檢察し、天正十八年造營全くなつて、初めて皇居の體裁を具備することになつた、然るに寶永五年三月二十八日油小路姉小路下る宗林町から出火して皇居を焼き、新に造營せられたのは、北朝内裏に基いて方四十丈であつた、光格帝天皇の天明八年正月晦日の大火には、京都の大半が焦土となり皇居は又も焼失し、天皇は皇居を再造し、古制に則とるべき旨幕府に命せられた、こゝに於て幕府は松平定信に命じ、大内裏の時の規制に基いて造營したが安政元年四月六日大宮御所から失火し、皇居も炎上して皇居は西南の角を取擴げて正方形に改め、安政三年造營の功成り、同年十一月二十一日孝明帝は桂宮から新内裏に還幸せられた、即ち現今の皇宮である、明治大帝は明治元年八月二十七日紫宸殿にて即位式を擧げられ、皇政復古の大業は實にこゝを中心とせられたのであつた。

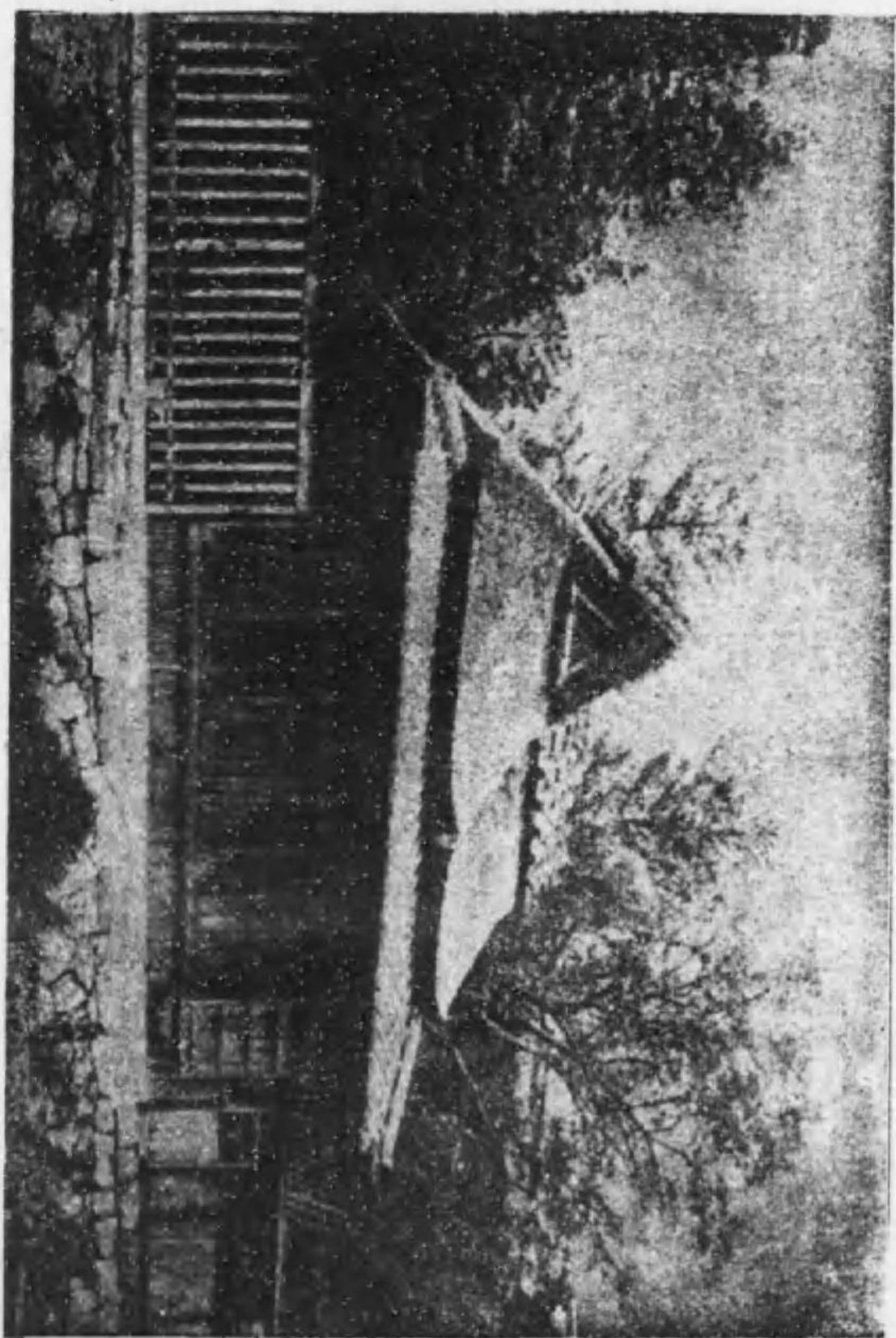
山紫水明處

東三本木

日本政記を著す

〔端唄東山〕蒲團着て、寝たる姿は古めかし、起きて春めく知恩院、その樓門の夕暮に、好いたお方に逢ひもせで、好かぬ客衆に呼びこまれ、山寺の入相告ぐる鐘の聲、諸行無常はまゝのかは、わしはむしやうに登り詰め、花のいたいき、どれ行つて見やう、花はうつろふものなれど、葉こそ惜しけれ、惜しけれ葉こそ、緑の芽だち、色深見草。

これは頼山陽が、ひとゝせ祇園わたりの櫻花が美しく咲出た砌、華頂山門にひねもす遊び暮して、酔興の餘り絃妓の紅筆を執り、この粹な端唄を認め、豪放快澗の氣を吐いたことがあるが、山陽は常に徳川氏が徒らに政權を其掌中に收め、一天萬乗の大君は九重の雲深き處に虚器を擁し給ひ、皇居は草蓬々と生え



山紫水明處



京都皇宮

(孝明天皇の御宇)嘉永七年四月六日大宮御所より
失火皇宮炎上し安政三年御造營功成り同年十一月
二十一日主上は新造内裏に還幸あらせ給ふたのは
即ち今の京都皇宮であつて皇政維新の大業はこの
皇宮に源を發し帝國今日の隆運を致したのである
京都皇宮の規模は東西百三十七間餘、南北二百四
十六間餘、明治天皇、今上天皇陛下は實に此皇宮
で即位の御大禮を擧げさせられたのである(京都
皇宮の項参照)

皇室は日々に萎微して文弱の氣、天を蒙ふ様を眼のあたりに觀て、慷慨悲憤の
涙に暮れ、享和二年二十三歳にて尊皇愛國の志氣を鼓吹するため、先づ日本外
史の初稿に着手し、文化八年二月二十日には再び入洛して小石榿園に頼り、榿
園の斡旋によつて新町通に一家を借り、次いで二條兩替町に移つたが、文政四
年の春木屋町に移居し、園を葺薇園、居を春臘樓と名づけ、同十一年春東三本
木に山紫水明處を築いて、日本外史の姉妹篇である日本政記を執筆した、この
山紫水明處は水西莊の一部であつて、四疊半位の一室に二疊許りの板の間と相
接し、天井は阿家形の葺張り、床、違棚があつて楣間には

山陽水明處

是山陽翁舊宅書了懷昔遊爲之愴然

時安政四年丁巳復々月望七十三叟海僊

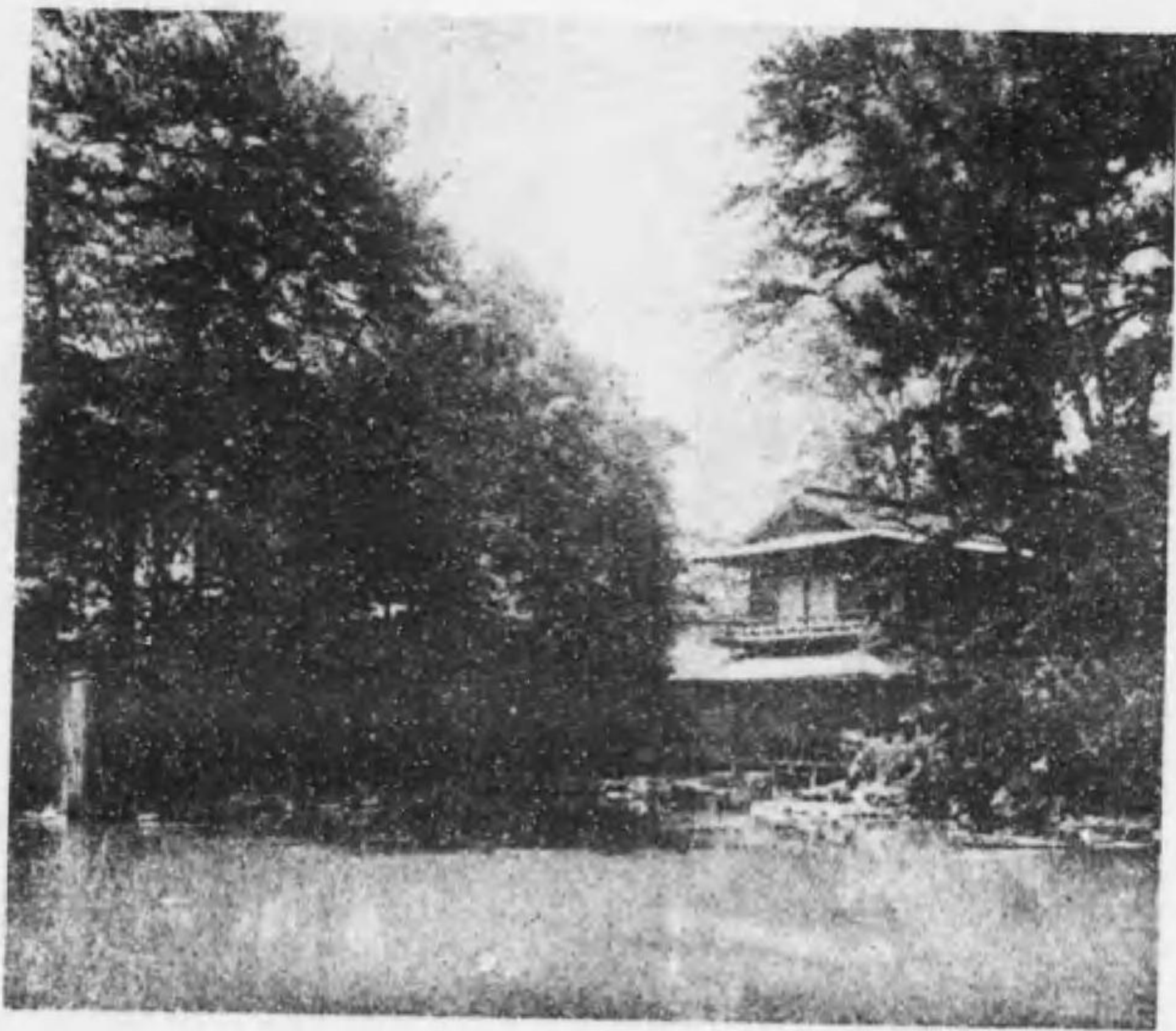
と記された額が掛けられ、違棚の小襖には小田海僊の書畫があり、欄干の下は
加茂川の清らかな水が流がれ、遙に三十六峰のやさしい姿に對して、心ゆくば

かりである、山陽は常に此一室に閉籠りながら、勤皇攘夷の魁とも見るべき日本政記を著し、梁川星巖、香川景樹、日野大納言、大槻磬溪、田能村竹田、陶工木米等と相往來してゐたが、惜しい事には山陽が生前には諸藩は幕府を憚つて、日本外史も日本政記も讀むことを嚴禁した、然るに幕末天下紛擾して尊皇攘夷の志士が四方に蹶起するに及んで、此外史と政記とは、此等の人々によつて、教典として旺んに歡迎せられた、即ち維新の大業は勤皇志士の手で成就されたにしても、其源泉となつたものは山陽の此著述であつたといふても妨げないのである、山陽は天保三年六月十二日俄然吐血し、同年九月二十三日未刻より漸次危篤に陥り、暮六つ時左右を顧みて「我將に假寢せん」と言ひ、眼鏡をかけたまま、靜かに筆を擱き、眠るが如く逝いた、朝廷に於ても一枝の筆、能く大義明文を明らかにした功果を賞せられ、五十年祭を執行した明治十四年三月二十一日、祭桑料として百圓を下賜せられ、同二十四年十二月二十七日には特旨を以て正四位を贈られた。

山陽の書翰 この書は頼山陽が熊谷久右衛門に送りたる壯年時代の書翰である殊に山陽とか巖とか記さずして徳太郎と記したところに雅味がある（山紫水明處の項参照）



九條關白の舊邸 同邸は堺町御門の西にありて其林泉は舊時の觀を改めないがこゝは安政五年堂上八十八名が此九條關白邸に押寄せ勅答延引を迫り燭臺、火鉢を打倒し亂暴狼籍至らざる所なく大騒動を惹起したる場所である（公達の突撃の項参照）



關白邸訪問

堺町御門東側の鷹司邸

諸卿一同は満足した

外艦渡來は我國太平三百年の夢を破つて、孝明天皇には痛く宸襟を惱ませ給ひ、嘉永六年六月十五日には御教書を

伊勢兩宮、兩加茂、石清水、春日、平野、稻荷、松尾の七社、仁和、東大、延暦、園城、興福、東寺、廣隆の七寺

に賜はり、夷類退攘の御祈願があり、次で三條大納言實高、坊城前大納言の兩卿は、江戸に下向して、日米條約締結に就いて朝廷に稟議しなかつた理由を糺さしめられたが、幕府も止むなく安政二年七月禁裡付都築暎河守峰重に旨を含めて、上洛せしめた、峰重はそれから數日を経て江戸を發足し、九月十八日京都所司代脇阪安宅を訪づれ、數名の供を召連れ、堺町御門入口東側の鷹司關白

邸に伺候した、關白邸では幕府より正式に米、英、露三國條約締結の報告使であるから、極めて鄭重に兩人を遇し、やがて傳奏三條實萬、坊城前大納言俊明議奏廣橋光成、萬里小路中納言正房の諸卿も席に現はれ、先づ脇阪安宅は條約書の寫を差出して、嘉永六年六月三日未の上刻相州城ヶ崎の沖合に黒船の姿が出現した模様から、英米露三國の條約を締結するに及んだのは、時勢止むを得ないとの理由を述べて、列座諸卿の同情を求め、次で峰重は安宅の説明を補足し、鷹司關白を初め、諸卿等は條約文面に就いて質問したが、兩人の答辯は極めて明瞭であつたから、一同は大に満足し、關白は兩人の説明によつて、事情も判明したから、これより參内して奏聞致さうと述べ、關白等は兩人を歸へして直に參内、委細奏上した所、龍顏殊の外麗はしく、畏くも主上には「此上とも國體を損せぬ様」その御言葉を賜はつたから、其旨峰重安宅に傳へられた、兩人は聖意の有難きに感泣し、峰重は九月二十三日に京都を出發して、江戸に歸り上司の面々に聖意の程を申通じたから、幕府も漸く安堵したのであつた。

閣老の上洛

寺町二條の本能寺

條約の勅許を求む

外國の通商貿易を求むるためにイの一番に幕府方より京都に派遣せられたものは、儒官林大學頭と津田半三郎の二人であつたが、朝廷では東坊城大納言聰長卿が應對したのである、卿の話には「林は一向寺の明かぬ男で、あゝいふものに相手になつてゐては到底も駄目である」と、こんな理由から身分が輕るいといふのを表面の口實とし、江戸に追歸されてしまつた、幕府も詮方なく閣老の首班堀田備中守正睦、勘定奉行川路左衛門尉聖謨、目付岩瀬肥後守忠震、右筆組頭原彌十郎、勘定組頭立原録助を上洛せしむることゝなり、安政五年正月二十一日江戸を出發し、翌月五日寺町二條の本能寺に入つた、堀田閣老等は上洛間もなく九條關白尙忠卿に面謁し、その翌日廣幡大納言光成、東坊城大納言聰長

の兩傳奏、久我、萬里小路、徳大寺の三大納言は打連れて、堀田閣老を訪問し隨員川路、岩瀬を初め所司代本多美濃守も列席の上、閣老は外國の事情を詳細に述べ、米國條約の草案二通を差出して勅許を求めた、五卿は閣老の言ふ所を聽取したが、反對の意見旺んに、閣老の心盡しも全く駄目であるから、かれは意を決して朝廷に長文の奏狀を上つた、聖上にはその奏狀を御覽になり、二月二十一日には御前會議を開かれたが、これより前き因州と阿州の浪士が上洛して、勤王攘夷の説を公卿の間に説くものが多く、二十三日には廣橋、東坊城の兩傳奏は堀田閣老に對し

「今段の一條容易ならぬ事であるから、人心の折合を以て重事とする三家以下諸大名の赤心開召され候、今一應台命を下し、書取らせ天覽に供へる様に關白、太閤殿命せられ候事」

かういふ意味の勅答をしたのである、堀田も此勅答には大に閉口し、一方幕府では米國使節の催促が矢の如くである所から、堀田は更に所司代、其代の幕吏を旅館に集め協議會を開き、其結果都築駿河守の献策により彦根藩士長野主膳

に委細を托することとなり、主膳は九條關白の臣島田左近に面會し、遂に左近をしし

「外國交通の一條追々時日相延び、亞米利加の掛合差迫り候か、或は英吉利船等渡來いたし、如何様の混雜を生じ申すべきやも計りがたく、左候ては國家の御爲め甚だ以て不都合に候」

この書面を添へ、九條關白尙忠に呈せしめ、旺んに黃白を散じ、其結果京都の形勢が一變して、外夷の處置は一切關東に御委任あるべしとの布告を出さしむるに至つた。

公達の襲撃

二三

九條關白邸の紛擾

八十八人の堂上方

外夷の件は關東へ御一任の勅答があるや、天下は鼎の湧くが如き紛擾に陥り有栖川宮を初め勤皇の公卿は大に驚いて勅答延引を上表し、岩倉具視、大原重徳兩卿は密議の結果、兩卿は手分して堂上方を訪問、安政五年三月十二日早朝、禁中番所へ集合せられたき旨を通じた、偕て同日未明には

中山忠能、正親町三條實愛、今城定章、野宮定功、柳原光愛、西洞院信堅、持明院基政、大炊御門家信、五條高定、庭田重胤、堀川康親、舟橋在賢、大原重徳、町尻量輔、愛宕道祐、篠波教忠、五辻高仲、三室戸陳光、豊岡隨資、今出川實順、倉橋泰聰、清岡長熙、石井行光、岩倉具慶、澤爲量、武者小路實建、平松時言、交野時晃、唐橋在光、清水谷公正、錦織久隆、飛鳥井雅典

桑原爲政、久世道熙、西田辻公恪、六條有容、花山院家理、長谷信篤、堀川親賀、櫛笥隆詔、鷲尾隆賢、澤宣嘉、岩倉具視、阿野公誠、滋野井實在、梅溪通善、東園基敬、今城定國、高野保美、武者小路公香、西大路隆意、河鰐公述、土御門晴雄、三條西公允、石山基文、慈光寺有仲、交野時萬、千種有文、小倉輔季、准波宗禮、植松雅言、東坊城夏長、堀川康隆、勸修寺顯彰、穂積經度、吉田良美、石野基佑、倉橋泰顯、岩倉具綱、舟橋康賢、愛宕通致、交野時萬、石山基文、土御門晴雄、西大路隆意、高野保美、芝山弘豊、裏辻公愛、中御門經之、山本實政、四條隆誥、持明院基和、園基祥、勸修寺經理、六條有義、橋本實梁、千種有任、西四辻公景、梅溪通治、葉室長邦、姉小路公知、錦小路賴徳

の八十八人の堂上方は禁中に參候し、勅答に就いて協議の上、東坊城は國賊であるから打殺せと罵り騒ぎ、三條内府は見かねて東坊城に形勢不穩であるから所勞と稱して、退出せらるゝがよろしからうと注意し、東坊城も止むなく退邸し、八十八人の堂上方は禁中の煤掃草履を穿いて、太刀を提さげ、九條邸へこ

一三

押寄せた、九條邸では不意の突撃に大に驚き、門を鎖さんとしたが、公卿等は已に大玄關に上つて、燭臺、火鉢を引倒し、悪口雑言を吐き、關白の居間にも踏込まん勢ひであつたから、諸大夫は大手をひろげて「暫くお待ちください、早速關白殿下に申入れますから」と暫時の猶豫を請ひ、奥殿に至り關白の前に進み「殿下一大事で御座ります、堂上の方々御玄關に押寄せ、速やかに勅答の御趣意を御改めあるべしと申付り候、如何取計らつてよろしきや」と言上し、關白も大に躊躇して「篤と勘考致すにより御一同一先づ御引取りくださる様に申せ」と述べ、諸大夫は一同に其旨を傳へると、一同は口々に「斯く切迫の場合に勘考は何事なるや、左様な悠長な御答へにては、決して退出致すまじ、是非御決答承るべし、尤早執次など無用なり、イザ居間に通らん」と已に奥殿に進まんとした、諸大夫は大に驚き、再び關白に其旨を通すと、關白は遂に止むなく勅答案御取替致すべしと挨拶したから、一同は漸く退散し、この騒動の報を受けた堀田閣老も大に怖ぢ恐れた。

南洲と月照

清水の成就院

月照の身に危難迫る

清水寺の月照上人は腐敗せる當時の緇衣界稀に觀る立派な御坊であつた、上人は元と大阪の町醫で玉井宗江の息であつたが、故あつて前住職藏海和尚の弟子となり、難行苦業を積んで其跡を襲ひ、名聲四方に轟き、緇紳の間にも相當識られてゐたのである、又上人は外艦が渡來後は攘夷の念厚く、西郷南洲とも深く交はつて、討幕の議にもあづかつて居つた關係から、屢々南洲は上人を訪づれた、一夜月照は書院に入つて書見に耽つてゐると、表門をトク／＼と叩く者がある、暫らくすると僕重助が、襖を開けて兩手を仕へ、「只今西郷様がお見えになりました」と述べたが、やがて南洲は書齋に通つて、「月照殿深更に及んでの推參定めし御不審であらうが、實は攘夷討幕の議が洩れて、幕府は間部總州

を當地に遣はし、一味の志士を逮捕する計劃である、これは隠密の文告が他に洩らしたのを又聴したのであるが、全くの事實らしいから、此際お互に身の振方をせねばならぬ、それ故今夜参上した次第、人間の運命程分からぬものはない、貴僧はいかゞ致される御所存であるか」と述べたから、月照も思ひも寄らざる南洲の話に大に驚き拙僧には拙僧の思案もあります、一應は目來御恩寵を蒙つてゐます栗田の宮様、近衛様にもお話申上げ、それより身の振方を決したく存する、拙僧はこれより近衛様のお邸に参ります」と即座に衣を更めて重助を召連れ、寒月高く懸れる清水山を後にして、京都皇居に程近い近衛邸にと赴いた、近衛忠熙卿には月照の來訪と聞かれて、直ぐ學問所に出て月照を迎へられ月照から西郷の話を細々とお聴になり、卿はそれは真に困まつたことになつた間部が上洛したさて何程の事が出来やう、しかし用心にしくはない、御身はこれより西郷と共に、薩摩に落延び、暫らく天下の形勢を觀望してゐるがよい、その中には尊皇愛國の志士も多數に出来て來やう、その際には直ぐと歸京するやうにと諭されたから、月照も卿の言はるゝ通り愈々薩摩落と決心して、夜の

明方頃邸を辭して成就院にと歸つたが、誰れとても上人が薩摩の瀬戸に身を沈めるとは思はなかつた。

月照の都落

三條の竹原邸

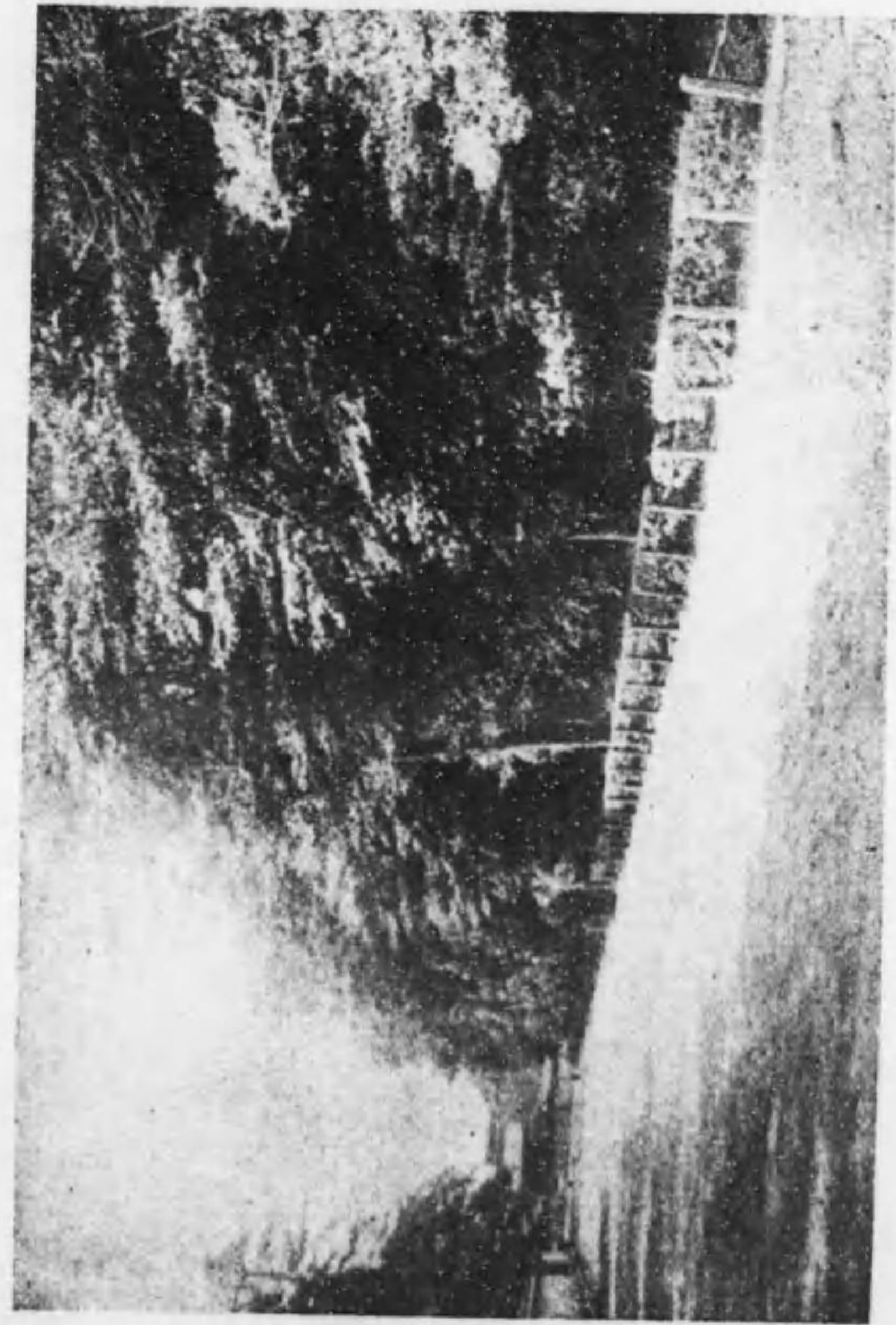
柳屋の休息

安政五年九月六日の夜、尾花が末に秋風吹き渡つて、いとも寂しい山路を辿りながら、風に戦く草木にも心を措いて、西郷南洲には忍びく、清水成就院にご足向け、勝手知つたる廊下を傳ふて、月照の部屋にご入つた、月照は微笑ながら「オ、西郷氏、出立の用意も出来ましたから、此上は御迷惑ながら、貴殿の御指圖により、進退を決する覺悟であります」と言ふ、西郷は大きく首肯いて「委細承知、上人の御一身は拙者が必らず御引受致します」と答へ、月照は「寸時も早く當寺を立退かねば、お互に險呑と存じます、しかし一時身を潜める家がなくてはなりません」と問ふた、西郷は一寸困まつた様子であつたが、月照は軽く膝を打つて「ア、忘れてゐました、三條御幸町の竹原好兵衛殿は義侠の方であ



正藤近侍寺の寺水清りよ照月院就成は簡書の揚上
原竹舊の町幸御條三都京は圖下のもるたり送に慎
(照參項の落都の照月)邸

近衛家舊邸 今出川御門内西側、舊桂宮邸の
向ひにあり月照が身の横方につき忠鷹庵を訪つれ
たのはこの邸である(南洲と月照の項参照)

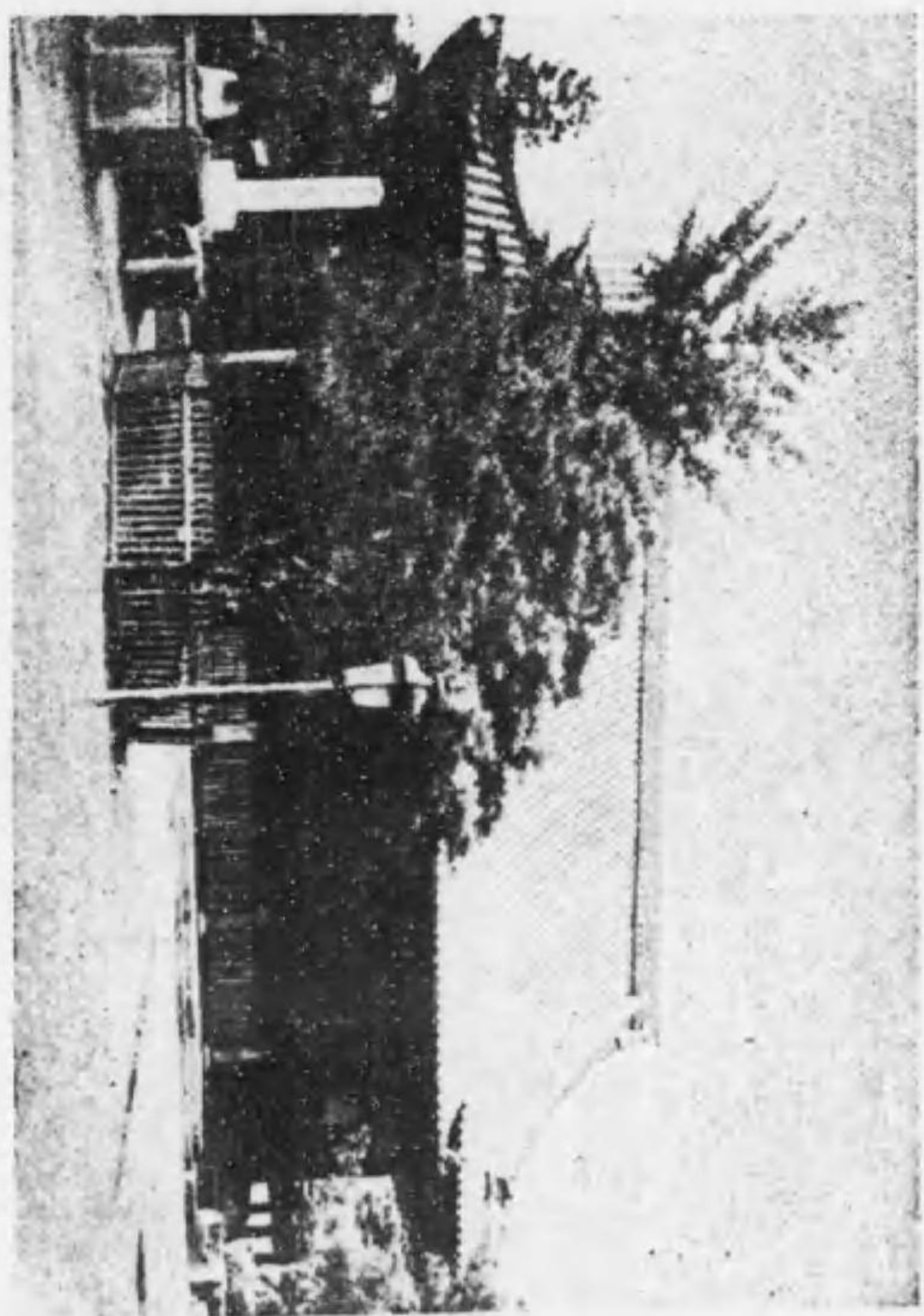


るから、アノ方に頼めば數日位は何んとかかなりましやうと語つた、西郷は早速
月照と其僕の重助と打連れ成就院を立出でた、折柄月は美しく冴わて詩情湧く
が如くであつたが、月照は西郷を顧みて「西郷さん、太平の時には詩を賦して、
一夜を面白く送りますものを……」と淋しく笑ふ、西郷は「やがてはさういふ
時が来るでしやう、マア時期を待つとしませう」と、これも元氣のない聲で語つ
てゐる中に、いつか三條大橋を過ぎ、月照は遙かに皇居の方を伏拜み、やがて
竹原方に着いた、月照は好兵衛に委細を打明けて、數日の世話を依頼し、好兵
衛も早速承諾して、主従三名を離座敷に入れた、それから一兩日後有村俊齊が
訪づれ、月照の一身に就き相談をすると、俊齊は間部總州を要撃するの策を持
出したから、西郷はそれは匹夫の勇である、今は一身を全うして、將來の大事
を劃すべきである」と説き、こゝに愈月照を保護するために西郷は西下すること
になつた、偕て九月十日の曉には月照は茶色の法衣を纏ひ、その上に台羽を着
け、駕に乗り、重助はその横に、有村と西郷は駕の前後を護衛して御幸町通を
南して、順路を竹田街道に出て、やがて勸進橋の傍の柳屋といふ茶店の前まで

來ると、そこに怪しい風體のものが數十人打群がつてゐた、西郷と有村は愕として一歩逡巡する、しかし西郷は度胸を据ゐて、「有村柳屋で一服して行かう」とわざと大きな聲で言ふた、怪しい風體の者は幸に氣が附かなかつたから、有村と西郷は奥座敷で打寛ろいで居ると、折しも水戸の藩士鶴飼吉左衛門の妻が、此柳屋にはいつて來た、西郷は仕方がないから雪隠に飛込んだ、鶴飼の妻女は中々に出立しさうにもないから、西郷は雪隠から出て、「コレはく鶴飼殿の妻女ですか、久しく御無沙汰致して居ります」と慰懃に會釋すると、鶴飼の妻女は先頃から江戸の方に參つて居りましたが、漸く用事も滞りなく相済みまして只今立歸るところで御座ります」と一言二言話合ふて、妻女は出立してしまつた、西郷は漸く安堵して、再び轎を擔がせ伏見にと向ふた、かくして其年十一月十一日残月滴露人の袂を濕すの夕、月照は空しく薩摩の瀬戸に身を沈めたのは返すくも遺憾の極みである、辭世の和歌に

くもりなき心の月の薩摩海沖の浪間にやがて入りぬる

大君のためにはなにかをしからむ薩摩の迫門に身は沈むとも



寺町妙満寺 寺町二條下るにあり願本法華宗
 本山の一であつて同部開老は上洛するや此妙満寺
 に當り町奉行小笠原長門守をして百方志士の衆助
 を偵察せしめ安政の大獄はこの寺が策源地であつ
 た(志士の逮捕の項参照)

のしるたり送に卿祥基園りよ卿願忠衛近は(藏者編)面書のこと
(照參項の照月とさ洲南)

志士の逮捕

伏魔殿は妙満寺

寺町二條下る

主上には外夷來航につき深く叡慮を惱まされ、勅使を伊勢に發し、神宮に來由を告げ、皇位を避け給はんとしたから、諸卿は争てこれを止め、勅書を水戸に下し、且有志の諸侯に命じ、共に力を盡さしめば、或は又國勢を挽回するごが可能であると奏上したから、主上には水戸邸の留守居鶴飼吉左衛門を召して勅書を賜はり、吉左衛門は其子幸吉と、日下部伊三次とに命じ、密かに京都を出發せしめたが、誰れ一人此消息を知る者がなかつた、幸吉は道中恙なく江戸に到着して、小石川春日町の旅亭長右衛門方に投じ、直に旅装を解き、水戸の老臣安島帶刀を訪ひ、勅詔を奉じて出府した旨を告げ、安政五年八月十七日水戸中納言慶篤は左の勅詔と

先般墨夷條約、餘儀なき次第にて、神奈川に於て、調印使節に渡され候儀、尙又委細間部下總守上京、言上に及ばる、趣に候へ共、先達て勅答、諸大名衆請聞食され度仰出され候詮もこれなく、誠に皇國重大の儀、調印の後言上大樹公叡慮御伺の御趣意も相立たず、尤も勅答の御次第に相背き、輕卒の取計ひ、大樹公賢明の處、有司心得如何と御不審思召され候、右様の次第にては墨夷の儀は暫らく差置き、方今御國內の治亂如何と、更に叡慮を惱まされ候、何卒公武御實情を盡され御合體、永久安全の様にと偏に思召され候、三家或は大老上京仰出され候處、水戸、尾張兩家慎み中の趣聞食され、且又其餘宗室の向にも同様御沙汰の由も聞食され候、右は何等の罪狀に候や計られ難く候へ共、柳營羽翼の面々、方今外夷追々入津、容易ならざるの時節、已に人心の歸向にも相拘はるべく、旁々宸襟を惱まされ候、兼ねて三家以下諸大名衆議聞食され度仰出され候旨、全く永世安全公武御合體にて、叡慮を安んせられ候様思召され候儀、外慮ばかりの儀にも之なく、内憂之あり候ては殊更深く宸襟を惱まされ候、彼是國家の大事に候間、大老閣老其他三家三卿

家門列藩外様譜代共、一同群議評定之あり、誠忠の心を以て、督と相正し、國內治平、公武御合體、彌々御長久の様、徳川御家を扶助之あり、内を整へ、外夷の侮を受けざる様にと思召され候、早々商議を致すべく勅諭の事

別に左の密勅を拜受した

別紙勅諭の趣仰進せられ候、右は國家の大事は勿論、徳川家を御扶助の思召に候間、會議之あり、御安全の様勘考あるべき旨、出格の思召を以て仰出され候間、猶同列の方々三家々門の衆以上、隠居に至るまで、列藩一同にも御趣意相心得られ候様、向々にも傳達之あるべく仰出され候以上

やがて慶篤は密勅拜受の請書を認めて幸吉に渡した、幸吉は即日江戸を發して京都に歸つたのである、然るに其當時天の一方に彗星現はれ、悪疫流行し今城卿、勾當内侍、梁川星巖等も死亡したから、これ九條關白が密勅降下を幕府に内通した結果であるとの噂が立つた八月廿一日の宵九條關白邸の大玄關に梅田雲濱等は社袴を着用し、四ツ目に小丸提灯を燈して案内を請ひ、封書を置いて去つたから、一層幕府の眼は光り、閣老間部總州は上洛することとなり、總州

が醒ヶ井驛に到着すると、井伊大老の家臣長野主膳は來訪して、京都の形勢が不穩であることを手にとる如く報告したから、間部は大に驚き、幕府に反抗する一味徒黨を捕縛するの決意をなし、九月三日愈々上洛して寺町二條下る日蓮宗本山妙満寺内に本陣を構へた、この妙満寺こそ安政の大獄の伏魔殿となつたのである、かれは京都に着すると爲すこともなく病氣と稱して門を閉ぢ外出せず、自らは刀を磨くの畫像を描き、叡山の山僧に胸中自有安逸意、笑向長空撫佩刀の贊をなさしめ、一方には町奉行の手で志士を逮捕せしめてゐた、先づ第一に鎗玉に擧げられたのが、水戸家の臣近藤茂左衛門であつた、次で鶴飼吉左衛門父子も捕へられて、安島帶刀へ送るべき井伊大老襲撃の秘書が沒收され、其他

鷹司家の家臣小林民部大輔、宇喜田一惠、池内大學、三國大學、高橋兵衛權大輔、金田伊織、青蓮院宮の伊丹藏人、山田勘解由、有栖川宮の藤井民部大輔、一條家の若松木工頭、入江雅樂頭、三條家の丹羽豊前守、森寺因幡守、同若狭守、富田織部、久我家の春日讃岐守、西園寺家の藤井但馬守、及び山

科出雲守、津崎村岡、六物空滿、成就院信海、頼三樹三郎、宇喜多松庵、飯泉喜内、日下部伊三次、梅田雲濱、山本貞一郎の妻。橋本左内等百餘人は連日惡魔の手に捕はれて、六角の牢獄に繋がれ、後江戸の獄に送られ、こゝに安政の大獄の序幕が開かれた、

日本の李白

丸太町川端の星巖邸

死して難を免がる

梁川星巖は詩人であつた、而して又慷慨の士であつた、星巖は美濃安八郡會根村に生れ、七歳の時花蹊寺に入り、大隨和尚に就いて字句を受け、十五歳にて江戸に遊びて、古賀精里等に師事し、幾もなく歸郷、再び江戸に上り、山本北山に就き詩文を研究し、別に玉池吟社を組織し詩名天下に轟き、弘化乙巳の年邊に吟社を鎖して歸國したが、人々は不思議がつて其故を問ふと、星巖は笑つて、江戸は人民輻輳し、戸口實に五百萬、一口五合の米を食し、一箇月の間に其用七十萬石を下らない、其米は多く海運の輸する所である、近來英國兵を諸州に加へ、其侵略する所日に多い、清の香港の如き亦一例である、萬一我が品海を襲ふやうなことがあらば、海運の便忽ち絶れて五百萬の蒼生立どころに餓



梁川星巖 巖星は圖上・像肖の巖星は圖上
 白李の本邸 邸舊其の側東上町太丸端川は圖下
 (照參項の)

教行履語傳成享捧向祠前喜欲狂不意布衣奉使典在在崇寧
世任祥人乃自有謀忠士而上崇寧世任在
望或愧結陰時解友子秋景古仰
家光

以長十有十二日
教行履語傳成享捧向祠前喜欲狂不意布衣奉使典在在崇寧

梁川星巖の妻女紅蘭女史の遺墨(日本の李白の項参照)

死せん、吾輩老弱の身を以て、此江戸に留まることは危険千萬である」と、星巖はかくして伊勢より京阪の地に遊び、遂に北山に居を卜し、風流自適、跡を雲霞に隠し、影を林壑に滅し、他呼んで日本の李白と言ふてゐた、頼山陽も星巖の詩には一目を置いて、常に相往來し、旺んに尊皇攘夷の大義を唱導し、後川端丸太町北入る東側三軒目に移居して鴨浜小隠といひ、竊かに頼三樹三郎、梅田雲濱等と謀り、天下の志士を糾合せんとしてゐた、安政五年間部總州上洛し、志士を捕へんとの風説が旺んであつた、星巖は立どころに慷慨の詩二十五首を作り、總州に贈つた。

小籌大策漫紛々、一舉誰能掃海氛、聖慮焦思無晝夜、微臣爭不効忠勤。
勢孤大樹支難得、運去萬手挽不回、欲壽國家真命脈、只須竭力拔群材。
霜田開港已怪事、何況三都諸要津、只許前條不容後、一寬一猛太分明。
莫援承久元弘例、事體方今迥不同、皇上只要殲海陸、未曾一刻外關東。
又星巖が佐久間修理に送つた書面に

拜啓春和之候先以萬福之由傳聞奉賀候去年兩度御書被下候處前回は小生彦根

〆參候跡に相成後回も近邊の參り候内の事返書に不及五月中に肥前大村藩用
 人之隱居に澁江九郎兵衛と申す者東行に付返書相認差出候處此者途中病氣且
 淫雨に而直に江戸表の參り返書は空敷戻り候右に付參差相違失敬仕候小生は
 九月下旬に鴨川筋丸太橋北三軒目引移り十月十日より陰症の傷寒に而大に
 惱殆入黄泉候藥用有驗漸々回陽に及候得共蒲柳之質に大患を受候事故今以白
 粥を啜り藥用致候乍然精神は不消此頃は、大に讀書致候御安堵可被下候○山妻
 事も去年之五月より道學大に開悟致し康節之皇極經世書其餘易大分に讀候初
 て天地一氣の事を覺り胸懷を大分に開候菊兄陪侍男子出生之由大に喜悅仕候
 ○京師及浪花兩地共儒者は一向に無之去年九月引移り之節より未だ面會せず
 候得共久我家の諸大夫に春日某有之此人は程朱及陽明の不入立門戸至て沈實
 に讀書致し居候行狀も宜敷此一人は京攝之儒者に御座候今年四十に候仙釋二
 氏へも入候に付窮性理明心術候も此一人に及者無之候此外に交りて益ある者
 は半人も無之候○公卿中に一人有之堤民部卿と申し西洋學に通じ勿論海防の
 事は第一に心懸被居候老兄の御事も能々存被居候此度西洋譯御開刻の事も存

被居候毎度過訪被致候に付西洋の話而已仕候此外一人も西洋の話など致す者
 は無之此人爲國家に大に憂被居候機變に臨候は隨分御役に立可申候○彦根之
 海防は至而淺き事也津藩は君侯英氣有之候に付大分に訓練に及候此頃製菓所
 に火巢あり大分死傷致候就中藤堂數馬燒死此一人は可惜事に御座候津藩第一
 人文武には精力を抛人物は至て篤行小生も懇意に致居候處此度此人を喪候は
 別に無人津藩も失光輝候○先便に新宮涼庭の事仰遣され此人も諸候に出入財
 力盡き困り居候乍然經濟は好候事故隨分相談に成可申候且道學を少年の時に
 習候人故に面白候○大垣藩の執政に小原仁兵衛と申し文武共に心懸け海防を
 專一に致居候此度も公儀より被仰出も有之何卒貴藩之格にて出兵致度之由
 大抵十萬石にて出候何の陣何兵軍客及人數等を蒙り度小生に願ひ呉れよと申
 候乍御面倒悉敷御書附被得下急に被遣可被下奉希候去年中も江戸表御屋敷留
 守居衆向被頼候處不分明にて間に合兼候此小原は三十餘りにて篤志の人は又
 藩中一人耳別に無人候老兄の御事は渴望致候何卒拜謁致度申候諸種々御話申
 度事御座候得共只今嚴程とて急ぎ被申候に付委曲は後便に申止候先は安否相

分り大悦仕候時下爲國家御自愛奉祈候早々頓首

安政五年秋京都に虎疫猖獗を極め、九月三日星巖も罹病誘因は體であつたが、病危篤となるや、星巖は其妻紅蘭に向ひ男子は婦人の手に死せずとて、紅蘭を遠ざけ門人をして介抱せしめ、死に臨み病床を出で、端座瞑目したといふ事である、かくする中に間部總州入洛し、星巖を以て志士の首魁とし、捕吏をして其家に向はしめ、紅蘭を捉へ其所在を詰問した、紅蘭は數日前病歿した旨を答へたが、吏等は大に怪しんで、星巖は巧みに遁走したものであると疑ひ、細かに其死因、日時を訊ね、又葬送に會した者に其墓所を問ひ、遂に其死の事實であることを究め、更に家宅搜索を行ひ、紅蘭を獄に下し、一味徒黨の士を尋問に及んだが、星巖は國士であるから、苟くも國家の一大事を婦女子に洩らす様なことをしなかつたと述べて、正を執つて屈しなかつた。女史獄中の詩に

誰把孤鸞付網塵、囚飛禁舞太艱屯、榮衰寵辱固常事、誰害乾坤不測神。
野鶴鷄群且亂神、皇夫豈嗜網生民、此災無妄復何祇、蕩々平々一體仁。

かくして女史は赦されて零丁孤苦、備さに艱辛を嘗め明治十二年三月に歿した

三樹と陶所

圓山左阿彌の書畫會

酒の上の大立廻り

圓山には名代の花が咲き出でた、それを當込んで例年催される書畫大會は圓山左阿彌樓に開かれて、文人墨客のそこに打集ふものが夥しかつた、其當時京都を風靡して居つた儒家の松永澄齋、木下桃里、岡崎鶴汀、中島棕隱、摩島松南等の面々も出席してゐた、亂暴者として人々に指彈さられてゐた頼三樹三郎は春心地に動かされて、一瓢を携へ東山の麓を縫ふが如く逍遙し、高臺寺で一服して、その歸るさ餘りに人氣をそゞつてゐる左阿彌樓の書畫會を覗いた、折りしも書畫會は將に閉會して、これから酒宴を開かうといふ時であつたから、三樹三郎の姿を観ると出席の人々は、頼氏よい所へ來られたと上座に導いて、觴は三樹三郎の前に幾つともなく飛んで來た、三樹三郎は一々それを受けて、

斗酒猶辭せぬ有様であつたが、其の時隣席の池内陶所と韓愈藍關の詩につき議論を闘はし、陶所は中々に能辯家であつたから、較々ともすれば三樹三郎は言ひ捲くられんとした、三樹三郎は憤慨して今にも飛び蒐らうとする氣配が見えたから、主催者側の人々は大に心配して、兩人の中へ飛びはいつたが、大力の三樹三郎はそれを押のけて、「池内貴様は馬鹿な奴だ、サアかうしてやる」と、陶所の面に唾を引きかけた、池内は大に怒つて、此青二才奴將來を戒めるためにかうしてやる」と、其足をすくふて倒さうとした、三樹三郎は貴様の様な腐儒は世間に無用である」と、刀を抜いたから堪らない、池内も刀を抜いて一二合渡り合つた、主催者側の人々は再び仲裁に入り、其場は納まつたが、三樹三郎は醒めての後は悔恨の情が頻りに起り、其後は傲慢不遜の態度を改め、頻りに憂國の志士と交はつてゐた、殊に梁川星巖に親炙して屢々其寓居を訪づれ、三樹三郎が星巖に送つた書面に

過日は久々にて詩酒の興に預り英氣回復の思ひ有之候一度御禮能出べきの處
歸途寒威に犯され且又昨今の降雨窓に泥濘を恐れ不參致候然らば兼て御打合

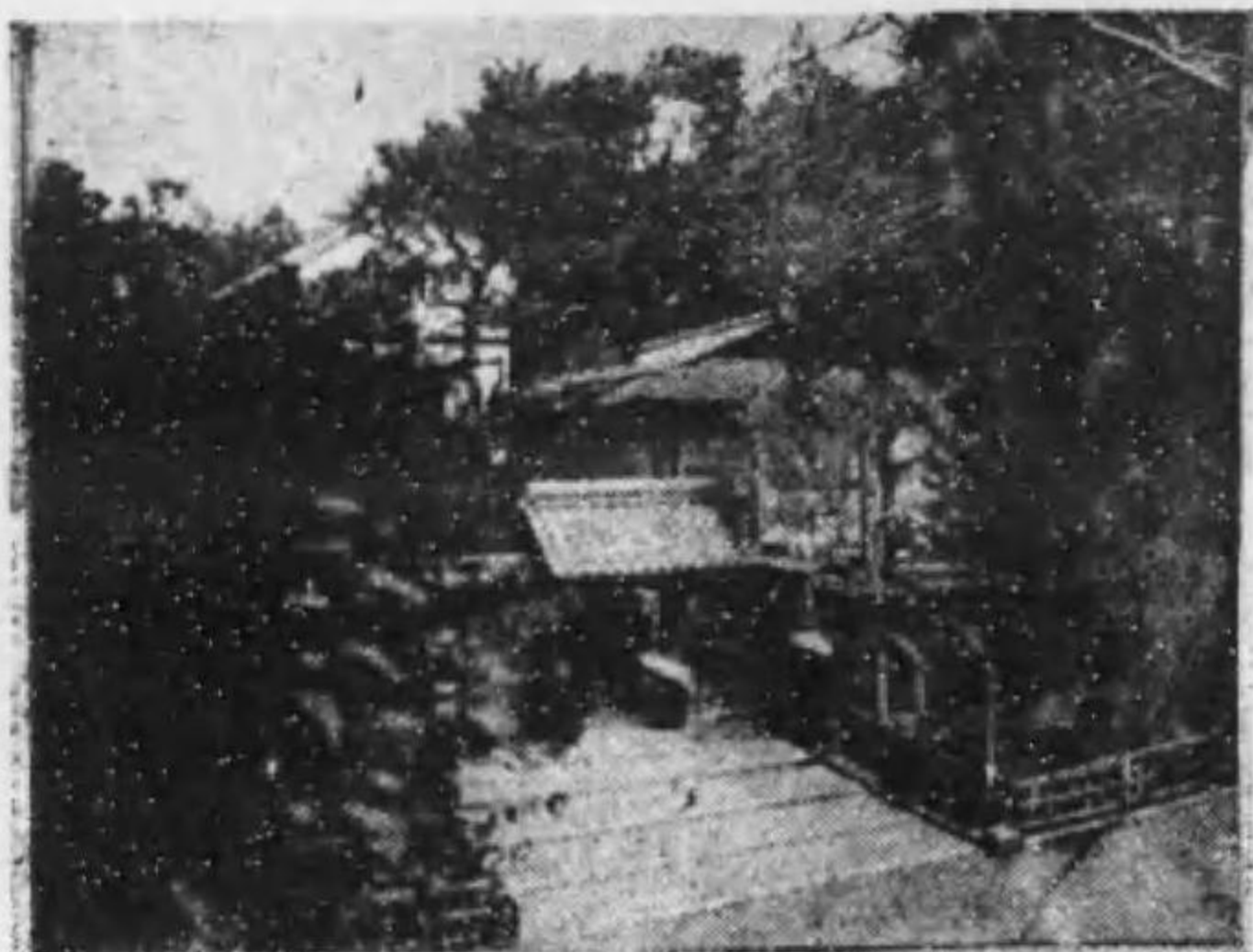
せの一件其翌早々手運仕候處何分簾中の諸卿兎角因循勝にて着々埒明不申獨り近衛公のみ餘程御熱心にて深く三郎の意見を嘉納被爲在候に付兼て御教示の計策此公こそ御打明け可申と存じ同夜病を犯し深更に及ぶまで密談罷在候然る處初め公の御意見聊かお互の意見に異なる處有之公の申さるは水戸と云ひ幕府といひ名こそ異なれ何も骨肉同體の事なれば水戸の良しき處は幕府にも宜しく幕府の悪しき處は水戸も亦悪しきは自然の情勢にて今日如何なる事生じ候も水戸能く弓を幕府に引き幕府亦水戸を討つが如きは萬々有間敷義なり故に攘夷詔勅の事水戸に致すも敢て支闘はなき様なものゝそれでは朝威を損し却て幕府の威を毀ふ所以に付矢張幕府に下命致す方然るべくこの事なり成程表面より一寸考へ候へば一理有之候様相覺候へども併し是は甚だ危険なる仕事に候何となれば幕府勅命に違ふきは必ず天兵を差し向けざるを得ず今幕府政衰へ四民の怨を結ぶと雖已に三百年來の舊家にて普代恩顧の徒少からず在候へば天兵の必勝期し難き儀に候況や又醜夷艦を連れて房總近海へ出沒するの折柄中々油斷成り難く一朝内亂起るに及では醜夷の之に乗ずるは火を

見るより明かなる義にて神州の危険之れより甚しきもの無之候兎に角今日長袖の中にて苟にも斯る勇壯の元氣あるもの特に公卿一人にて實に簾中稀有の御人材と奉存候此に據て昨夜又々伺候仕り愈よ利害を論述仕り遂に公の御承諾を得候に付ては今明日中詔令御發下相成可申候左候へばお互平生の存念も半ば相達し候義と御喜び可被下候兎角此頃怪男子澤山徘徊致居候間御同様警戒大事相守り可申候外々申上度義いろく御座候へども何分御面上ならでは盡し難き義も有之小生少し快氣立ち候へば重ねて推參可仕候乍末筆御内室様へ宜しく御傳被下度猶々其後梅田氏は參堂不仕候哉萬一罷出候へば拙宅へ立寄候様御申置被成下度御願申上候勿々走筆

然るに三樹三郎は同志と共に安政の大獄に座し、江戸に檻送せられんとして、其途上

當年意氣欲凌雲、快馬東馳不見山、今日危途春雨冷、檻車搖夢度函關。思はしと思ふ心は淺間山

けふりに迷ふ烟なりけり

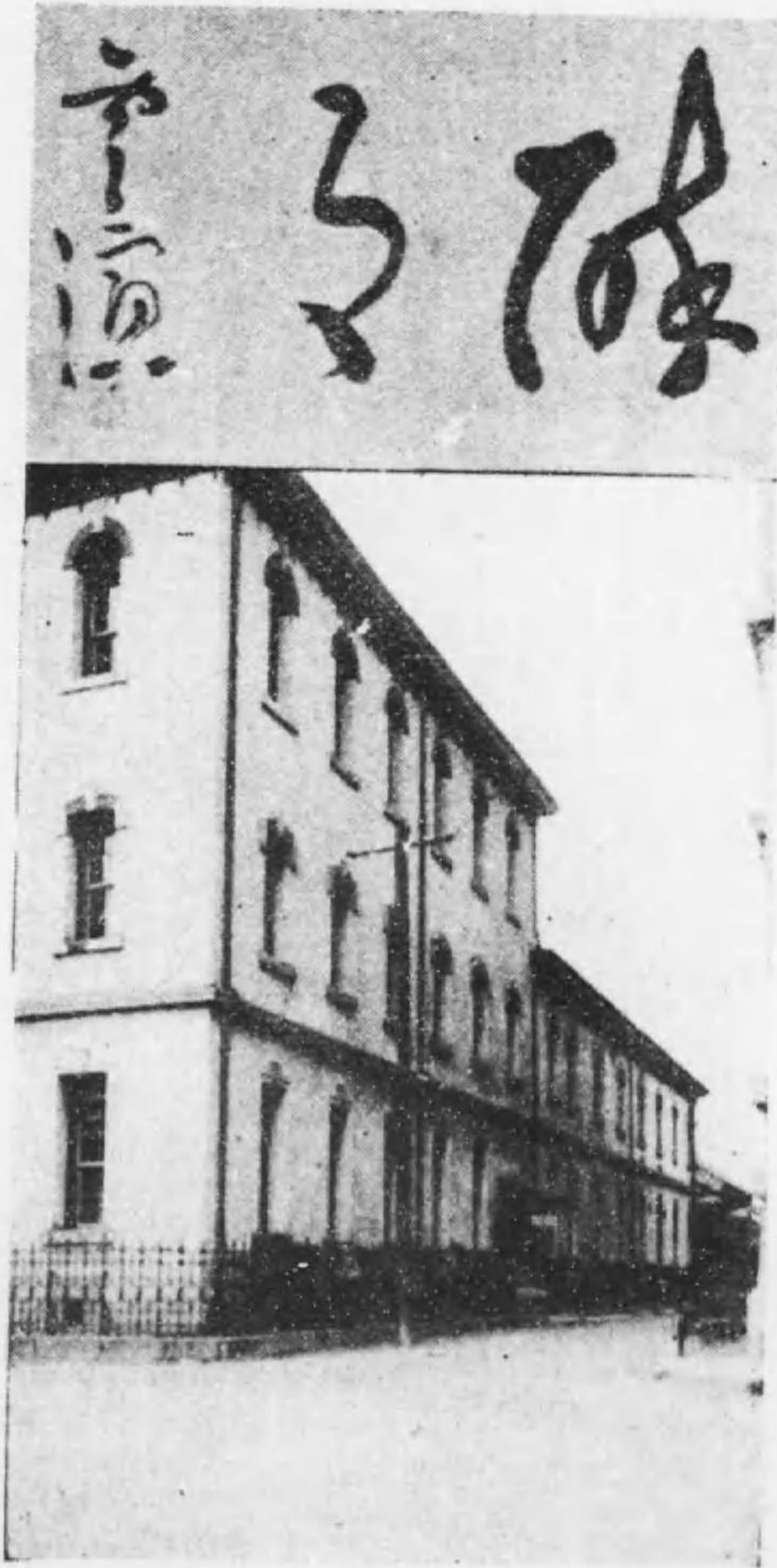


後雨不猶寒情長天風
送好舞乃向高堂強漢愧
粉筆新下雲迄

僧房詩一函受巡禪信結冬、昨為多事十二街中春雪
裡鴻二痕消盡已三年、分予二季忽成伴恒河沙裡幻
塵音誰歎之復論章句福立卷石花月下門、於了情痴
家上、未解情方是、欲及僧信此中事、唯然、人子夜、信
一、然、燈、坐、半、氣、珠、隱、道、面、能、高、歌、大、解、道、可、生、而、何、秘
海、心、然、遊、之、路、後、有、石、骨、卿、陶、山、左、阿、彌、三、樹、三、郎、之、遺、墨、所、之、項、參、照、

圓山左阿彌
上圖は左阿彌樓であつて年々書畫會は開かれた頼三樹三郎と池内大學と論戰の擧句兩人は大喧嘩を初めたのはこの左阿彌である下圖右は陶所、左は三樹三郎の遺墨である(三樹と陶所の項参照)

梅田雲濱の邸址と其遺墨 梅田雲濱は望楠軒に移る前、三條東洞院西北角に塾を開いてゐた今は京都電話交換局の洋館と化けた、上圖は其遺墨である（堂守の志士の項参照）



やがて江戸に着するや、高橋兵部權大輔、伊丹藏人、山田勘解由と共に獄を同じうし、日に詩歌を吟じ、安政六年十月七日從容左の詩歌を賦して刑に就いた時に年三十四

排雲手欲掃妖熒、失脚墮來江戸城、井底痴蛙過憂慮、天邊大月欠高明。
身臨鼎鑊家無信、夢斬鯨鯨有聲、風雨他年苔石面、誰題日本古狂生。
まかる身は君が代おもふ真心の

深からさりしゝるしならん

堂守の志士

三六

洛北一乘寺村の観音堂

梅田雲濱の赤貧

安政疑獄の大立者であつた梅田雲濱は、面白い経歴のある人であつた、雲濱は若州小濱藩士矢部岩十郎の第二子、故あつて梅田氏を稱へ、長じて江戸に遊び、山口管山の塾に入り、後歸國して藤井卓爾の僕となり、入洛の後は緒方某の學僕をしてゐた、二十二歳の時に木屋町の穢るしい長屋に塾を開き、天保元年には大津の上原立齊の飯焚となつたが、長もなく塾長に擧げられ、立齊の女信子を妻とし、湖畔の観音堂に塾を開いた、その頃西郷南洲は梅田を訪問して國事を談じ、後京都東洞院三條西角に借家し、梁川星巖、頼三樹三郎、僧月性同月照、小林良典、久阪玄瑞、西郷南洲、春日潜庵、田中河内介を初め志士の其門に出入するものが多く、互に尊皇の大義を唱へ、毫も家事を顧ない、後二

條塚町に移轉して、望楠軒と號して塾を開いてゐたが、雲濱は謹嚴な人で、塾生に小言が多かつた、ゆゑ塾生は次第に減少して、家賃を拂はないから、家主は大に迷惑がり、屢明渡を命じたが、梅田は一向頓着しない、止むなく家主は高雄山に明家のあるを知らせて、雲濱を移居せしめ、次で洛北一乘寺村の観音堂に堂守が入用だと聞いて、梅田は喜んで堂守に化けた、磊落不羈の梅田は移居以來、観音堂が破損しやうごうならうと一向お構ひなしで、賽錢があればそれを酒にかへて飲んでゐたから、赤貧洗ふが如くであつた、妻信子は

冬かれの軒の妻木もたきはて、

庭に落葉の積るまもなし

と嘆じ、雲濱はその返へしにとて

ことたらぬ住居なれどもすまれけり

われをなくさむ君あれはこそ

其當時雲濱が行方兄弟に送つた書面に

僕春來高雄山に移居候得共餘り僻地にて甚勝手惡敷因て此節八朔より叡山の

麓一乘寺村にて茅屋一字を借り引移り申候、右は京師より二十町計りにて不遠不近甚都合も宜敷相覺へ候清潔の佳地にて彼の石川丈山閑居の地にて四十年是非外四明山下一閑人と云丈山の詩句あり彼は先登によつて放たれ是れは眞言に依つて放たる事は雖殊風味は同じき處も有之不計も此地の卜居は同氣相求むと云はん乎明日の事は知らぬとも閑に風月を弄し永矢不諼之存念に候早々御報可申上之處轉居いまだ間も無之多々紛冗中延引に相成候段御免可被下候頓首不宣

かくする間に雲濱は志士の盟主となつて、水戸前中納言齊昭をば將帥とし、皇威を張り叡慮を安んせんと圖りこゝに密勅の降下となつて、間部總州は上洛し志士の彈壓は始り、先づ近藤茂左衛門を逮捕し、志士と公卿との交通の徑路を知り、事態は漸く急ならんとする時、梅田は三條通りにて、紙入を掏られ、その中に入れてあつた京都所司代酒井若狭守忠義の家臣坪井孫兵衛に贈つた書面の寫しが、計らずも長野主膳の手に落ち、志士の計劃が暴露し、安政五年九月七日夜半、伏見町奉行内藤豊後守正繩の手で梅田を逮捕した、京都留守居役福

原與三兵衛の報告書の一節に

一、梅田源次郎事過る七日夜半東西町方與力同心其外多人數彼宅罷越被召捕候由、翌八日夕源次郎懇意之醫師大高又次郎と申者、草刈又八固屋罷越相話候(與三兵衛留守に付又八方罷越候然る處勅負殿御内赤根武人と申者)去る七月廿二三日頃江戸より歸り掛爰元立寄り、梅田方に滯留致居候由之處、八月廿二三日頃歸國仕候由に而、梅田方出立致候由いかゞ之趣に候哉七日又々梅田方へ立歸り同夜止宿致居候由、爰元滯留之諸生之噂さ承り候得ば旅用乏敷相成候故、不得止事又々罷歸候哉ども申候家内同様禁足他人相對被差留町内より嚴重に番人付添一向出入不相成候由承り候に付昨日朝兼而館入同心森孫六方へ弘平五郎を以內密聞繕申付候處孫六事久々所勞引籠居候に付、一向様子承り不申由、彼者申分には彼様之儀御内聞有之候而も當分は容易に様子相分り兼候物に而、却而達而御聞合被成候も不可然趣も可致出來に付、當分御見合被成可然由申事之様子には此度梅田被召捕候一件は總而伏見奉行内藤豊後守殿の手に而取計相成候由源次郎事翌八日夕伏

見へ連越に相成候由旁於爰元は當分様子相分り申間敷由今朝御用達腹部屋五郎兵衛に申遣し梅田住宅之町内年寄五郎兵衛懇意之者有之候由に付差遣し承り繕ひ候處、過る七日夜半捕手五六十人彼宅押寄せ召捕候趣、相違無之、跡は源次郎妻と子供三人下女下男、外長州御藩之諸生壹人滯留之由に而、嚴重に番等仕候様御沙汰に而、夜白無怠慢番人敷詰居候由何分帯刀人と申而、者右諸生壹人に付別、而念を入候様に被仰付、今に而も伏見奉行所より連越之儀申來り候は、孰れ町内之手に而は相捌不申候間、同心衆其外之手ならでは不相調、扱々町内之煩ひ大厄害之義出來、其上右諸生も家内同様禁足は元より他人相對をも被差留、萬一長州之者何を用事有之罷越候者有之候は、留置其段役所へ申出候様にとの御沙汰も有之候に付猥に彼宅杯へ參り申間敷、いか體之難澁出來致候哉も難計、且此諸生何等之爲に被致滯留候哉甚不審之儀に御座候、書籍壹卷も無之内に而學問修行とも不相見、且家内は衣裳其外諸道具何にも無之眞の明家同然源次郎殿の差料も無之様子此趣は梅田事先達而世帯難澁日別之飲料にも差間候趣は追々傳

承候定而追々家財賣拂差料書籍等も無之段尤に相聞候此度之趣町内に而之風聞には、長州様御國産事に付、先達而は御國へも被罷下、追々御役人中様御出入も有之、萬一は右御國産事に付被相捕候趣ごもには無之哉と申居候由於此趣は全く町内之人々相集り、いか々に而被相捕候哉一圓様子不相分事に付、色々説を付申居候事と相聞候、源次郎被相捕候節も、何事と申事及白狀候譯に而も無之由、夜半多人數押込み無二無三に搦捕候様子家内も一圓何等之趣ごも不相辨よし右に付武人身上甚無心元候得ごも、於只今手段も無御座候間又々兩三日見合承り繕之上、何分之儀可及御注進候得ごも今日迄之模様一と通得御意候事

但右町年寄之者五郎兵衛へ風聞嘶之趣、何か御氣掛り之趣にも相聞候へごも、五郎兵衛罷歸り相嘶候儀、有の儘得御意候(下略)

直に間部總州の取調を受けたが、雲濱は何事も答へず、總州も大に困り、六角の牢獄に繋ぎ、翌年頼三樹三郎等と共に江戸に護送し、慘酷なる拷問を受け安政六年九月十四日脚氣衝心のため

君が代を思ふ心の一寸ちに

わが身ありとも思はさりけり

の辭世を残して歿した、年四十又四、今も一乗寺村の觀音堂には松風颯々古人を説いて濕やかなり。

學界の泰斗

衣笠の吟風弄月軒

南洲の親炙

洛西衣笠町にあつた吟風弄月軒は、春日讃岐守潜庵の居住してゐた邸であつた、潜庵は孝明天皇の顧問役として、將た學界の泰斗として一世を風靡して居つたのである、外艦來舶と共に、國論大に沸騰するを觀て、深くこれを憂ひ、國事に奔走して、吟風弄月軒は恰も志士の會議所の如き觀があつた、潜庵は其當時議奏の首座にあつた久我建通卿を補佐し、三條實萬卿が米使渡來に就いての意見書を作り、其稿を久我卿に示され、時に卿は答書を三條卿に贈つた其書中に

(前略)書翰一見段々勘考候處中々一朝一夕之儀にては無之と存候少々愚意も候得ば猶從踪可申入候先日拜見被仰付候御書取一々感心仕候餘り格別に拜見仕

候に付春日讃岐守に内々話申候處どうか至極御見込御宜申居候何分此場所承知致居ねば大體崩れ可申と申居候吳々幸甚に存候

とあり、かくして三條卿には屢々潜庵を聘して國事を謀議せられたが、當時朝廷には外國の事情に通ずるものがなかつたから、久我卿は潜庵の外國の事情に精通して居る旨を伏奏した、これより屢々潜庵は召されて、機密に參與したのである、一日三條卿には密勅を受け、六條有容卿をして潜庵の邸に到らしめたが、六條卿には侍臣一名を従へ、故さらに路を迂回して、北野平野兩神社に參詣し、夕暮に及んで潜庵を訪問して、密勅を授けたといふ事である、孝明天皇は深く潜庵の人と爲り、を愛せられて、屢々座右の物を下賜し、その勳功を嘉みせられたが、安政五年十二月二十四日潜庵は西町奉行所に召喚せられて、嚴重なる取調べを受けたが、潜庵の答辯極めて明瞭であつたから、即日放還せられた、然るに其翌々日再び召喚の上、不審の廉ありと稱し、六角の獄に下し、西町奉行所より輿力、同心が其邸に出張して家宅搜索を行ひ、書類等を一々取調べたが、何等疑はしいものはなかつた、しかし潜庵は六角の牢獄に留置せら

れて江戸に檻致せられ、星ヶ岡の岸和田藩岡部筑前守の邸預けとなり、安政六年十月七日幕府評定所は、潜庵を永押込に處し、門人奥田萬次郎は潜庵を擁して歸洛したか、所司代酒井忠義は本邸に入るを許さず、洛北紫野雲林院村の別邸に出居せしめ、幾もなく平野本邸に歸るを許し、文久二年八月二日には勅命を以て、永押込を赦免せられ、西郷吉之助、大久保一藏、木戸準一郎等の諸士と衣笠等持院の西方にある翠屏閣で密會して旺んに閑は潜庵の門弟中路延年の所有であつて、延年の母豊子勝浦は女丈夫で、國事に奔走し、神托相傳といふものがあつて、豊子は吉凶禍福を卜してゐた關係から、志士等の時事の得失を諮問するものが多く、閑に出入してゐた者には西郷、大久保、木戸、春日の外に、小松帶刀、岩下方平、吉井友實、田宮如雲、伊藤俊介、陸奥宗光、寺島宗則等があつた討幕の議を闘はしてゐた、西郷は深く潜庵に私淑し、其末弟を初め伊瀬知好成、餅原誠之進、奥良之丞、岩切喜次郎、平田伊藏、肥後平八、高木精之丞、東郷平八郎、柴山矢八等の人々を入門せしめ末廣重恭等も教を受けてゐた、これより前潜庵は奈良縣知事に任せられ、銳意治を闘り、職務に勉勵

し、其政を爲す嚴正明確であつたが、朝廷潜庵を樞機の官職に任せんと欲したに拘らず、固く意を仕途に絶ち、後學を董育するを樂みとし、悠々自適、吟風弄月軒に餘生を送り、明治十年四月十五日疾の故を以て、中立賣室町東入る北側に假寓し、専ら靜養につとめ、幾もなく本邸に歸り翌年三月二十三日歿した壽六十又八、洛西花園泉谷法藏寺山上に葬り、明治三十六年十一月十三日、特旨を以て贈正四位の位記を賜ふた。



津崎村岡 上圖は洛西北嵯峨細谷の直指庵にて村岡の隱栖せし庵下圖は村岡の繪像である（婦人の龜鑑の項参照）



春日潜庵の書齋
 上圖は潜庵の遺墨（尚友）
 の二文字、下圖は其書齋で
 あつて今は眞葛ヶ原西行庵
 の茶室となつてあるが舊も
 舊時の觀を改めず（學界の
 泰斗の項参照）

婦人の龜鑑

北嵯峨の直指庵

津崎矩子刀白

老女村岡の名は人口に膾炙してゐるが、かれは洛西嵯峨大覺寺の臣津崎左京の女である、天明六年に生れ、八歳の時から近衛家に仕へて忠勤を擧ぐんで、恰も外艦が浦賀に來港するや、志士は密勅一件に就いて大に苦心し、朝廷に勢力のある公卿を一味徒黨に引入れねば、到底大謀は成就しないから、頼三樹三郎は洛東一乗寺村の觀音堂に居住してゐた梅田雲濱を訪づれて、色々協議を凝らした、雲濱の言ふには方今朝廷で飛ぶ鳥をも落さん許りの勢力家は、左大臣近衛忠熙卿である、卿を一味徒黨の中に引入ぬと大願は決して成就しない、それには卿の信任厚い老女村岡を語らふのが第一の策である、かの女なら曾つて島津侯の息女が、江戸に入輿の際にお伴して行つて、天下の諸侯が列座して

かる前に、平氣で七汁二十二菜の馳走を平らげて、一座の人々をアツと言はせ
 將軍拜謁の日には、村岡一方ならぬ御苦勞であつた、御身が願ふもの何なりとも
 與へん」この將軍の言葉に、村岡は「さらば申上ます、我主家近衛家の柱臣一名を
 下だし置かれたう存じます」と述べて、再び將軍を感心させた程の女丈夫、どう
 しても彼女を手に入れねばならぬと、此話は豫想外に迅速に進んで、村岡は一
 味徒黨中に加入した、そして討幕の詔勅も下つた、そこで間部總州が上洛して
 安政の疑獄となり、村岡も所司代の手に渡され、峻嚴苛酷なる訊問を受けたが
 一向平氣で何事をも告げないから、所司代は様々な手段で自白せしめやうとし
 た、しかし村岡は「汝等が如き者が、國事に就いて彼是言ふのは量見違ひである」
 と述べて、一言も發せない、ために村岡は江戸送りとなり、幕府の取調を受け
 ても依然實を吐かない、幕府も持餘して僅に禁錮三十日に處し、永謹慎を申し
 付けた、刑滿つるの後村岡は洛西嵯峨に歸り、北嵯峨細谷の黄檗宗直指庵に入
 つて、一向專念近衛家の冥福を祈り、風月を侶としてゐた、野村望東尼は村岡
 の女丈夫であることを聞傳へて直指庵を訪づれた、村岡は望東尼が忌諱に觸れ

んこを怖れて面合せず、纔かに障子を隔て、數言を交へた、其時望東及は吟じ
 て

雲井にも君か名たかく聞へけり

したひくる身をあはれども見よ

村岡はこれに和して詠じた歌は

はる／＼とたつねし君のめくみをも

しつ心なくあはてくるしき

かくして維新の大業成るに及び、朝廷より其功を賞して年々祿二十石を下賜
 せられ、明治六年八月二十三日八十八の高齡で歿した、其臨終の際に枕頭にあ
 つた人々に「朝廷がかく迄に隆運になつた上は、死するとも恨みはない」と語つて
 左の一首を吟じた

雨あられはけしけれとも軒深き

我家はそれと音もきこぬす

惜しい事には直指庵は火災の厄に罹り、幾もなく近衛家よりの下附金等によつ

て庵は再建せられた。明治二十四年十二月十七日、特旨を以て村岡に従四位を贈られた、村岡が捕はれて江戸に下る途中にて詠める歌に

日々にかはる旅路にかはらぬは

人のこゝろのまことありけり

又終世祿を下賜せられた時の歌に

思ひきやかすならぬ身のかくまてに

ふかき恵の露かゝるとは

三國大學の舊邸 御池高倉東入北側である
今は住む人は變つて居るが、舊時の觀を改めて醫
師の宅となつてゐる左圖は三國大學（後に幽眠と
改む）の遺蹟（獄中の慰安の項参照）



町奉行所の召喚があるにより、早速出頭する様にこの事であつた、翁は石羽志津摩に伴はれて奉行所に出頭すると、小笠原長門守には、「其方儀先般一橋刑部卿殿の義に就き、越前家より依頼に及んだ事があらう、備に申立てよ」と問ふた幽眠はそれは當春の事越前藩の桃井伊識事拙宅に來上、天下多事の昨今、將軍様には御病身にて嗣君未だ定まらず、甚だ以て恐れ入る次第、當時一橋殿には賢明の御方につき、寡君並に有志諸侯萬仰望致されて居ります、何卒御繼嗣に立たせられ候様、禁裡より其御運びをせられたいこの事、拙者も最も至極と存じ、鷹司家月番諸大夫小林民部權大輔良典方へ誘ひ参りて面談致させ、其後越前侯より直書にて同様の義申越されたから、直に主家へ差出置きました」と陳述すると、長門守は赫と怒つて汝等の如き微祿の身を以て天下の一大事に私議をさしはさむとは不届千萬である、今日は役所留を申付くるごとく、下役に翁の兩刀と衣服を取上げしめ、六角の牢獄にブチ込んだ、幸ひにも獄中には池内陶所小林良典、宇喜多一蕙を初め舊知の志士が居つたから、徒然を慰むるに十分であつた、お題目をあげるものがあれば、慷慨の詩を賦するものもあつて賑やか

なことである、十二月二日は一同揚り屋入申付けられ、同月五日には綱乗物にて江戸送りとなり、江戸に着いて以來は榊原藩に幽せられ、文久元年十月七日追放處分を受けて歸洛し、直準は江州石山に隱栖し、一向風月を侶にしてゐたが、其翌年に赦されて歸洛した、明治十六年末には皇事に奔走した功により一時賜金の事があり、同二十六年十月二十日特旨を以て従六位に叙せられ、同二十九年五月に

花鳥はみな見つくしぬ今よりは

浮世のほかの月を眺めん

の辭世を残して他界した、享年八十有七

毒饅頭到來

五四

一乘寺の茅屋

實萬卿の薨去

幕府は己に間部總州の手によつて志士を逮捕したから、勢ひ其毒手は堂上方にも及んだ、安政六年二月十七日には遂に青蓮院尊融法親王に謹慎、一條内大臣忠香、二條大納言齊敬、近衛大納言忠房の三卿に十日間の遠慮引籠、廣橋大納言光成に五日間の遠慮引籠、萬里小路大納言正房に三十日間の謹慎、其他の公卿をも夫々處分せられたが、殊に三條前内大臣實萬卿は幕府の忌む所甚だし、左の朝廷御下問に對する意見書は最も忌諱に觸れたのである。

墨夷申立事件從關東言上之儀所向可申上旨奉謹承候即爲見被下候書共熟覽仕候處國體不安之事歎息之至に候比日閣老を被差登候叡慮之由旁以不容易儀と存候即書共に有之候通人心不居合候節は内外何様之禍亂を引出し可申も難計

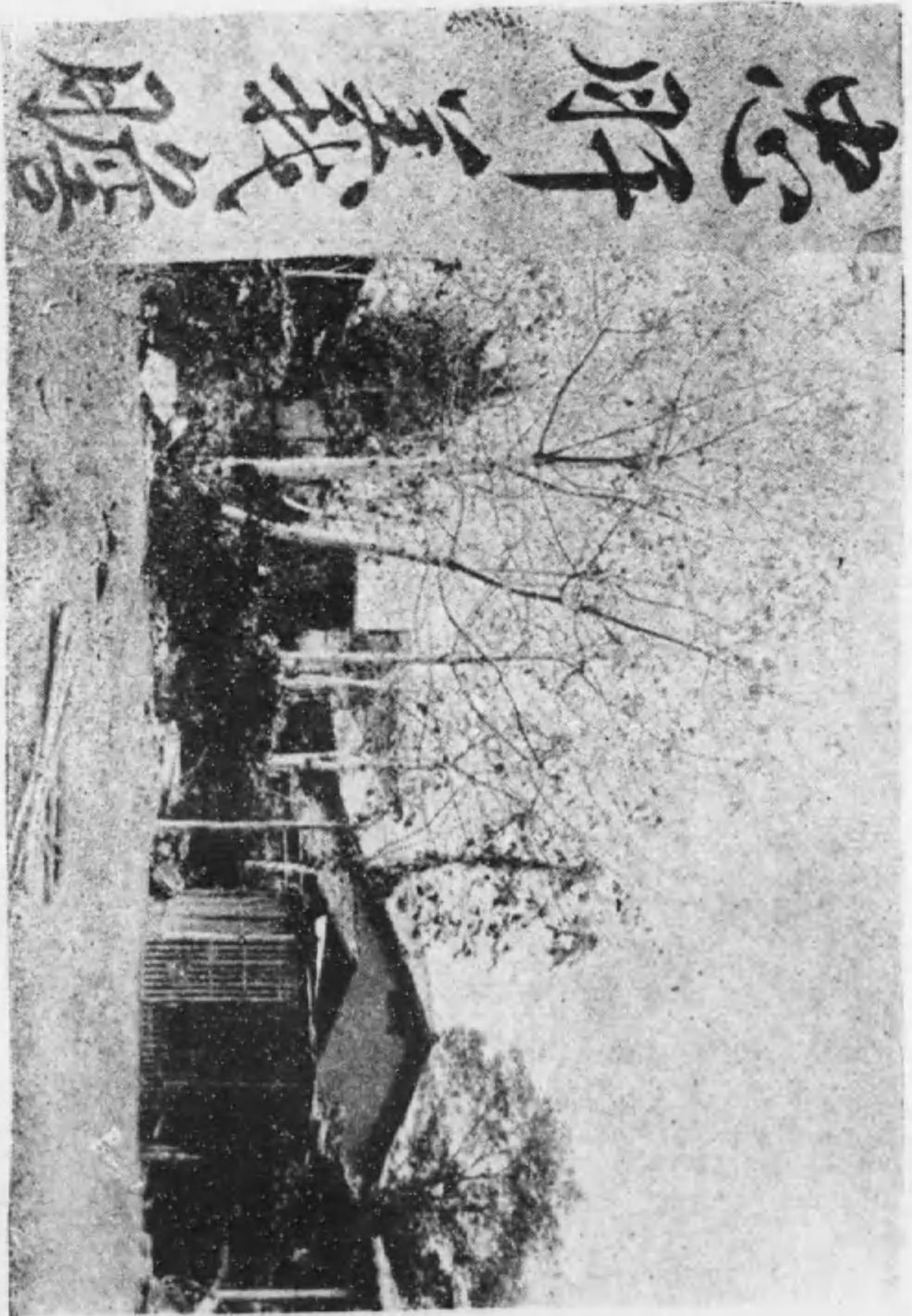
之由尤之事に候全體列國諸藩に至る迄見込之趣意可有之儀と存候間被聞食度旨被仰下夫々叡覽之上猶又可朝議候仰先達て下田條約之事無餘儀事情委細言上有之候處漸々申募候趣實に國家之安危唱今之處に有之大樹之配慮相察候況於叡慮は先年以來神州之瑕瑾無之様にと深く被惱宸衷臣下一同不安甚痛歎之事に候此度之御決答至大至重之儀に候間何卒不墜皇威不汚大樹之號人心固結人氣引立候様勘辨無之或以是等之趣閣老面々之存意別段御尋有之無腹臆申上候様被仰下聞食之上叡斷所仰冀に候不願恐愚言上候

卿は同日解職となり、蟄居仰付けられたから、止むなく一僕を携へて、梨木町の自邸を出で、其采邑である山城綴喜郡上津屋村の伴正兵衛方に閑居せられ、後洛北一乘寺村曼珠院家の臣渡邊仲助の邸に移られたのである、こゝは藁屋作りの六疊二間であつて、眞に穢ならしい家であつたが、それをも厭はず卿は金殿玉樓と思ひなし、月日を送つてゐた中に、幕府は朝廷に迫まつて卿の落飾を命せしめた、主上は優渥なる勅書を賜はつた其一節に「卿若し落飾せば罪は曖昧になつてしまふから、快く其譴責に服し、百載公論を待つべきである」と、卿は

聖恩の有難きに感泣し、其年五月遂に落飾して澹空と號せられた、卿は徒然なるまゝに隣家の渡邊喜左衛門を召して、明暮れ浮世話をしてゐられたが、其の年九月二十六日卿はいづれよりか立派な菓子を到來せられ、喜左衛門にも分たれたが、喜左衛門は歸宅後菓子を喰し、間もなく中毒を起して死し、卿も此菓子のために病を獲て、十月六日に薨去せられた、享年五十又八、遺骸を洛西嵯峨二尊院に葬つたが、特旨を以て従一位に叙し、文久二年八月九日主上には高倉少納言修長卿を墓前に御差遣の上、卿の勳功を嘉賞せられ右大臣を贈られ、明治三十二年九月二十六日には正一位を追贈せられた、其遺詠に

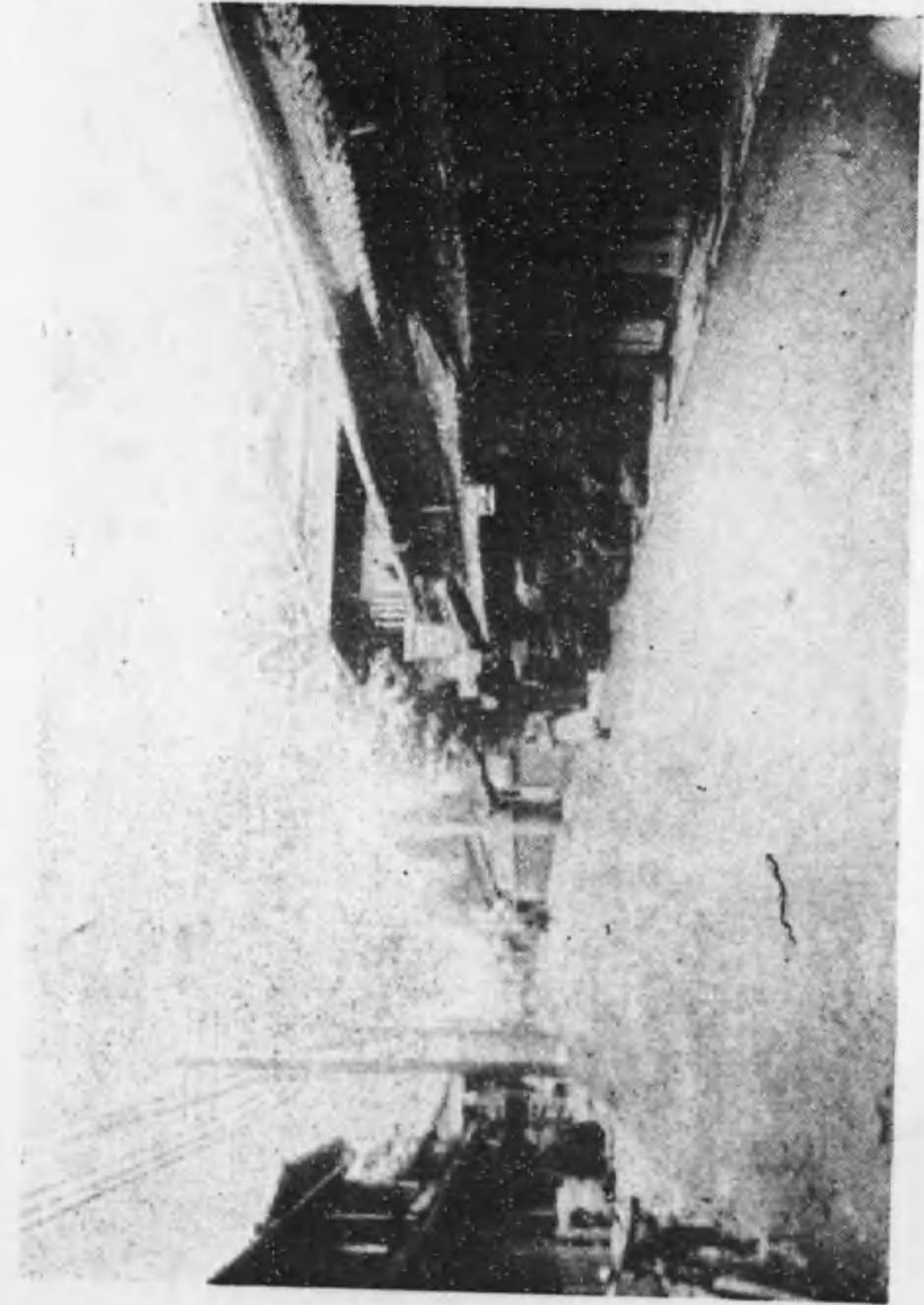
まつりこと道なほかれとすへらきの

おさめます世はいやさかゆへき



三條實萬終焉地 洛東一乗寺村にあり實の數屋の跡は今
は面目を改めてある左は實萬の遺體(巻終頭の項参照)

上長者町栗津邸の附近 古高俊太郎と其妹智恵子とが
國事の相談をした處である（突然の解雇の項参照）



突然の解雇

栗津邸で兄弟の會合

和宮御降嫁の事

和宮の御降嫁は井伊掃部頭の献策であつたが、幕府は京都に尊攘論の旺んであるのを知つて、憂慮の末、九條關白尙忠卿の肝烈で、降嫁を請ふことゝなつた、主上には兼ねて御婚約になつてゐる有栖川宮と破約するのを好まれなかつたが、岩倉具視、千種有文、富小路の三卿、常侍の堀川、千種などが、頻りに内廷に運動した結果、遂に萬延元年十一月朔日愈御降嫁に決定し、幕府は京都所司代酒井若狭守忠義の手を経て壹萬五千兩を堂上に頒かつた、此時和宮には御年僅に十六、かくする内に御降嫁の事が天下に布告せられたから、志士の憤慨は其極に達し、こゝに古高俊太郎は一夕上長者町新町西入る北側の栗津右馬之助の宅を訪づれ、妻女を頼んで妹智恵子を奉公先の鷹司家から呼んで貰ひ、

和宮御下向の一條を語り、和宮様へ御奉公を願出で、宮の御供をして江戸へ下り、宮の御身を守護しまいらせ、一方關東の模様を常に知らせ貰ひたいと頼んだ、智恵子は一命を抛ちても其大任を果すと約し、智恵子は傳を求めて、和宮に御奉公申上ぐるこゝとなり、御下向供奉の中にも加へられたが、智恵子がお尋者の俊太郎の妹であることが、幕府の耳に入り、智恵子は和家御下向の前夜即ち文久元年十月十四日の夜お拂箱となり、堺町丸太町の母の許に歸つた、翌十五日和宮には京都御出發に相成り、堺町御門から御列が進んで、堺町通りを三條、三條を東せられ、繪巻物を展べた様に美しい御行列を拜觀するものが夥しく、智恵子は和宮のお乗物に扈從して逢阪山までも御見送り申上げると、和宮にはお乗物の引戸を、内より扇子でトン／＼と叩かれ、智恵子をお招きになり、「智恵よ見送り大儀であつた、疾く歸れ、名媛は盡きぬ」この有難い御言葉を賜はり、智恵子は大地にひれ伏し、暫しは其場を得去らなかつた、此智恵子こそ後に田村勝剛氏に嫁した女丈夫である。

因に和宮親子内親王は仁孝天皇第二の皇女、御生母は前の新典侍局藤原經子

大納言橋本實久卿の女、弘化三年閏五月十日の御生誕橋本大納言御教育係りとなり、十六歳にて將軍家茂に降嫁せられ、家茂は長州征伐の途次大阪城にて薨じ、宮は直に黒髪を落して靜寛院宮と申し、維新の際には皇國のために一身を犠牲として皇軍のために哀願書を提出せられ、擾亂も思ひし程に慘劇を極めなかつたのは、宮の御心勞の結果であつた、其遺詠に

世の中騒がしかりし頃

おしましな君と民とのためならば

身はむさしのゝ露と消ねても

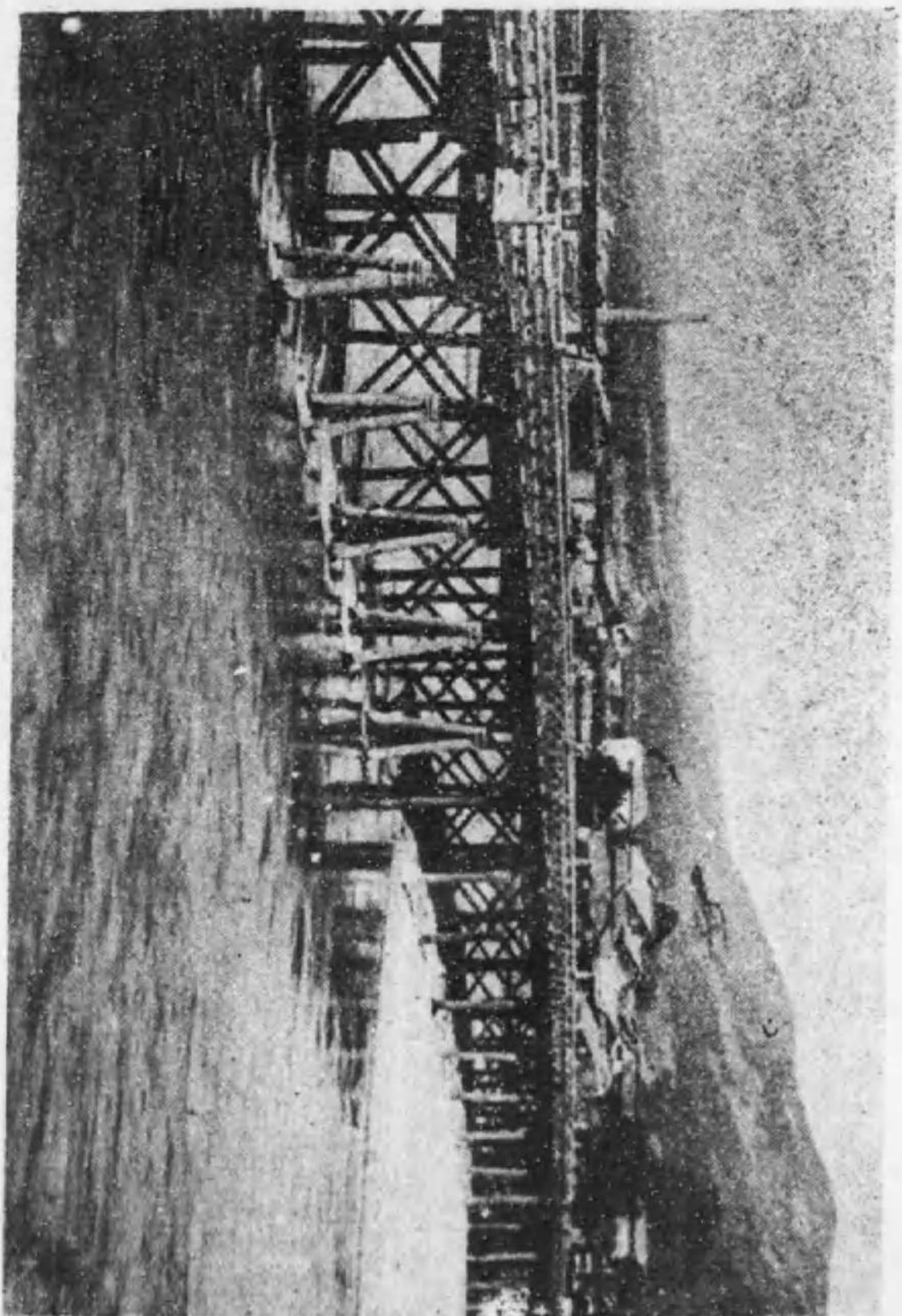
宇治の酒宴

六〇

南洲國臣を追歸す

急使の到着

恰度島津久光を乗せた船が、大阪へ到着した交、西郷南州は頻りに京都の志士の間に奔走していたが、一日伏見の文珠院に遊んでゐると、そこへ平野國臣が訪ねて来て、色々と國事を談じた末、國臣は激昂して、現下の形勢は如何にしても、所司代を屠り、九條關白を斬り、彦根城を突くの必要がある、西郷氏は非此舉に賛成して貰ひたいと述べたが、南州は一笑に附して、一向に相手にしなかつたから、國臣は止むなく歸宅し、間もなく南州は桐野利秋、本田親雄堀二郎を伴ひ、船を備ふて宇治川を遡り、宇治の菊屋に登り、置酒亂舞、大に快をやつて居ると、そこへ伏見藩邸の足輕が、「西郷様早くお歸りください、只今大久保様が早駕で御着になりました、大變御心配の様子です」と話をしたから



宇治橋附近 西郷南州が有村俊斎等と半日の酒宴を試みたところ(宇治の酒宴の項参照)

西郷はそれならば直ぐ歸らうと、早速船を仕立て、藩邸に歸ると、大久保は左も迷惑そうな顔をして、「西郷殿大變ぢや、三郎殿が非常に御立腹になり、西郷は不都合なやから、切腹御付けるとの事であつたが、段々とお詫びをした結果島へやる事に決定した」と述べ、頻りに落涙してゐた、南洲も今はこれまでゝあるとて、直に旅装を整へて兵庫に向ひ、大久保は一旦南洲と刺違ふて死なうとしたが、國家の危急を前にして空しく死するは、犬死であるとして、決心を翻へし、南洲は大島へと再び流さるゝ事となつた、後日になつて南洲が此憂目に遭遇したのは、中山某の纒によつた事が判明した。

武装の参殿

堺町御門の久光

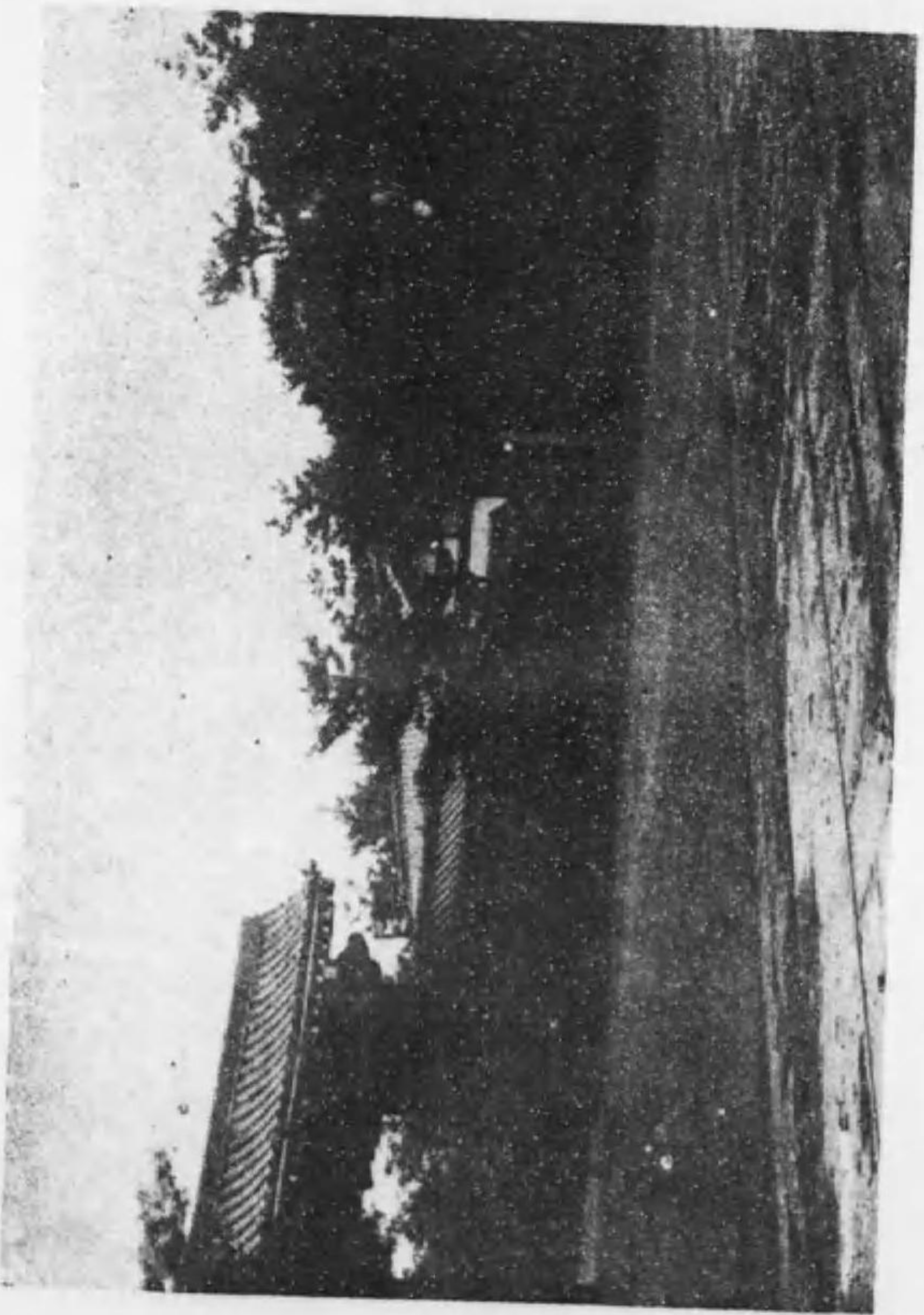
意見を開陣す

元來維新前までは京都皇宮の九門内は戎器を携帯して出入することは罷り相成らぬとしてあつた、然るに鳥津久光は文久元年四月十六日入洛して、錦小路の藩邸に入ると間もなく、數百の藩兵に武装さして堺町御門を過ぎ、警固の幕吏を白眼みつけて、近衛邸にと進んだ、久光は栗毛の馬からヒラリと下りて、勝手知りたる大立關に案内を求め、忠房卿には直に書院に案内せられ、岩倉具視、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛の三卿も列座の上、久光は恭しく今回某の出府は、表面修理大夫参観御猶豫の御禮、並に江戸藩邸再築の指揮のためであります、内實は公武の御合體、皇威の御振興、幕政の改革にありとて具さに天下の形勢を述べて、騷擾の眼前に差迫り居ることから、これが鎮撫

西郷南州の遺墨

所謂英雄を非以其體知勇
操其勢如刃而己此二者皆
雄素より而仗大義以匡今
皇者乃英雄之所歸也

堺町御門 文久二年島津久光従兵を率ゐる武裝して堺町御門を通過し近衛路に向ふた（武裝の参殿の項参照）



に腐心せる所以を滔々と説き、今日に處する策として、左の數箇條を述べた

- 一、粟田宮、應司太閤、近衛左府、應司右府の謹慎を即時に解く事
- 一、九條關白、酒井所司代の退去を命ずる事
- 一、一橋、尾張、土佐、越前、宇和島の謹慎を解く事
- 一、安藤對島守に退役を命ずる事
- 一、久世閣老の上洛を命ずる事
- 一、一橋刑部卿を御後見、越前中將を大老に任すべき事

列座の諸卿は久光の建言に賛成し、中山、正親町三條の兩卿は即座に參内して此旨を奏上すると叡威斜ならず、直に勅書を下賜せられ、久光に輦下の守護を命ぜられ、た久光感激して、こゝに志士を鎮撫する手段を採ることに相成つた

寺田屋の變

六四

薩藩の同志打

九烈士の墓碑

維新の魁ともいふべき伏見寺田屋の騒動が起つた、これは薩藩の内訌であつて、穩和、急進二派の衝突であつたが、急激派は文久二年春島津久光の東上を期とし、當時幽閉中の尊融法親王の禁を解き、九條關白、酒井所司代を襲撃して、勤皇の大義を唱へんとし、大阪薩摩藩邸にあつた有馬新七、田中謙助、三島彌平、柴山龍五郎、是枝萬齊等は、その當時大阪堺筋の宿屋魚太に挽留して居つた橋口壯介、橋口傳藏、弟子丸龍助、伊集院直右衛門等と協議を重ね、文久二年四月二十三日、長藩出入の船宿で、三十石の淀船二隻を賊せしめ、諸士各々これに分乗して淀川を遡つた、一行の吉村寅太郎が

眼をさます初音や雲井ほととぎす

と口吟したのも此時である、かくして其日の夕暮、一行は伏見に着して寺田屋に陣取り、有馬以下の人々は出陣の準備におさく、怠りなかつた、此時薩州邸では奈良原喜八郎、道島五郎右衛門、森岡善助、大山格之助、鈴木勇右衛門、江夏仲左衛門、山口金之進、鈴木昌之助の八名が寺田屋に向ひ、君命を楯に有志の義舉を斷念せしめやうと試みた、田中謙助は我等は勤王の大義を斷行せんと欲する者、君命なりとも従ふものでないと叫ぶと、氣早の五郎兵衛、一聲高く「上意」と言ひさま、謙助の肩間を斬付け、眼は飛出で其場に墜れ、互に火花を散らして戦ひ、双方共に死傷者を出し、戦ひはいつ果つるとも知れなかつたから、奈良原喜八郎は、兩刀を抛ち、合掌して静まらんことを請ふた、漸くにして眞木和泉は吾黨今回の舉にして、薩州侯の賛成せらるゝ所とならば、共に大舉を圖るに若くはない、今や己に暮れて居る、先づ錦小路の藩邸に赴き、久光公に陳謝し、更に其意見によつて後事を議せんと述べ、一同打連れて藩邸に赴いたが、森山新五左衛門等は藩邸に幽閉せられ、幾もなく君命違背の罪によつて屠腹し、こゝに騒動は鎮壓されたが、此騒動があつて以來、伏見寺田屋

六五

の名は、大黒寺の九烈士の墓所と共に天下に轟き渡つた。

血染の椽先

洛西鳴瀧妙光寺

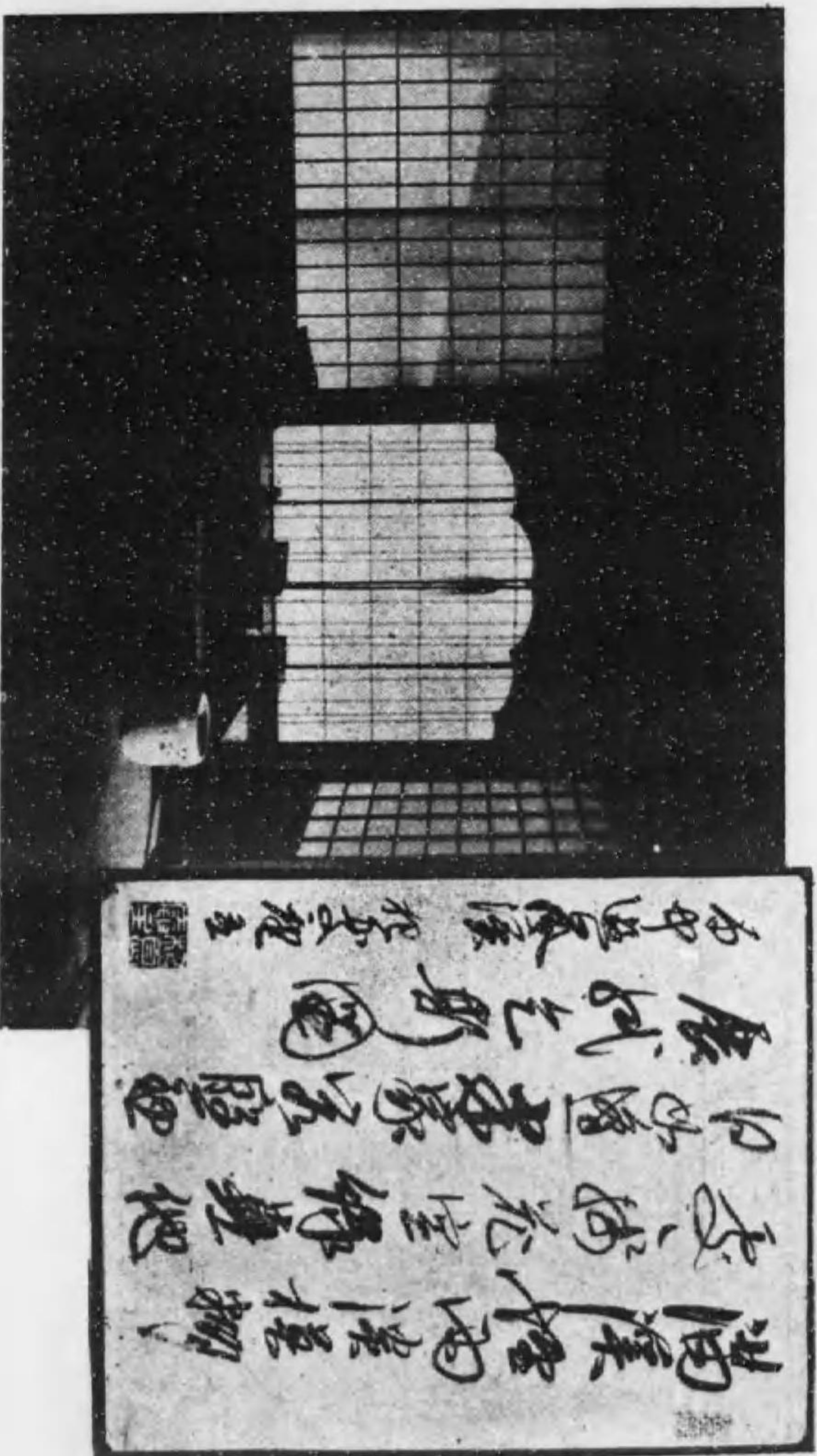
天章和尚の最後

玉松操が岩倉卿の智恵袋であつた如く、洛西鳴瀧妙光寺の住職天章和尚は、大原重徳卿のそれであつた、天章は法諱を慈英と呼び、別に杞憂庵と號し、京都の産である、幼少の頃淨土門に投じて出家したが、後に三縁山の學林に遊び養鷗微定と共に互に激勵した、中年の交禪宗に歸依して、京都建仁寺の全室慈保の室に入り、傍ら仁科白谷、摩島松南に就いて經書を研究し、業成つて洛西鳴瀧妙光寺の住職となつた、天保十二年全室慈保に伴はれて對州酌庵に赴き、韓客の來聘に應接し、歸洛すると間もなく天下は紛亂し、天章は頻りに志士の間に奔走し、大原重徳卿は常にかれを招いて相談相手としてゐた、文久二年五月、島津久光の公武合體の建白書に基き、老中久世大和守に上京を命じたが、

大和守は一向入洛しないから、朝廷からは岩倉具視卿を勅使として江戸に下向せしめやうとした、天章は大に驚き近衛關白忠熙卿を訪問して天下多事の今日岩倉卿を下向させるは得策でない、寧ろ剛毅の質に富める大原重徳卿を勅使とするが正當である」と申出た、近衛關白には暫らく考へて居られたが、較々あつて「貴僧の申出、實に尤もである、自分一存にても如何がと存するにより、協議の上何んとかしやう」と答へられた、天章が歸ると間もなく、中山、正新町三條兩上を招き協議の上、大原卿を勅使に任命した、大原卿が九條尙忠卿に懐劍を抜放ちて

赤心忠與義 臨事不避難 一旦若得罪 終令國家安

と賦して、其決意を示したのも此時の事である、かくして卿は鳥津久光の率ゆる百餘名の同勢に護せられて關東に下向したのである、此事あつて以來天章の名天下に轟き、品川彌二郎、田中顯助等の面々も妙光寺を訪づれた、維新後天章は妙光寺の一室に隠れて讀書三昧に耽り、時々志士の墓碑に參詣して、其靈を弔ふのが何よりの楽しみであつた、明治四年七月九日の夜、和尚は書齋に引籠



天章は右西へつは左 天章 僧 (藏者) 墨道 天章 妙光寺 書齋の 蔵者

岩倉具視蟄居の址 具視勅勅を得て洛北岩倉村に入り數年蟄居し玉松操等其左右に侍し皇政維新の劃策をなす上圖は具視の遺屋、下圖右は蟄居の址、左は具視の遺影（岩公の蟄居の項參照）



つて書見をして居ると、音もなき兩戸に帛づれの音が聞え、やがて障子を蹴破つて一個の曲者が現はれ、白刃一閃倏ち和尚の肩先きを斬付け、和尚は椽側に出ると、又も一太刀浴びせかけられ其の儘絶息した、漸く翌日になつて村人が此珍事を發見し、建仁寺の梧庵和尚の許に急報したが、下手人は遂に判明しなかつた、今も猶その血染の椽は残つてゐる。

岩公の蟄居

七〇

洛北愛宕郡岩倉村

落飾して時事を談ず

岩倉中將具視卿は一時禁中で飛ぶ鳥をも落す勢力があつたが、和宮降嫁を幹旋したるを憎み、急進黨が勢力を得るに及んで、正親町三條實徳、庭田中納言重胤、其他の諸卿は相俱に連署し、千種少將有文、富小路中務大輔敬直の二卿少將内侍、衛門内侍と共に卿も彈劾せられ、文久二年八月二十日主上には梅溪少將通善卿を卿の邸に御差遣になり

岩倉具視

右依有 思召蟄居表仰出辭官落飾の事

岩倉具綱

右父具視朝臣御咎差控

この御處罰を申渡された、されば卿は友山對岳と號して、一僕を携へ、飄然として京を立ち出でた

いかさまに思ひわきても嘆ちても

涙のみこそふりまさりけり

此時急進派の人々は卿に危害を加へんとする者が多く、上は先づ上賀茂の靈源寺に逃げ

夜深く草葉の露にそほちつゝ、

あらぬ野山の月を見るかな

と自己の運命を悲觀し、それから寺々を逃げ廻はつて、遂に岩倉村に入り、六疊と四疊半と、三疊位の茅屋に蟄居したが、卿は餘りの無聊に堪はず

問ひもしつ問はれもしつる友垣の

あと絶え果てゝ残る雪かな

と詠じた、かくする中に香川敬三、玉松操、杉孫七郎、大橋順藤等の面々も來訪し、次で品川彌二郎は大久保一藏と打連れて訪問し、政治上の意見を闘はし

七一

たが、其當時の模様を故品川彌二郎子が語つた、その一節に

七二

維新前の事であつた、年月は今確かに記憶していないが、一日先輩大久保一藏が來訪して、今夕實相院里坊に於て岩倉公と密會の約がある、君は長州志士の代表として同伴しやうでないかと言はれたから、自分は同行を快諾し、大久保は途すがら口を極めて岩倉公が有爲の人物であることを説いた、かくて實相院里坊に着し、一室に導かれたが、公は紫色の道服を着け、大久保と國事を論じ娓娓として盡きなかつた、自分は竊に卿の饒舌は或は天下の大事を誤る様なことがなからうかと心痛してゐた、卿は最後に大久保と自分に向ひ、「壁に耳あり、長談議は危険である、已れが計劃は此一件袋にあるから、君達は熟讀して取るべきものがあちば、賛成して貰ひたい」と述べられたから、大久保と自分とは一件袋を受けて里坊を辭し、直に志士の密會所に歸り、一件袋を抜き、一々熟讀すると識見高邁條理整然、殆んど雲霧を排して青天を觀るの概があつた、自分は讀了つて思はず絶叫して、「こは眞物であるが、饒舌なる岩倉公の肚裏、果してかゝる大經綸の出づるとは思はれない、又こゝ

にある詔勅案の如き大文字は能文達識の士なれば草することが不可能である」と述べる、大久保はそれは道理ある疑問である、その疑問を氷釋するには、こゝに玉松操のあることを忘れてはならぬ、操は緇衣より出で、奇偉卓落識見高邁、尋常を以て測度すべきでない、岩倉卿夙に此人に師事してゐると聞及んでゐるが、恐らく此人の手に成つたものであらうと、自分は再び然らば清水寺の月照の如き人物かと問ふた、大久保は手を振つて、否かの一味慷慨の比でない、頭腦緻密にて算數に長じ、冷靜にして能く大局を斷する人物である、それから極力玉松翁の人となりを贊揚した云々

又土州の阪本龍馬、中岡慎太郎もやつて來た、こんな關係からこゝに薩長の協同が出來、三條岩倉兩卿の意思も疏通し、岩倉の小天地も追々濶くなつて來た此間に卿の傍にあつて、何呉れもなく補佐して居つたのが玉松操である、「草裡鳴蟲」と題する意見書も此人が書いたもので、錦の御旗もそうである、かくして卿は文久二年八月から約五箇年と四箇月の月日を此閑寂な僻村におくり、明治天皇御即位になり、王政復古の實行が迫まつた慶應三年十二月九日には、愈勅

七三

勤が許るされて、その日の曉を冒して卿は坊主頭に金冠をいたゞき、衣冠を着け、懐には王政復古の文案を入れ、意氣揚々参内したのであつた、卿はこれより順風に帆を揚げた様に、其施設は天下に實行せらるゝことになり、一代の幸運兒と呼ばるゝに至つたが、今も卿が蟄居の茅屋は、昔ながらの面影を傳へて居る。

一代の智者

三橋町の玉松邸

岩倉卿の智恵袋

岩倉具視卿が王政維新の大計をば成就したその策源地は、實に洛北岩倉村の閑居であつて、その樞機に深く參與したのが玉松操である、操は文化七年三月十七日に京都上京區第十組三橋町二十一番地に生れ、父は山本公弘卿、母は原田涼雲御所の使番の女花子である、幼にして聰明であつたが、兄實城は家を嗣ぎ、操九歳の時に大炊御門の猶子として山科醍醐の松橋無量壽院に入り、名を猶海と改め、一意佛書を研究し、常に豆を嚙つて讀書に耽つてゐた、數年にして學大に進み、大僧都法印に叙せられたが、僧侶の風儀の廢頹を一掃せんと試み、一山の憎しみを買い、猶海は意を決して髪を落へ、山本毅軒と號し、窃かに皇室の式微を挽回せんと圖つてゐた、萬延元年操は泉州貝塚願泉寺の勸請に

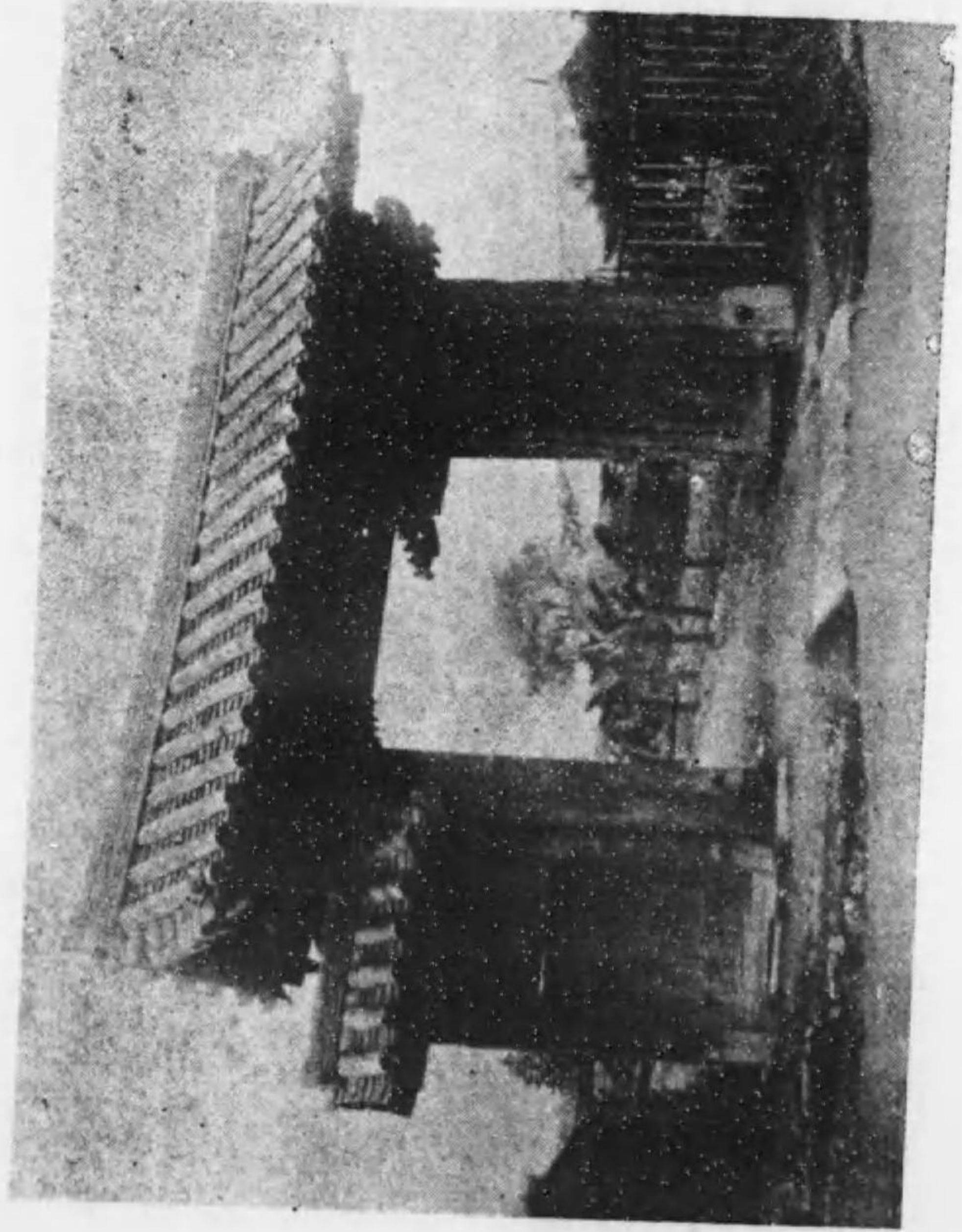
より同地に赴き、専ら古今集を講じたが、當時漢學の勢力旺盛であつたから、門生も尠なく、遂に操は歸洛し、次で江州阪本日吉の神官生源寺業親が勸請して、文久元年に操は生源寺方にと赴いた、門第三宮義胤の記す所によると、先生赤貧洗ふが如く身に携へられたるものはたゞ數卷の書籍と筆墨とのみ、先生日夜讀書作文の外他事なく、時に阪本神官の子弟、延曆寺の法弟等に章句を授け、又義胤及び同志の輩には日本史新論、保建大記、萬葉集の講義を與へられたり、常に余及び物集高見等其教訓を受くる者、交々米菜、薪炭をすゝめ、先生これによりて僅に消光せらる、當時先生の囊中果して一朱銀の存するありや、否や然れども壹錢だに門人に要求せられたるとなし、唯清淨の野菜を進むる時は、先生喜色面に顯はれ、無上の快樂としたり、又先生天性謹嚴にして酒を嗜まず、魚肉の如きは一切用ふることなく、烈寒の候と雖も單衣に古き羽織袴を着せらるゝ外、更に綿入の衣服を用ひられざりき云々、後操は岩倉卿に對面して政見を闘はしたが、卿は案外頭腦明晰の人であつたから、操は卿の腹心となり、王政復古の文案を作り上げ、卿をして大手腕を揮は



玉松操の邸址 岩倉具親の座右にありて皇政維新の大業の計劃をたてし玉松操の邸址（一代の智者の項参照）

趾敷屋代所

千本松原附近にあつた



しめ、明治二年正月には操は功を以て堂上に班せしめ、大學頭に任じ、侍續を命ぜられたが、操は至つて婦人が嫌ひで、婦人の手にしたものは口にせないといふ一風變つた人であつた、暫らくにして官を辭し、余が一生は姦雄のために誤られたと叫んで、門戸を固く鎖し、専ら讀書三昧に耽り、惜い哉明治五年二月十五日に薨じた、年六十二歳其遺詠に

松陰になかるゝ水をともして見て
ひとりおきふす庵のすゝしさ

怪しい烽火

七八

城南宮の森の邊

所司代の狼狽

天下の形勢は刻々に幕府に非である折柄、代見向島に於て紀州藩の浪人羽根内藏之進は伏見奉行所のために捕はれ、直に投獄の上所持品を取調べられたが其内に同志の浪士にあてた書面があつた、其大要に「自分は常に公卿の門に入出し、今日まで所司代酒井若狭守忠義を暗殺しやうと試みたが、未だ其機會がないのは残念至極である、此上は夜討を致す覺悟である」と記されてあつたから、所司代の驚きは一方でない、剩つさへ島津久光は大兵を率ゐて伏見に到着したから、幕吏の狼狽は其極に達した、恰も文久二年四月十五日の夜、不思議にも城南宮の森邊に烽火が輝やいた、これを望み見た所司代附の火見櫓番は吃驚して、酒井若狭守に報告すると、酒井の面色は見る／＼中に蒼ざめて、「偕ては薩

藩の者共京都に押寄せるのである、狼烟こそ其報告であらう、督々防戦の準備を整へよ」と嚴命したから、下役の面々は慌て、戎衣を纏ひ、大砲を曳出すやら小銃を取出し、火繩に火を點するなど、見るも可笑しい程であつたが、其翌朝になると騒ぎは益々大きくなり、所司代は附近の町人に觸れを廻はし、至急立退を命じたから、京の街は鼎の湧くが如き騒動になつたが、島津久光はそんな騒ぎを外にして、大兵を率ゐて入洛し、東洞院錦小路の藩邸に入つたが、所司代は益々警戒を嚴重にし、殊に二條城は警戒嚴重を極め、姉小路神泉苑町の酒井邸も數十名の兵が番をしてゐた、かくして十日あまりは所司代以下の幕吏は空騒ぎをやつてゐたが、全く城南宮森の烽火は、何かの間違ひであつたと知れ所司代の評判は日に悪しく、六月七日に至つて關白九條尚忠卿は辭職し、卿と仲善であつた酒井若狭守も遂に罷免となり、關東に下向することゝなつたが、十四日に至り酒井若狭守は快々として喜ばず、遂に病を獲て、發足を延期することゝなり、左の届書を提出して益々評判を悪くし、誰一人同情する者はなかつた。

御奉書彼地出立日限の義兼て申上置候處當春持病痲疾不相治此節別而差起出血等も御座候去七日御所の御暇被仰出候節も參門不相叶傳奏衆より御差圖之通爲名代家來之者差出し則御暇被仰出候に付同九日發足可仕と支度仕候處免角逆上強く起座眩暈難堪不合にて疲勞甚しく押ても發足難仕御座候右に付精々療養差控へ少しにても快氣に相成候は、押而發足可仕積りに御座候此段申上候様被申付洩候以上

酒井若狹守家來

成田作右衛門

これより薩長土の三藩は入洛して、禁裡を守護し、幕府の威令昔日の如くならず、志士は勢を得て跳梁を逞ふするに至つた。

幕吏の豪奢

島田左近の妾宅

志士に刺さる

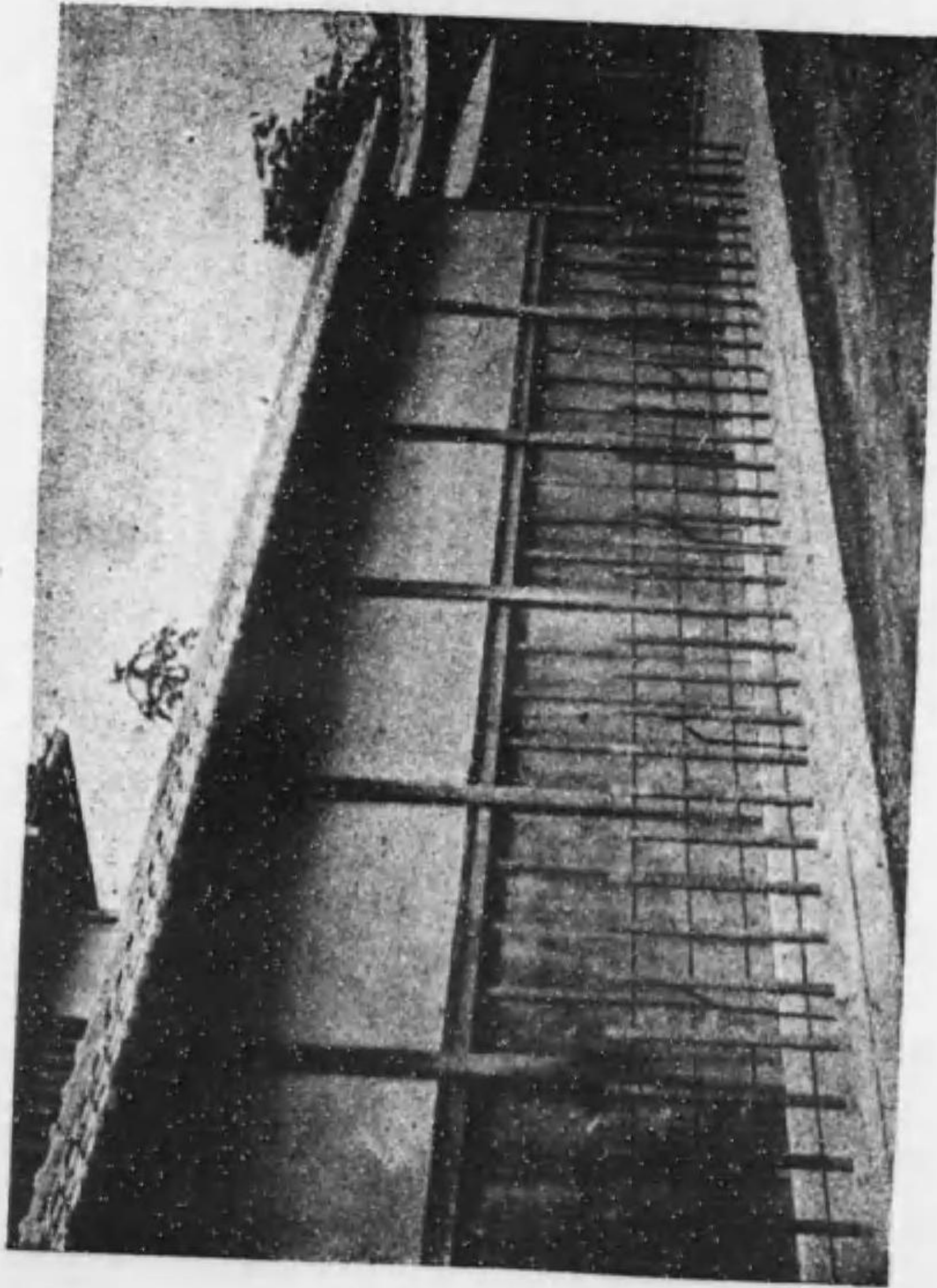
幕末の事情に精通してゐる者は、何人も九條家の諸大夫島田左近の名を知つて居るであらう、島田は美濃加納の産れで、初めは本願寺の寺侍となり、其後公家門の突當りにあつた九條關白家に入出し、遂には諸大夫となり、左近と呼ばれ又勘解由とも言ふてゐた、彦根の長野主膳とは昵懇の間柄で、左近は辯舌に長じ、俗才があつたから關白の氣に入り、權大尉となつた、傍ら幕府から過分の手當を受け、榮華に其日を送り、正義の公卿、勤皇の志士を多く罪に陥れたから、志士の左近を憎むことが甚だしく、文久二年七月八日久阪玄瑞、入江九市、寺島忠三郎等は、堺町丸太町下る左近の邸を襲撃したが、左近は裏手の堀越しに法恩寺の庫裡にと逃込んだ、志士等は邸内を隅なく搜索したが、左近の

敷物が確に温味があつたから、法恩寺に飛込んだ、しかし左近は已に法衣を纏ふて丹波に落へた後であつたから、志士は止むなく引揚げた、それから左近は丹波から歸つて九條邸に潜伏してゐたのであるが、七月二十日左近は九條家の領地へ赴き、それを兼ねて注意してゐた小河彌右衛門が見付け、志士に報告したのである、話變つて木屋町三條上る所に元祇園町三升家の抱へて君香といふ藝妓が住んでゐた、これは左近に落籍されたものだが、且那が左近であることは、左近が態と町人風を装ふて通つてゐたから知る者がなかつたのである、左近は主家の用向を果して、間道から君香の宅に來た、そして快よく入浴して丸裸のまゝ、川べりの板間に小女二人に團扇で煽がせて居る處へ、田中新兵衛、鶴木孫兵衛、志々目獻吉の三人が飛込んで、左近を斬附けやうとした、左近は煙草盆を投付けて、加茂川の磧に飛んで下り、一目散に北へと駈出し、それを追掛けた志士は、漸く二條木屋町突當りの善導寺で追付き、左近を捕へて拷問したが、左近は其苦しさに堪え兼ね、これまでの奸策、連累者の氏名を自白し久阪玄瑞はその首を刎ね、死體は高瀬川に棄て、首を長州屋敷に持歸り、三條



三條磧を望む 島田左近が志士に襲はれて 三條町三條の妾の宅より走り去つた此は三條磧であつた
つて遂に捕へられ天誅を加へられ
(幕末の豪傑の項參照)

島田左近の邸址 堺町丸太町下る西側今の會野邸である左近の墓を極め志士の墓塚を受けたのは、いである
(墓吏の墓者の項参照)



大橋際に曝した、その制札には

九條家諸大夫島田左近

此者長野主膳と同腹致し言難き奸曲を營み天地赦すべからざる大奸なり、是に依つて誅戮の上梟首せしむる者也
 と記されてあつた、間もなく長野主膳は國害を醸し、人心の動搖を致した段、言語同斷であること、家老岡本半介は苗字帯刀を取上げ、獄中で斬られ、主膳の養子健之丞、同妻萩榮は彦根の獄吏谷五郎預けを申渡され、家老木俣清左衛門、同庵原助右衛門は蟄居を申付けられた。

文吉の天誅

八四

妹は祇園の藝妓

裸體で梟さる

目明し文吉は島田左近に附隨して、正義の士を不韋の罪に陥したことが幾度あるか分らない、されば志士の文吉を嫉むこと蛇蝎の如く、かれは洛北御菩提が池の農民の子で博徒であつた、堂上方の下部屋の僕となり、一度入獄して目明しとなつてゐたが、養女の君香が島田の妾となつてゐた縁故から、島田の手先となり、高倉押小路上る處に家を構へ、間部總州が上洛して、安政の大獄となる、かれは鶴飼幸吉を捕へて、幕府から大金を貰受け、その金を諸方へ貸付けて、不當の利を得て居つた、かれは金のあるに任かせて、放蕩三昧に耽り、先斗町は愚か祇園町に入浸り、殊に祇園井筒の春香に打込んで、尠なからぬ金を費つてゐたのである、これがため志士の文吉を憎むことは島田以上で

あつた、文吉は文久二年九月一日三條河原で緘殺の上、裸體にして肆らされ、其制札には

高倉通押小路上る

目明文吉

右の者先年より島田左近に隨從種々妃謀を手傳致候戊午年以來姦吏の徒に心を合せ諸忠士の面々を爲致苦痛非分の黄金を貪りし其上島田所持致候不正の金子を預り過分の利足を漁りし返來に至り候ても猶又様ごの奸計を相行ひ時勢を一新の妨に相成候に付如此加誅戮死骸相捨に致し同人死後に至り右金子借用の者は決して不及返濟猶又此以後とても文吉同様の所業を相働候者有之候は、身分の高下に不拘即時に可合誅戮もの也

文久壬戌年閏八月三十日

と記されてあつた。

禪一枚の女

八六

二條磧の晒者

見物人は黒山の如し

幕末には京の街によく天誅が流行し、三條磧や四條磧には毎日のやうに梟首があつたものだ、文久二年十一月十五日には二條磧から北一丁半の所に美人が禪一枚の儘、晒の棒に縛られて、其傍には一枚の制札には次の様な文句が記されてゐた。

村山かすね

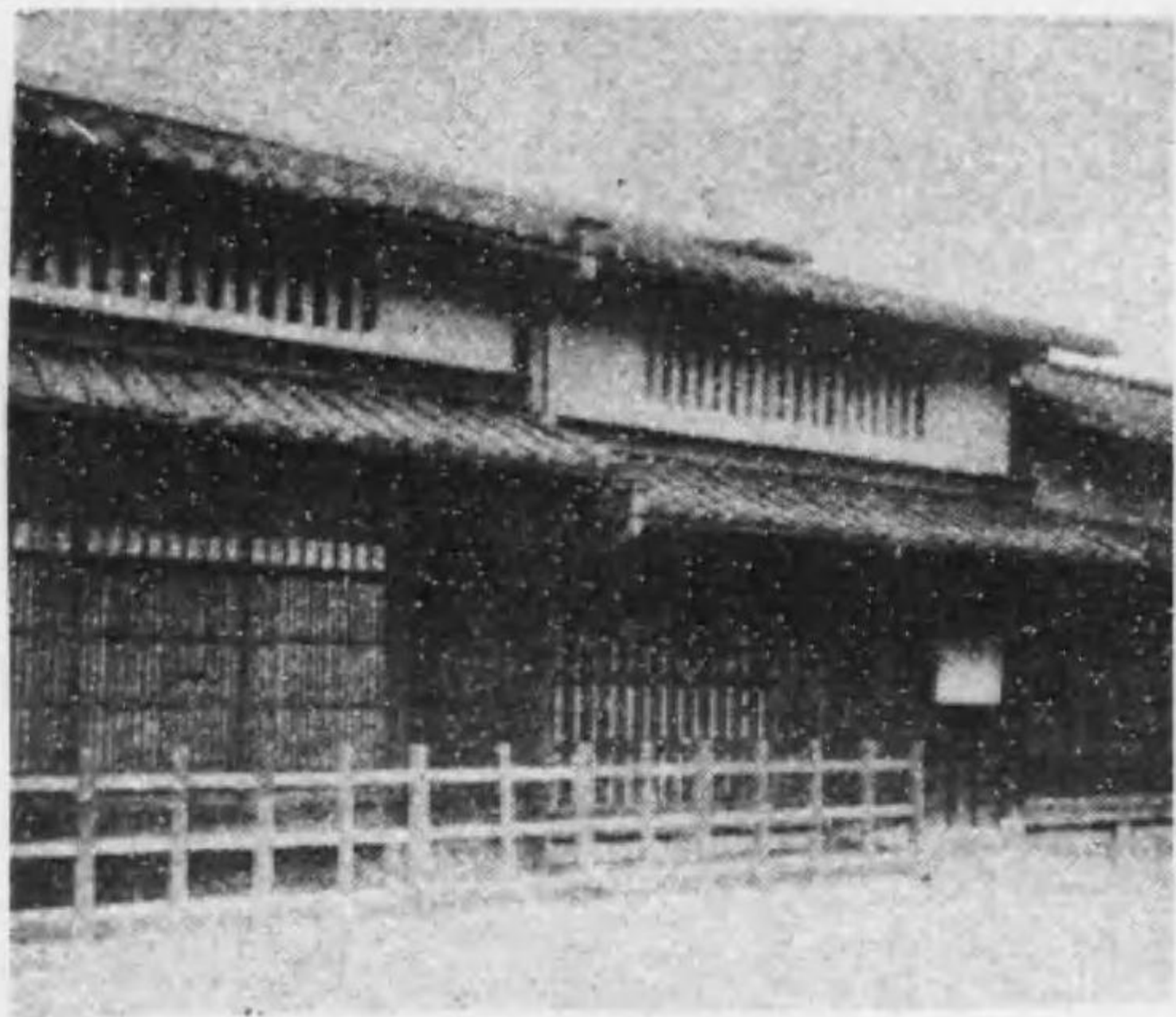
此女長野主膳の妾にして戊午の歳より以來主膳の奸計を相助け稀なる大膽不敵の所業有之赦すべからざる罪科候へ共其身女子たるを以て面縛の上死罪一等を減す最かすねの白狀により奸吏の名目一々これを記す猶此上役方再應吟味を遂げ奸吏共を逐一可加嚴科者也。

これが忽ち京都の大評判となつて、見物人は黒山の如く、大變な騒ぎとなつたのである、此村山かすねは、一時祇園で美人の噂が高かつた萩江であつて、洛西金閣寺の住職に落籍されて、北野の祠の傍に圍はれてゐたが、何時か妊娠して産落した男の子を帶刀と名づけた、しかしかすねは淫婦であつたから住職の眼を竊んで金閣寺の代官多田源左衛門と狎合ひ、遂には住職の媒介でかすねは源左衛門の女房になつた、然るに其當時井伊大老の命を受けた彦根藩の探偵が上洛してゐたが、其一人に長野主膳といふ者があつて、これが源左衛門と至つて仲がよくいつも源左衛門の宅に出入してゐる中に、多情のかすねは又しても主膳の男振のよいとの金のあるのに惚込んで、かすねは繁々主膳と密會してゐた、源左衛門も愛想が盡いて、早速かすねを離別し、かすねは伴の帶刀と一緒に平野に一家を構へた、長野主膳は志士を苦めた廉により、屢志士のために危く命を殞しかゝつたから、終に彦根に遁げ歸つた、かすねは仕方がないから、再び源左衛門に頼んで再縁した、文久二年十月三十日かすねは伴の帶刀に伴はれて伏見の稻荷神社に參詣した、歸り途帶刀が上七軒で遊んだ交、藝妓照香(本

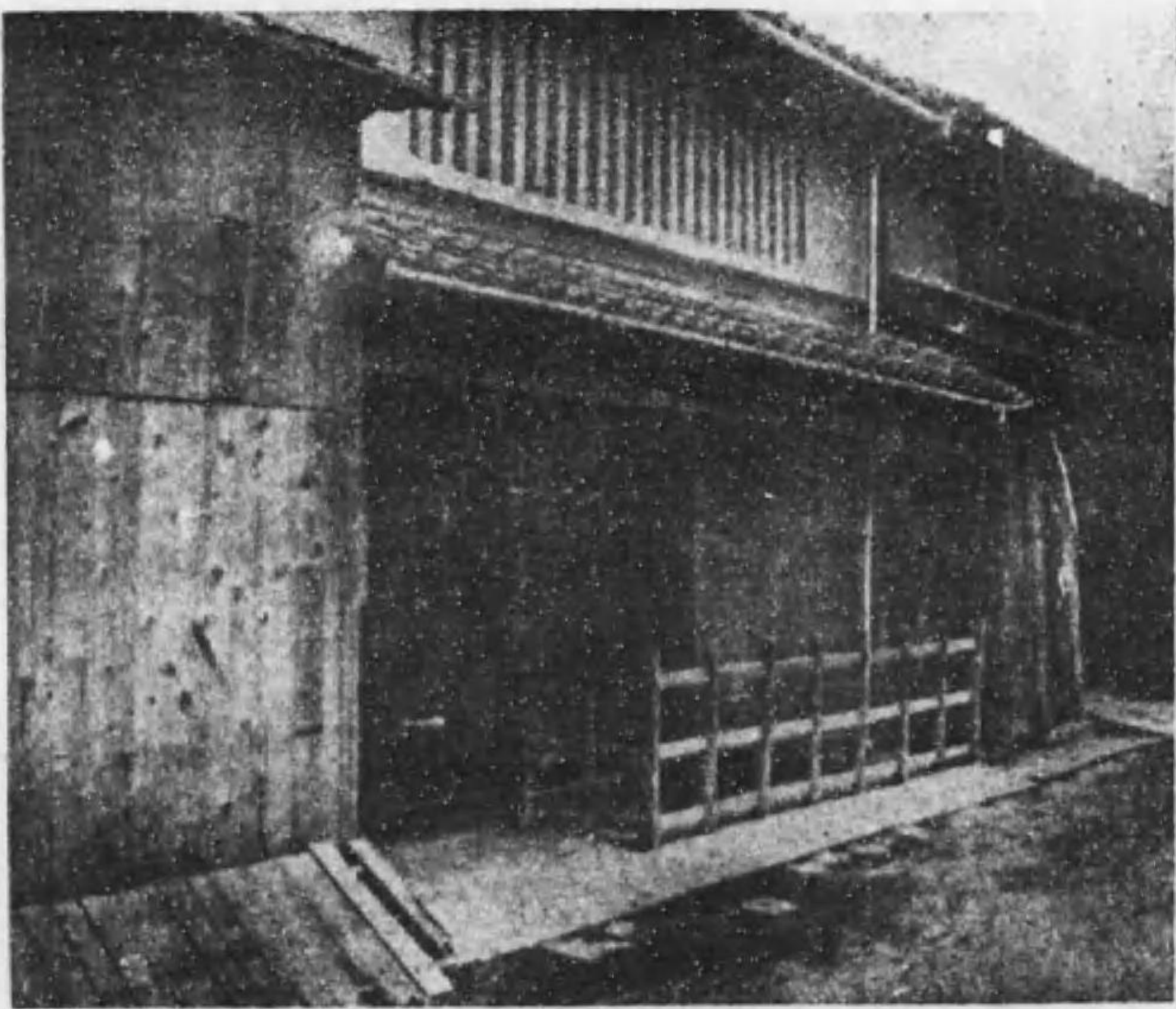
名八木てるを落籍した關係で、一貫町丹波口下る花屋町地尻突抜二丁目八木權七方(通稱萬常)を訪ねて、稻荷のお山をしたので、大分疲れて一夜の宿を願んだ權七は幸ひ東隣の借家も明いてゐるからといふので、こゝに入れて置くこと、帶刀母子はそれをよい事にして、いつまでも世話になつてゐた、半月程もたつた或夜、ドン／＼帶刀方の表戸を叩くものがある、見れば帶刀に怨を懐いてゐた志士の一隊であつたから、かずね母子は早くも裏口から逃げた、かずねは已に五十近いから逃足も遅く、遂に浪士のために捕へられて此天刑に遭つたのである、又一方帶刀はその翌日の十六日朝、八木權七方に来て、縁も由縁もない方に迷惑をかけたのが心苦しい、自分を縛つて其筋に突出してくれと依頼したので、權七は言ふがまゝに帶刀を縛つて、三條小橋まで連行き浪士に渡し、褒美として金一兩を貰つた、帶刀は例の丹虎で志士の嚴重なる取調を受けた末、粟田口で斬られて晒首となつた、其制札には次の様な事が記されてゐた。

此多田帶刀儀は島田左近、加納繁三郎、長野主膳と互に奸謀を相働き第一戊午の歳に至り有志の徒の書簡を開封せしめ渡邊金三郎へ相渡し右より事々露

かずねの假住居 一貫町にあるが今も其家構は昔の儘である(権一枚の女の項参照)

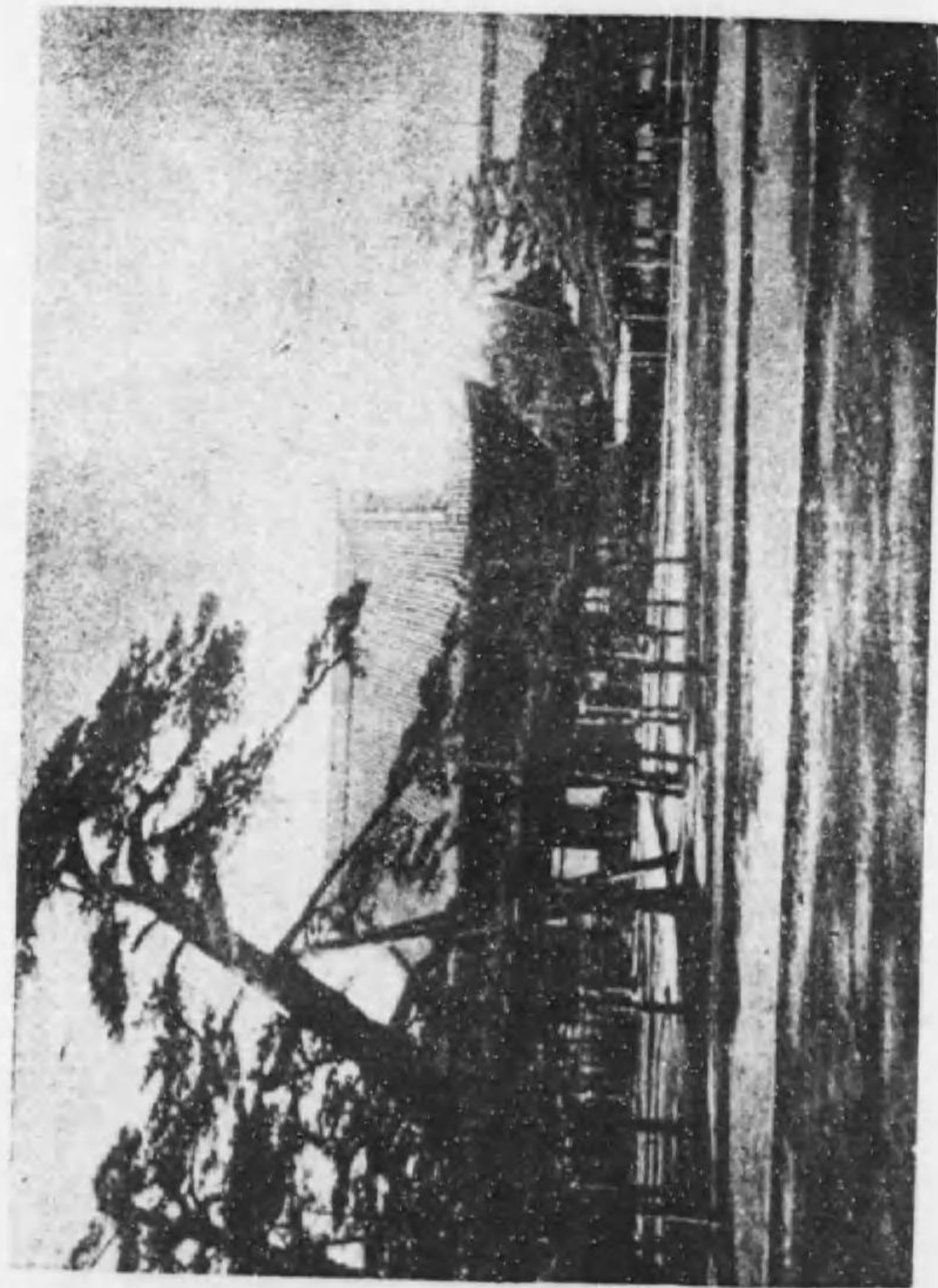


目明し文吉の宅址 高倉押小路上にある文吉が志士を苦しめたことは筆紙に盡し難い天誅を加へられたのは當然の結果である(文吉の天誅の項参照)



顯致し終に憂國赤心の者共一時地を拂ふに至り其罪實に天地に容れず、其餘
逐一白狀の條々枚舉すべからず仍而其一端を擧げ天誅を加へ候者也

黒谷金戒光明寺 松平容保が京都守護職となるや金
戒光明寺に詣り、久しき間急進派の公卿、志士の怨府とな
つた處である（黒谷本陣の項参照）



黒谷の本陣

九〇

天恩の優渥に感明す

松平容保の偵察

所司代酒井若狭守忠義が鳥津久光の入京に際して、狼狽措く能はず、京の市民は其卑怯を嘲り、爲に幕府の威望は頓に失墜したから、志士の横議其極に達し、輦轂の地も大混亂の状況にあつた、會々幕府にては幕政改革の一端として京都に守護職を置くに決し、會津藩主松平容保は其任に當ることになつた、容保は家老田中土佐を初め数名の藩士を京都に派遣して、京都の状況を備さに視察せしめ、文久二年十二月九日容保は江戸和田倉門内の邸を發し、道中恙なく同二十四日上洛して、寺町本禪寺に入り、天機を奉伺した、其儀容の堂々たるには京の市民も眇なからず安堵し、加ふるに所司代桑名侯は二條城に據り、容保亦本陣を黒谷金戒光明寺に構へ、文久三年正月二日には參内して、親しく拜

謁を賜ひ、剩つさへ破格の榮を得て緋の御衣を下賜せられた、これは前年容保が幕府に建言して勅使待遇の禮法を改正せしめたからである、容保は天恩の優渥なるに深く感激し、力を京都の秩序回復に努力せんと契ひ、善政を施し、御料増加の建議をも幕府に致した、其頃より松平相摸守、同肥後守、同長門守、同土佐守、伊達伊豫守、毛利淡路守、尾張大納言も上洛して京都は賑やかになつたが、志士の注意點は悉く會津藩邸に集注し、其實力を試みんと苦心したものであつた、文久三年七月には遂に京都皇宮建春門前に於て馬揃ひを天覽に供するの勅命を拜したのである。

奇怪な投書

九二

都落の諸卿

賀川肇の暗殺

酒井所司代の不評判は、聽て諸國の浪士が跳梁となり、京都の街は刻々に惡化し行くの形勢であつたから、市民は安堵の心地なく、殊に急進派より三奸二嬪として彈劾せられた面々は、唯モウ戦々兢々たる有様であつた、恰度文久二年九月十二日の夜中、富小路、千種、岩倉の三卿と久我卿、少將局、右衛門局九條前關白の邸に左の激烈な文書を投込んだ

□□□□殿先年來要路の奸吏に阿從し天威を傾加之 和宮御東下千古未曾有の大耻辱釀被成候然る虛天運挽回今年に至り 勅勘を蒙候上者急度改心可有之處尙貪慾心不驪有道の 朝廷を亂さんと種々の密議會議なし調伏焔毒之調度有之由今路頭に其說高し依而早速踏込可加天誅之處

朝廷の嚴威を憚り暫猶豫に及候得共頃日に至り候而は猶豫の義難相成と衆議一定候雖然別格の恤を以明十三月十四日中に洛中立退候に於ては自後を其分にて差置若其儀無之は首領を四號磔にさらす者也云々

此激烈な文面を見た家人は大に驚き、久我卿は家族を伴ひ洛北平野の別莊に、千種卿は西加茂に、富小路卿は氷室に、少將局は大原野に、右衛門局は太秦に九條前關白は九條村別邸に遁れ、岩倉卿は洛北岩倉村に蟄居してゐたから其難を免ぬがれた、恰度それと前後して千種有文卿の家臣賀川肇を下立賣の宅に襲撃した者があつたが、肇は巧みに一室に隠れてゐた、浪士の面とは肇の妾と小兒を捕へて拷問し、將に其兒を刺殺さんとしたから、肇は一室より其様子を見て、堪まらなくなつて終に浪士に首を授けたが、浪士等は千種、岩倉兩卿の邸に片腕を投込み、人洛中の一橋慶喜の旅館にも其首を白片木に載せて差出したといふ噂であつた。

面妖な貼紙

九四

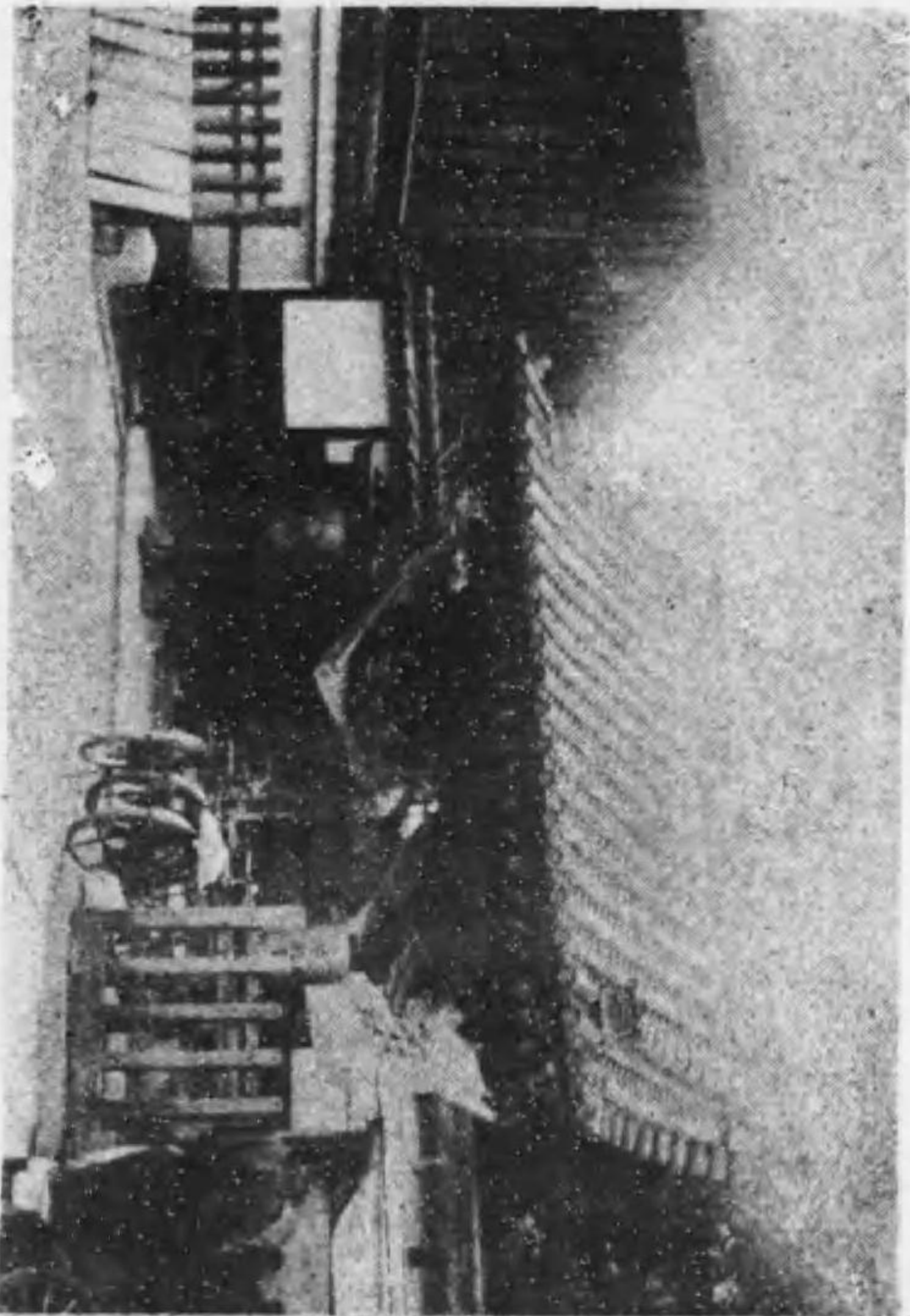
寺町四條下る浄教寺

非凡な伊達宗城

伊豫宇和島の藩主伊達宗城は凡庸な大名ではなかつた、伊達は文久三年頃には上洛して寺町四條下る東側の浄教寺に宿泊してゐた、恰度文久三年正月十日の夜誰かは知らないが、浄教寺の表門に次の様な貼紙をした。

宇和島老賊儀戊午以來出閉の者格別蒙朝思再び世に出づるに於ては國家のため御報恩をなすべきやと有志の者共孰れも注目相待候處上京以後意外にも因循偷安の説を唱へ第一朝命を違背し有志の列候を離間し天下大亂の基を開く所業言語に絶し不屈の至り早々改心罪謝不申候は、族館に打入り攘夷の血祭に可致者也

安政正年六月井伊大老が、日米條約に調印したから、水戸老候、尾張中納言、



水戸老候、尾張中納言、
安政正年六月井伊大老が、日米條約に調印したから、

おにる下條四町寺にて寺末の宗土淨は寺浄 寺教淨町寺
宗達伊は右寺教淨は左圖上たし館に時常城宗達伊主藩島和宇る
(照參紙貼な妖面) 盛達の城

千種郎 御苑内舊西殿町にあり久しく志士のために悩ま
され其臣賀川等は暗殺せられた(面妖社貼紙の項参照)



松平春嶽候には非常に立腹され、宇和島侯には土州侍従、肥前少將、因州少將
仙台少將、津山中將と共に鎖港攘夷の建白書を捧げて忠諫をしたけれども悉く
用ひられず、反つて夫々處罰されたのに不思議にも宇和島侯だけは其罪を道れ
たのである、此奇怪なる事件のために宇和島侯は世間から色々な風説を立てら
れたもろ下、文久三年正月元旦宇和島侯が朝賀のため参内した砌、一移、會津
侯に面會して、元來京都には多数の大名の集合する必がないのみならず、多く
の浪士を集めて置くは徒らに天下を騒がす許り、或は此輩が殿上人と徒黨を作
つて、將軍家を威嚇するやも計られぬから、此等の奴原は宜しく京都から追放
すべきであるご相談して居つたのは何時しかこの事浪士の耳に這入つたから堪
まらない、忽ち右の貼紙を見る次第となつた、才子とはいひ條小膽なる侯は、
今にも浪士か押寄せて來るかご氣を揉んで、種々心配した揚句、遂にお隣の大
雲院に身を忍ばして居られた、そして密かに島津淡路守を訪づれて、「近頃チト
御無心では御座るが、浪士共が兎角拙者を宇和島の老賊と唱へて何時踏込むや
も計られぬから、萬一の場合には何卒援兵の御派遣に預りたい」と申入れた、淡

路守は心の内で笑ひながら素知らぬ顔で、「武士は相見互で御座る、一議に及ばず御引受致す」と約束してくれた、借正月十五日の朝になると寺町通は騒々して一大事件でも起つたらしい様子、スワこそ浪士等が押寄せ参つた、皆々用意せよとの下知を傳へたは宇和島家であつた、近侍の人々は兩刀を腰に差し後鉢巻物々しく、待てども浪士は一人も來ず、其中に警鐘は頻りに鳴り、表通は一層騒々しく、近侍の者は物見として寺町通に出ると、程近い四條御旅町妙見の祠から火を噴出して炎々天を焦す有様、人々は馳歸つて候の居間に赴き、此騒ぎは浪士の押寄せたのでは御座りませぬ、四條御旅町が出火で御座りまごこの事に候もヤツこの事安堵されたがいつしか此事京の評判と相成つた

深夜の勅使

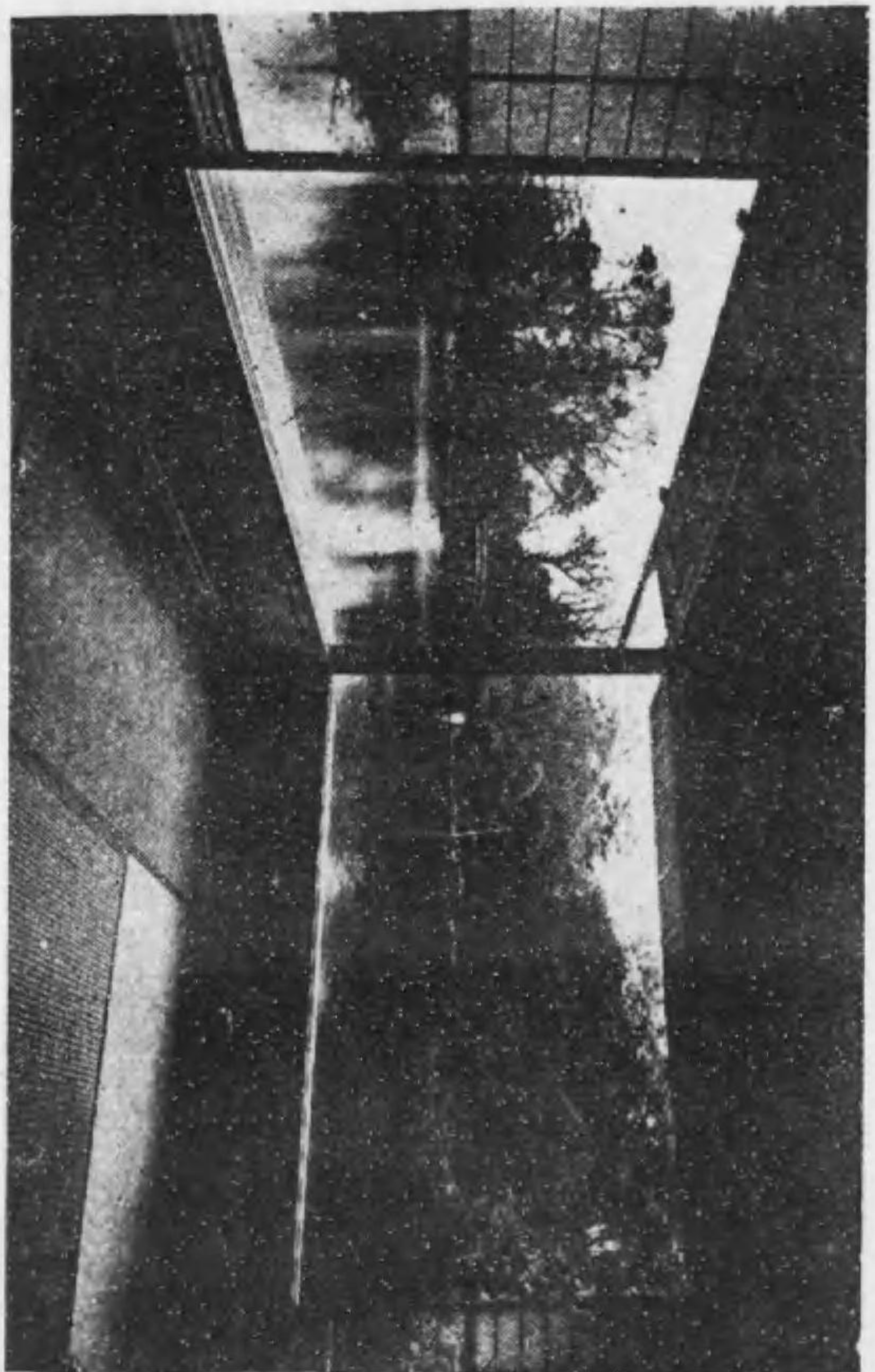
東本願寺の慶喜

容堂等の参殿

前に正勅使三條實美、副勅使姉小路公知兩卿は打揃ふて東向し、將軍家茂に勅書を授與して、攘夷決定布告の事、策路並に拒絶の期限の事を奉答せしめたが、幕府は容易にこれが實行をしないから、公卿等の憤慨する者が多く、遂には三條西中納言季知、錦小路少將頼徳其他の十一卿は鷹司關白輔照卿の邸を訪づれ、久阪玄瑞、寺島忠三郎、轟武兵衛と共に、「攘夷の朝議一決すと雖も、幕府之を執行するの意なし、宜しく確然其期限を定めしむべし」外諸箇條の實行を迫まつた、鷹司關白は大に驚き、(又久三年二月九日夜直に参内し、主上には關白の奏聞を聞召して、即座に三條中納言實美卿を勅使に、姉小路公知其他の六卿を副使として、眞夜中なるに拘らず二條城なる徳川慶喜の許に遣はされた、

三條勅使には威儀を正して、前に攘夷の廟議已に一決せりと雖も、幕府が因循敢て勅命を奉せせるは如何、急速に總裁、守護の兩職を會し、攘夷の期限を確定して、奏聞すべしとの内勅があつた、萬一勅命に違背の際は輕からざる罪科に處すべしと申渡した、慶喜は周章狼狽急使を松平容堂、同容保、同春嶽の許に使はし、即刻出仕を求めた、三人は直に駿馬に鞭ちて東本願寺に向ふたが、門内何んどなく騒がしく、直に奥殿に通ると三條卿以下の堂上方は、衣冠を正して元氣よきに、慶喜は顔色蒼ざめて、言葉さへ震へてゐる、三人は慶喜に招かれて一室に入り、勅使入來の趣を傳聞し、善後策に就き凝議したが、其結果將軍上洛の日より二十日を期し、攘夷を行ふべしとの議に一決し、慶喜以下は勅使の前に出で、決議を報告すると、勅使等は、屹度期限内に實行する様にと言放つて退出した、越えて十四日に慶喜等は左の上中書を正式に勅使に差出した

大樹公上洛滞在日數十箇日と御治定相成候間二月二十一日出帆より海上往度風波の障等無御座候得共四月中旬の内攘夷期限等相成度候尤歸着日より二十日御猶豫被下度候(下畧)



東本願寺枳敷邸 一輪燈塔は、下に館し幕府の爲に
 幹殿大に努む(深夜の勅使の項參照)此圖は邸内臨池亭で
 取る

かくして天下は益々多事ならんとし、同月十八日には國事掛が更迭せられ、急進派の公卿は愈々時を得顔に朝權を専らにするに至つた。

徳川慶喜の遺墨 慶喜が同族松平忠和に對し負傷見舞の感謝の書簡（福者藏）

<p> 徳川慶喜 親交に蒙る御 恩の厚さを 感ずるに御座 りませう。此の 御書は、誠に 心より存じます と申すに御座 ります。先づ、 お慰めを願ひ 申上らう。 </p>	<p> 松平忠和 御書は、誠に 心より存じます と申すに御座 ります。先づ、 お慰めを願ひ 申上らう。 </p>
--	--

木像の獄門

一〇〇

等持院の足利將軍の木像

犯人悉く逮捕せらる

時は文久三年二月二十二日の夜、木屋町三條上る料理店丹虎には、諸岡節齋、建部建一郎、高谷十輔、長尾郁三郎、大庭恭平、三輪綱一郎、宇和田勇太郎、永澤眞平、青柳建九郎、仙石太雄等が酒宴を開いて居つた、やがて志士の間に可愛がられてゐた河原町四條上る書林菊屋(土佐藩邸お出入)の伴峰吉を呼んで、一反風呂敷を齎らしめ、深更此等の人達は丹虎を出發した、往來途絶え勝ちな京の街を過ぎ衣笠山を横に観て、鬱蒼たる等持院の社に入り、三輪田綱一郎は峰吉に思ひ切り大きく門を叩けよと命じた、峰吉は頭はない子供であるから、ドン／＼門を叩くと、門番は「此深夜に何用ぢや、又明日来よ」といふ、峰吉は教へられたまゝ「御用があるのでまいつた、早く門を開けてくれ」といふ、門番は詮

方なしに門を開けると、三輪田を初め一同は樹蔭より躍出で、門内に進み入り門番を縛し、和尚の部屋に足を容れると、和尚は大に驚き姿を隠さんとするのを縛し、本堂に案内せしめ、三輪田は尊氏の木像の前に進だと思ふ刹那、拳を固めて、ホカリと木像の頭を一つ見舞ふと、見事首は前に飛び、次に三代將軍の木像を搜索し、これにも鐵拳を喰はしたが、首は容易に落ちず、鋸を取出して首を引切り、かくして尊氏、義詮、義滿三代の首を風呂敷に包み、峰吉はこれを脊負ひ、午前二時過ぎ再び丹虎に歸り、早速制札を作つた、あけて二十三日の朝、京の街は四條磧に前代未聞の木像の首の獄門、觀れば洛西等持院にあつた足利尊氏、義詮、義滿三代の首で、悉く眼を刳抜いて、各其名を記し、別に一枚の制札には次の様に記されてあつた。

逆賊

足利尊氏

同 義詮

同 義滿

一〇一

名分を正すの今日に當り鎌倉以來の逆臣一々吟味を遂げ誅戮すべきの處此三賊巨魁たるによつて先づ醜像に天誅を加ふる者也

亥三月二十三日

又三條大橋西詰南側の制札塙の張紙には

逆賊足利十五代

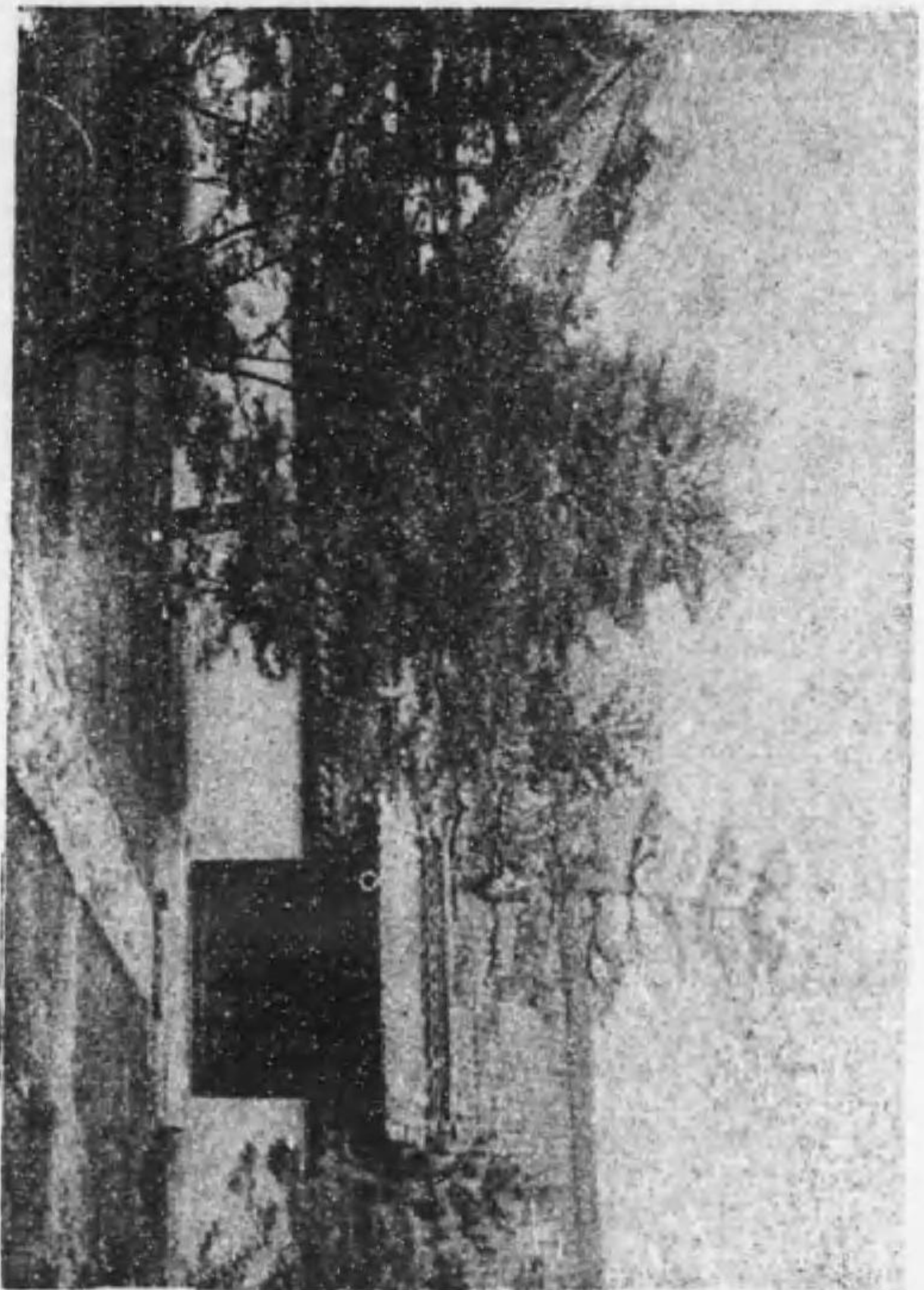
此者其の惡逆は已に先哲の辨駁する所萬人の能く知る所にして今更申すに及ばずと雖も此度此影像を斬戮せしに就ては贅言ながら聊其罪を述べん抑此大皇國の大道たるや唯忠義の二字を以て其大本とするは神代以來の御風習なるを賊魁鎌倉頼朝世に出で奉檣朝廷不臣の手始を致し次で北條足利に至つては其罪惡實に不容天地神人與に誅する所也、雖然當時天下錯亂名分紛擾世朝廷の御微力にして其罪を糺し給ふ事能はず遺憾豈不堪悲泣也今彼等が遺物を觀るに至ても眞に奮激す我々不敏なりと雖も五百年昔の世に出でたらむには生首を引拔んと握拳切齒片時も止む事能はず今や萬年後復古舊弊一新の時遂一不臣の奴原の罪科を正すべきの機會なり故に我々申合先其巨賊の大罪を

罰し大義明分を明さんが爲昨夜等持院に有之尊氏始め其子孫の奴原等の影像を取出し首を刎て是を梟首し聊散舊來の蓄憤者也大將軍織田公に至り各の賊統斷滅す些か愉快といふべし然る處爾來今世に至り此奸賊に猶超越する者有之黨數多にして其罪惡足利等の右に出づ若し此等の輩眞に舊惡を悔い忠節を抽で鎌倉以來の惡弊を掃除し朝廷を補佐して古昔に復し積惡辨償の所爲なくんば滿天下の有志追て大舉して可糾罪科者也

亥二月二十三日

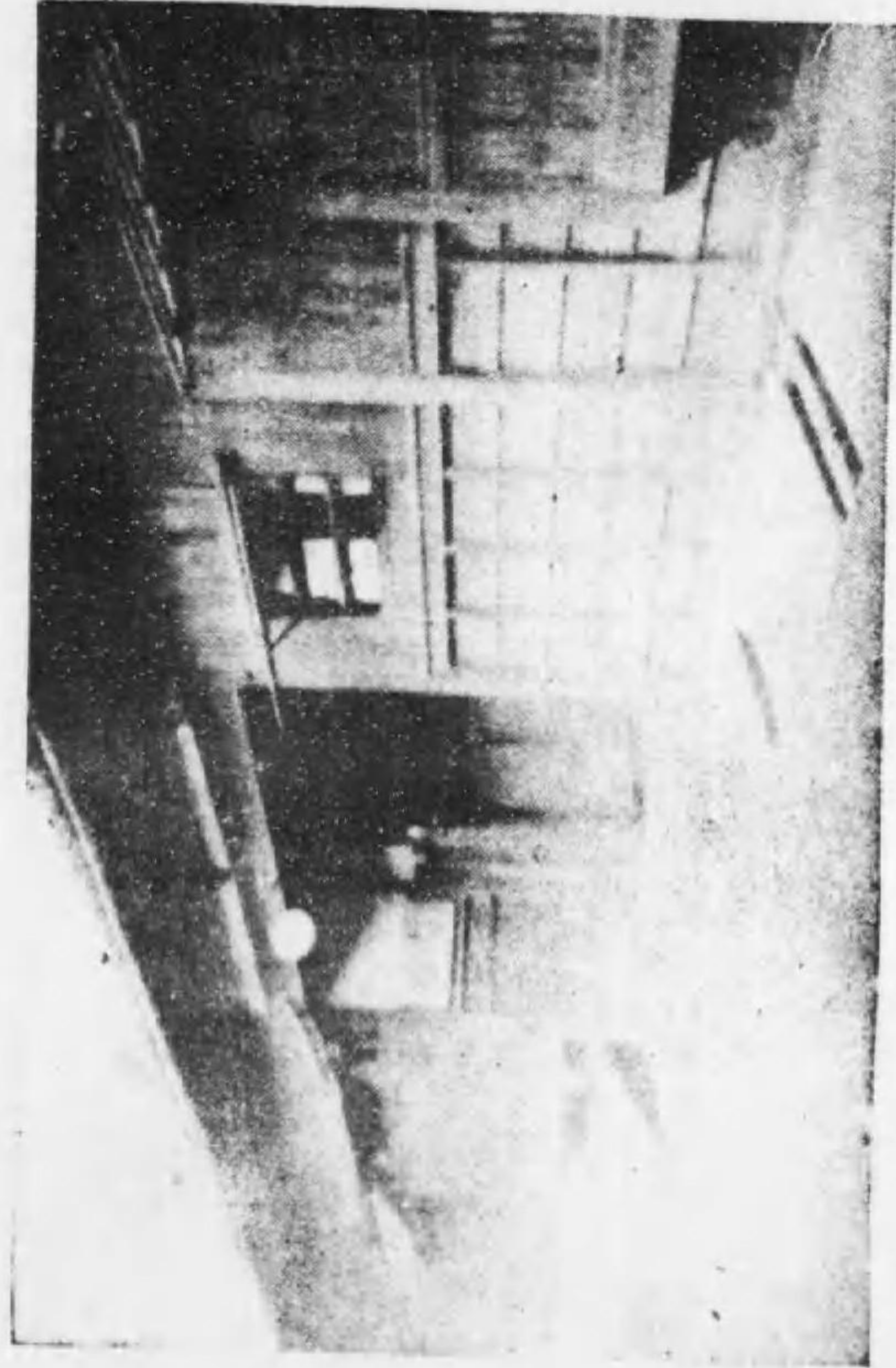
と書流して、墨痕淋漓龍躍り虎嘯くの概があつた、如何様幕府などにあてつけて傍若無人の惡戯なので、守護職會津侯は是非とも此犯人を捕縛しやうとしたが、中々犯人が知れない、かゝる間に松平容保の家臣大庭恭平は黒谷金戒光明寺内の會津の陣屋に赴き容保に謁し某此度大罪を犯しました、何をか包みましやう、足利將軍の木首を梟らせし者は水戸の士諸岡節齋、伊豫の士三輪田綱一郎下總の士宮和田勇太郎、青柳健之助を初め、かく申す某も其一人で御座ると告白したから堪まらない、容保は家臣小池繁次郎、白井新太郎、河原善左衛門

大野英馬、松阪三内、柴太一郎、廣澤富次郎に命じ、浪士の居である祇園新地
 満足稻荷、二條衣棚、室町の四箇所を襲撃せしめ、祇園の奈良屋で三輪綱一郎
 建部建一郎、其の他、二條衣棚なる三輪田の宿所にて師岡節齋、高松趙之助以
 下を捕へ、東町奉行所に引致し、恭平、節齋を信州上田侯の家臣に、健之助、
 建一郎を勢州久居侯の家臣に、其の他何れも諸家に預け、長尾郁三郎、西川善
 六の兩名は平民であつたから入牢仰付けられた、今も猶此因縁深き足利三代の
 木像は等持院に保存されてある。



洛西等持院 衣笠町にある隆濟の禪刹である高山
 彦九郎が此寺に來り足利尊氏の墓に鞭打ちたることあり
 又幕末の志士諸岡節齋等は尊氏以下三代の將軍の木像
 を鼻首したるげ人の知る所（木像の獻門の項参照）

壬生屋敷 洛西壬生町にあり近藤勇、芹澤鴨以下新選組の人々、を世所さす(浪士の土洛の項参照)



浪士の土洛

新選組の由來

故高橋正意翁の談

故高橋正意翁は京都の事情に精通してゐた人であるが、殊に新選組に就いては最も詳細な顛末まで知つてゐたが、其一節を左に掲げやう

「將軍家茂が土洛するに決した折柄、土洛の先手として江戸の新選組水戸侯御預の浪士を引連れ、旁々警固の役として出發する事になつた、文久三年二月四日に一同は小石川傳通院に集合し、土洛の披露があり、鶴殿鳩翁を浪士組の頭分、山岡鐵舟、松岡萬を取調役に任命し、中山脩輔を調役とし、浪士二百三十五名を七組に分ち二月九日江戸を出發、中仙道を経て二十三日土洛した、近藤勇と土方歳三は第六番組、清川八郎、池田徳太郎、芹澤鴨は取締附常見一郎、石阪宗順は第三番組に居つた、一同は壬生村に分宿し、其宿割は

出井友三郎方に四十三名、新徳寺に廿一名、宇都宮左衛門方に二十名、取締役及び附屬の連中は南部龜三郎方に、其他は十名宛各家に分宿した、専ら將軍を守護するに苦心してゐたが、幕府から至急東下し「粉骨碎身可勵忠誠候也」といふお墨附が下つた、しかし芹澤、近藤等は新徴組の主意に反した意見を懐き、東下を拒み、近藤勇は同志と語らひ左の嘆願書を提出した

今般外夷切迫の儀に付、世上混亂、恐れながら上京の上、天朝を奉御守護候は勿論、並に大樹公警衛を以て、神州の穢を清淨せんが爲め、御下向の後勅に基き、攘夷仕度同志一同の宿願に御座候、然る所大樹公御下向無之に、一統東歸可致旨仰付承知仕候、併し東歸の上直様攘夷致候儀に候はゞ大悅至極に御座候得共、漫然と退京の儀は、一統の不忍處に候、何卒大樹公御下向迄、御警衛仕度志願に候、乍恐城外夜廻り等の御警衛御命じ被下候はゞ難有仕合に御座候、元より毛頭も私意無之、是迄の御厚命心魂に徹し難有奉存候、只々托命報國の心願に出で候儀、若し願意御聽届け不相叶候はゞ、退身浪々致しても、天朝大樹公の御守護攘夷可仕決心に御座候、

愚意の趣御取次被仰上度、仍て連名を以て奉願上候

以上

浪士芹澤鴨、近藤勇、新見錦、粕谷新五郎、平山五郎、
山南敬助、沖田總司、野口健司、土方歳三、原田佐之助
平間十輔、藤堂平助、井上源太郎、永倉新八、齋藤一、
佐伯又三郎、阿比留鋭三郎

幕府も其中分は至極尤もであるとして、直に開濟みとなり、こゝに新選組と命名し、松平肥後守の御預となり、本陣は前田といふ家に置いて、表には松平肥後守御預新選組と看板が掲げてあつた、隊長の近藤勇は素行が至つて悪く亂暴な男で、議論は中々見事なものであつた、其下に使はれてゐた僕などは、法被に「正」の字をつけて市中を横行し、物を購ふても金銭を拂はぬ、亂暴狼籍至る隈もないから、商人は新選組といふと身の毛立つて恐れた、當時新選組に加入してゐたのは土方歳三、永倉新八、井上源三郎、古川小三郎、其他であつたが、百數重なるに従ふて京阪、伏見の者までも加入した、京都の

者では水口市松、三品一郎、宿院良三、山崎進、大阪の桑部親正などが即ちそれである、新選組は三隊に分れ、局長附属、兩長、召抱子供となつて居つた、文久三年八月二十一日には三條木屋町の志士の潜伏所を襲ひ、次では榎屋旅館の主人を捕縛し、長州浪人數百名が壬生の屯所を襲來するとの噂が立つたから、新選組では早速表門に木砲二門、裏門に木砲一門をすへ、會津藩から加勢として二十一名の勇士がやつて來た、然し何事もなかつた。

元治元年六月二十一日の夕暮會津藩の公用方が早馬でやつて來た、其報告によると東六條附近に長州浪人が潜伏して密議を凝らして居るとの事であつたスツ一大事と東六條を取調べたが、何の事もなかつたが、二十四日には又も早馬で大阪兵庫邊へは長州浪人が陸續上陸する、速やかに出張仰付くるの命令が來た、新選組は早速竹田街道錢取橋附近に野陣を構へて警備したが、これも何事もなかつた、やがて蛤御門の戦が起つて、新選組は蛤御門で奮闘した、此頃から伊東甲子太郎、三木三郎、服部武雄、加納繁雄、清原清等は近藤隊長と意見を異にしたから離隊し、高臺寺月心院に山陵衛士の名の下に寓

居してゐた、次で新選組は西本願寺の太鼓堂の側に移り、三度稻荷の御旅所の附近に屋敷を構へたが、其後近藤勇は、伏見街道で何者にか狙撃せられ、一丸は右肩を貫通し、勇は創重くして伏見に留まることが出来ず、止むなく大阪城に入り、慶喜の侍醫松本良順の治療を受け、烏羽伏見の戦争には勇は從軍が不可能であつた、漸くにして勇は東歸し、武總の國境流山に兵を募り遂に成功せずして官軍のために捕縛せられ、江戸王子瀧の川に斬られた、其他の人々は更に新選組を組織し、白河の戦を起し、散々に官軍のために破られ、仙臺候のために抑留せられて、屢々糾問を受けた後静岡藩に引渡された時は明治二年七月の事で、永倉新八は北海道、齋藤一藤田五部と改名松原惟忠は何れも東京、近藤芳助川村三郎と改名も現存して居るさうな云々。

天盃を賜ふ

一一〇

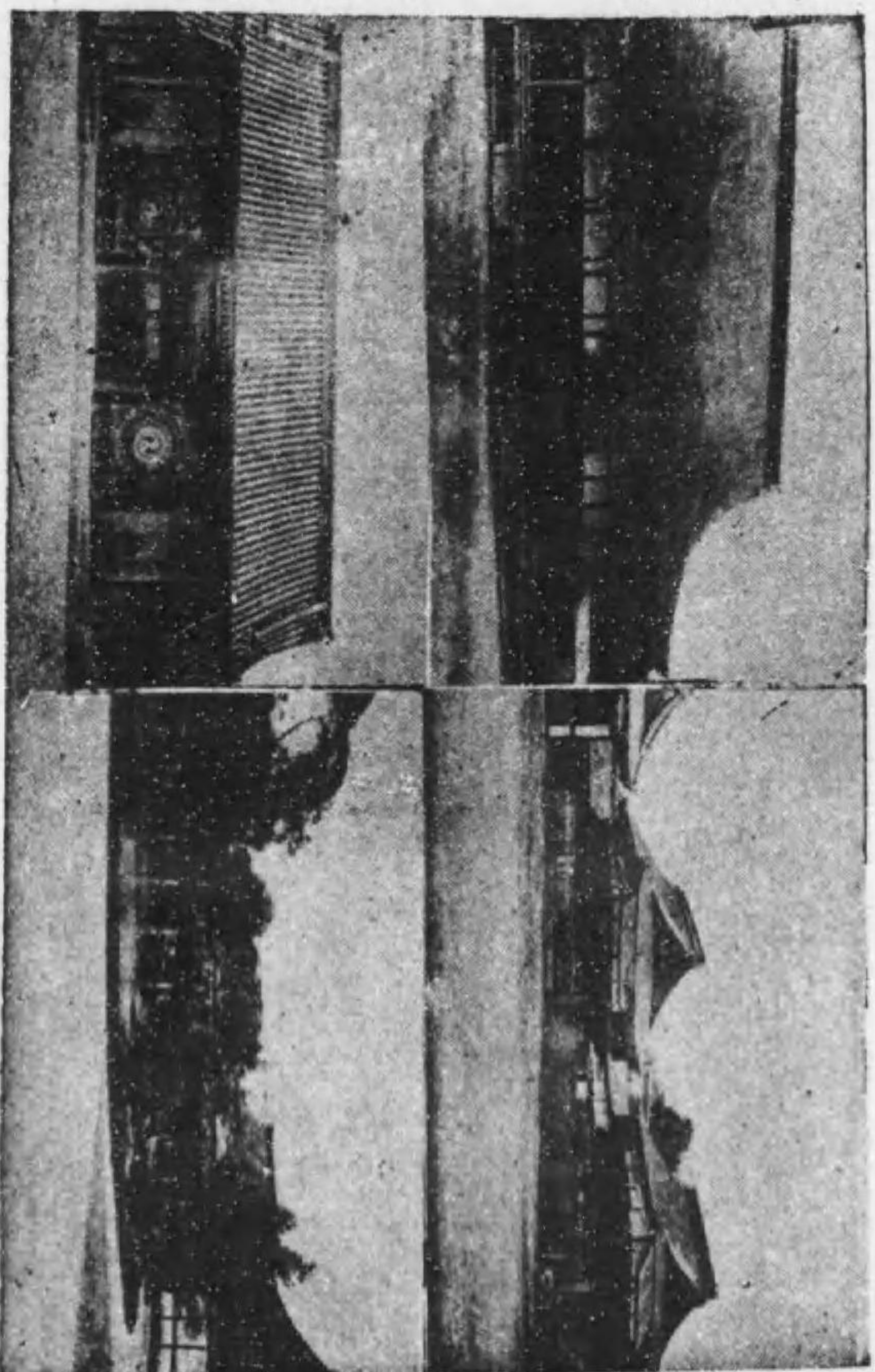
二百三十年目に参内

京の市民大に賑ふ

文久三年二月十三日將軍家茂は、關老水野和泉守忠精、板倉周防守勝靜等を隨へて江戸城を發し、上洛の途に就き、三月四日京都に着し、直に二條城に入つた、七月には愈参内して天機を奉伺することに決定し、古例に則り中立賣門内の施藥院に休憩、家茂は衣冠單に改めて、頓て高家の誘導により公卿門透垣外にて轎を下り、車寄より参内し、一橋中納言慶喜以下在京の諸侯

尾張從二位前大納言、阿波左中將、越前前中將春嶽、筑前中將兼美濃守、因幡中將兼相摸守、津山中將兼三河守、會津少將兼肥後守、熊本少將兼越中守、毛利少將兼長門守、福井少將兼越前守、廣島少將安藝守、松江少將兼出羽守、肥前前侍從入道閑叟、土佐前侍從入道春山、從四位下溝口主膳正、從四位下

清涼殿 承明門



京都皇宮各殿の内侍所

櫻橋より内御所を眺む

京都皇宮各殿の二
神嘉殿



常御殿

島津淡路守

これに扈從し、家茂は傳奏の誘導により麝香間に入り、休憩中六位藏人は茶煙草盆などを出して接待し、非藏人は家茂より太刀を受取り、隨從の諸侯は虎の間、四位以下は鶴の間、櫻の間等に伺候してゐると、傳奏は家茂を小御所押妻戸の邊廊下に誘導、此時主上には小御所上段に出御せられ、黄金百枚、白銀三千枚、机一脚、料紙硯箱一箇、香爐一箇、衝立二箇、金屏風一双、大和錦五十卷、綿千把、屏風一双献上の披露があり、終つて將軍は小御所の下段に參進先づ一拜、更に中段に參進し拜謁を賜はり、次で

「征夷將軍の儀是迄通り御委任遊ばされ候上は、彌々以て叡慮遵奉、君臣の名分相正し、閩國一致、攘夷の成功を奏し、人心歸服の處置之れあるべく候、國事の儀に就ては、事柄により直に諸藩へ御沙汰在らせられ候間、兼て御沙汰成され置き候事」

この叡旨を下し給ひ、次で御盃の式があり、先づ三肴、盃を供御し、後將軍に三肴を賜ひ、天盃をも下賜せられて、御式は恙なく終了し、主上には入御、家

軍は麿香間に退き、やゝあつて將軍は傳奏に附添はれ車寄廊下絲櫻杉戸の邊に出で、非藏人は車寄階下迄見送り、こゝにて乗轅、扈從の諸臣を率ゐ二條城に歸着した、かくの如き盛儀は二百三十年來中絶していたのを、今茲に復活せられたのである、將軍は先例に則り洛中町總代を町奉行所に招き、西町奉行瀧川番摩守、東町奉行永井主水正、大御目附伊澤美作守、御目附大久保權右衛門、御徒目付伊藤治郎助、御小人目附彦阪銀次郎、御使池永龜三郎列座の上、市民一般に銀五千貫目、外に紙包百兩入十包を贈る旨通達せられ、總代は有難く拜受して、夫々手舁いで門前へ持出し、車二輛に積上げ、直に洛中の人家三萬七千六十四軒に割賦した、一戸の割充は一兩五十七文宛であつたさうな。

兩加茂行幸

前代未聞の盛儀

將軍家茂の感咽す

攘夷御祈禱のため孝明天皇には、文久三年三月十一日兩加茂神社に行幸遊ばさるゝことゝなつた、關白鷹司輔熙、右大臣二條齊敬以下公卿、堂上、將軍家茂、中納言徳川慶篤、同一橋慶喜、前中將松平春嶽、其他東京の諸侯は悉く供奉し、有栖川宮、前關白近衛忠熙等は列外にあつた、此日は前代未聞の立派な鹵簿であつたから、近畿から拜觀の榮を得るために京の街は湧き返へる賑はしさ、惜しいことには雨が蕭々と降つてゐたに拘らず、鹵簿は定刻建禮門を出御清和門を東せられ、今の河原町を北に、葵橋を渡御の後、下加茂神社に着御、折柄雨は烈しく降出で、鳳輦も雨に濡ひ、拜觀の人々は餘りの勿體なさに涙を咽ぶものも多く、主上には本殿の階段を御舁りになつて御拜があり、やがて、